

みんながつながり・支え合う  
生きがいあふれる福祉のまち かがしま

# 第5期鹿児島市地域福祉計画

令和4(2022)年度～令和8(2026)年度



マグマシティPRキャラクター  
火山の妖精 マグニオン



# はじめに



本市では、平成16年に「鹿児島市地域福祉計画」を策定し、地域住民がお互いに支え合い、生涯にわたって住み慣れた地域で健やかに暮らし続けられるまちづくりを進めてまいりました。

一方、人口減少や少子高齢化の進行等により、地域福祉を支える担い手が減少してきているほか、個人や世帯を取り巻く環境の変化により、地域住民が抱える課題が複雑化・複合化してきております。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大により、人やまちの交流が大きな制約を受け、さまざまな関係性が希薄になる中、人とのつながりや地域の支え合いの重要性は、ますます高まっています。

このような中、国においては、子どもや高齢者、障害者を含む全ての人々が、それぞれ役割を持ちながら支え合い、地域、暮らし、生きがいを共に創っていく「地域共生社会」の実現に向けた取組が進められており、こうした社会情勢の変化や国の動向等も踏まえ、本市の地域福祉を総合的かつ計画的に推進するための指針となる「第5期鹿児島市地域福祉計画」を策定いたしました。

本計画は、高齢・介護、障害、児童など、多岐にわたる福祉の各分野における個別計画の上位計画として位置づけられるとともに、地域福祉と関連のある「成年後見制度利用促進計画」及び「再犯防止推進計画」も盛り込まれるなど、分野横断的な施策展開の礎となるものです。

今後、本計画の基本理念である「みんながつながり・支え合う 生きがいあふれる福祉のまち かがしま」の実現に向けて、地域の関係団体や関係機関等と連携しながら、地域住民が主役の支え合う地域づくりを着実に推進してまいりますので、皆様方のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、アンケート調査やパブリックコメント手続きを通じてご意見やご協力をいただきました市民及び市議会の皆様をはじめ、熱心にご審議いただきました鹿児島市地域福祉計画推進委員会及び地区福祉推進会議の皆様など、関係各位に心より感謝申し上げます。

令和4年3月

鹿児島市長 下 鶴 隆 央

# 目次

<b>第1章 計画の策定にあたって</b> .....	1
1 計画策定の趣旨 .....	2
2 計画の位置づけ .....	2
3 計画期間 .....	5
<b>第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題</b> .....	7
1 国の動向 .....	8
2 本市の現状とこれまでの取組 .....	9
3 今後の課題 .....	22
<b>第3章 計画の基本的な考え方</b> .....	23
1 基本理念 .....	24
2 基本目標 .....	24
<b>第4章 施策の展開</b> .....	25
1 計画の体系 .....	26
2 施策の展開	
・基本目標Ⅰ 地域住民が主役の福祉活動の推進 .....	28
・基本目標Ⅱ 相談しやすい体制づくりと福祉サービスの充実 .....	34
・基本目標Ⅲ お互いを尊重し合う誰もが暮らしやすい地域づくり .....	39
<b>第5章 成年後見制度利用促進計画</b> .....	41
1 計画策定の趣旨 .....	42
2 本市の現状 .....	42
3 課題 .....	44
4 主な取組 .....	44
<b>第6章 再犯防止推進計画</b> .....	49
1 計画策定の趣旨 .....	50
2 本市の現状 .....	50
3 課題 .....	51
4 主な取組 .....	52

<b>第7章 地区福祉計画</b>	55
1 地区福祉計画について	56
・中央地区	62
・谷山地区	64
・伊敷地区	66
・吉野地区	68
・吉田地区	70
・桜島地区	72
・喜入地区	74
・松元地区	76
・郡山地区	78
<b>第8章 計画の推進にあたって</b>	81
1 目標指標	82
2 計画の推進体制と進行管理	83
<b>資料編</b>	85
・第5期鹿児島市地域福祉計画の策定経過	86
・鹿児島市地域福祉計画推進委員会設置要綱	88
・鹿児島市地域福祉計画地区福祉推進会議設置要綱	89
・鹿児島市地域福祉計画庁内推進委員会設置要綱	91
・鹿児島市成年後見制度推進協議会設置要綱	93
・再犯防止に関する取組	94
・用語解説	101



# 第1章

計画の策定にあたって

## 第1章 計画の策定にあたって

### 1 計画策定の趣旨

地域福祉とは、それぞれの地域において人々が安心して暮らせるよう、地域住民や公私の社会福祉関係者がお互いに協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組む考え方です。

本市は、地域住民がお互いに支え合い、生涯にわたって住み慣れた地域で健やかに暮らし続けられるまちづくりを進めるため、平成16（2004）年に「鹿児島市地域福祉計画」を策定以降、地域福祉館等を拠点とした地域福祉ネットワークの推進を図るなど、地域福祉施策の着実な推進を図ってきました。

一方、人口減少や少子高齢化の進行、人々の価値観やライフスタイルの多様化、災害や感染症リスクの高まりなど、地域福祉を取り巻く環境が変化する中、地域福祉を支える担い手が減少し、人と人とのつながりが希薄化するなど、地域で支え合う力が低下してきているほか、個人や世帯を取り巻く環境の変化により、地域住民が抱える生きづらさやリスクが複雑化・複合化（8050問題、ダブルケア、社会的孤立など）してきています。

このような中、近年、国においては、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を推進しており、その実現に向けては、福祉の領域だけではなく、まちづくりや産業、防犯・防災、環境、教育等との連携が不可欠とされています。

今後、本市においても、地域福祉を取り巻く環境の変化に的確に対応し、あらゆる課題を克服していくためには、「自助」、「共助」、「公助」の連携を基本としながら、福祉以外のさまざまな分野とも連携し、地域住民が主役の支え合う地域づくりを進めていくことが必要です。

このようなことを踏まえ、「地域共生社会」の実現に向けて、本市の地域福祉を総合的かつ計画的に推進するための指針となる「第5期鹿児島市地域福祉計画」を策定します。

### 2 計画の位置づけ

#### （1）法的な位置づけ

本計画は、社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」として位置づけます。

また、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条に基づく「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」及び、再犯の防止等の推進に関する法律第8条に基づく「再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画」については、地域において人々が安心して暮らすという点で、地域福祉との関連があり、国のガイドラインにおいても、「地域福祉として一体的に展開することが望ましい分野」と示されていることから、本計画に盛り込むこととします。

## 社会福祉法（抜粋）

（市町村地域福祉計画）

- 第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。
- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
  - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
  - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
  - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
  - 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

## 成年後見制度の利用の促進に関する法律（抜粋）

（市町村の講ずる措置）

- 第14条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

## 再犯の防止等の推進に関する法律（抜粋）

（地方再犯防止推進計画）

- 第8条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。

## 市町村地域福祉計画の策定ガイドライン（抜粋）

福祉に関する計画はもとより、関係する他の計画（例えば、成年後見制度利用促進法に規定される市町村計画、住宅セーフティネット法による供給促進計画、自殺対策基本法に規定される市町村自殺対策計画、再犯防止推進法に規定される地方再犯防止推進計画、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定される市町村地域防災計画等）の策定の際には、地域福祉として一体的に展開することが望ましい分野については、地域福祉計画にも位置付けるなど地域福祉計画を積極的に活用していくことも考えられる。

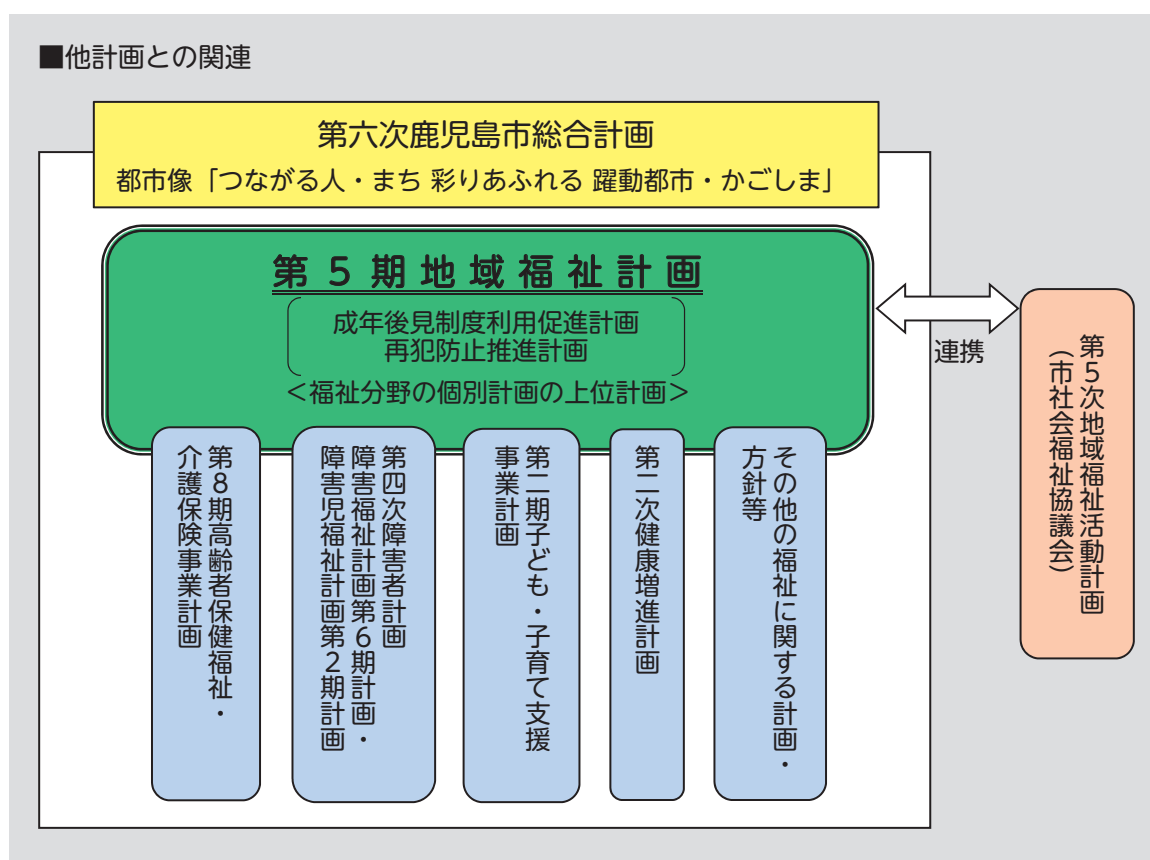


## (2) 他計画との関連

本計画は、将来における本市のあるべき姿と進むべき方向について、基本的な指針を定めた最上位計画である「第六次鹿児島市総合計画（計画期間：令和4（2022）年度～令和13（2031）年度）」に即した計画とします。

また、平成30（2018）年の社会福祉法改正の趣旨を踏まえ、地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項を記載する福祉分野の個別計画の上位計画として位置づけます。

さらに、市社会福祉協議会の「第5次鹿児島市地域福祉活動計画」と基本理念を共有するなど、連携を図りながら、本市の地域福祉を総合的に推進していきます。



地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について（厚生労働省通知（抜粋））

### 第一 社会福祉法改正（平成30年4月1日施行）の趣旨について

市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定について、任意とされていたものを努力義務とするとともに、策定に際しては、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する、いわゆる「上位計画」として位置付けている。

### (3) SDGsとの関連

2015年の国連サミットで採択された「SDGs (Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標))」は、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けた2030年までの国際目標で、17のゴールと169のターゲットが掲げられています。

本計画においても、SDGsのゴールの達成に向け、本市の地域福祉を推進していきます。

#### ■SDGsの17のゴール



#### <本計画と特に関連があるゴール>

<b>1 貧困をなくそう</b> あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる	<b>2 飢餓をゼロに</b> 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
<b>3 すべての人に健康と福祉を</b> あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	<b>4 質の高い教育をみんなに</b> すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
<b>5 ジェンダー平等を実現しよう</b> ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う	<b>8 働きがいも経済成長も</b> 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する
<b>10 人や国の不平等をなくそう</b> 各国内及び各国間の不平等を是正する	<b>11 住み続けられるまちづくりを</b> 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する
<b>16 平和と公正をすべての人に</b> 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する	<b>17 パートナーシップで目標を達成しよう</b> 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

### 3 計画期間

令和4（2022）年度から令和8（2026）年度までの5年間とします。

なお、計画期間中であっても、社会情勢の変化や関係法令の改正等を踏まえる中で、必要に応じて見直しを検討します。



# 第2章

地域福祉を取り巻く現状と課題

## 第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

### 1 国の動向

#### (1) 社会福祉法

近年、国においては、「地域共生社会」の実現に向けた取組を推進しており、平成30（2018）年4月の社会福祉法改正では、市町村地域福祉計画の策定が努力義務とされ、同計画を高齢・介護、障害、児童、その他福祉の各分野の個別計画の上位計画として位置づけることとされたほか、「地域共生社会」の実現に向け、市町村において、地域住民が抱える複雑化・複合化した課題を包括的に受け止め、支援していく体制（包括的な支援体制）を整備するよう努めることとされました。

また、令和3（2021）年4月には、包括的な支援体制の整備に関する具体的事項を定めた重層的支援体制整備事業（任意事業）が創設されました。

#### 社会福祉法（抜粋）

（包括的な支援体制の整備）

第106条の3 市町村は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策
- 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策
- 三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策

#### (2) 成年後見制度の利用の促進に関する法律

平成28（2016）年5月、成年後見制度の利用の促進に関する法律が施行され、同法に基づき、平成29（2017）年3月、成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定されました。

また、同法第14条において、市町村は、国の計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めることとされました。

### (3) 再犯の防止等の推進に関する法律

平成28（2016）年12月、再犯の防止等の推進に関する法律が施行され、同法に基づき、平成29（2017）年12月、再犯防止推進計画が策定されました。

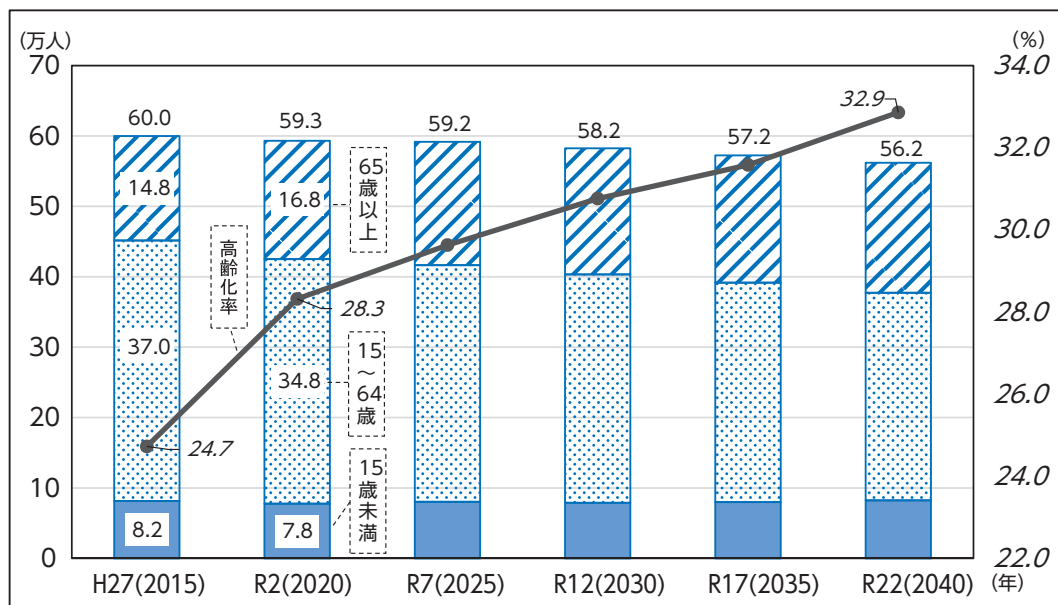
また、同法第8条において、市町村は、国の計画を勘案して、市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画を定めるよう努めることとされました。

## 2 本市の現状とこれまでの取組

### (1) 各種統計

#### ① 本市の人口の推移と見込

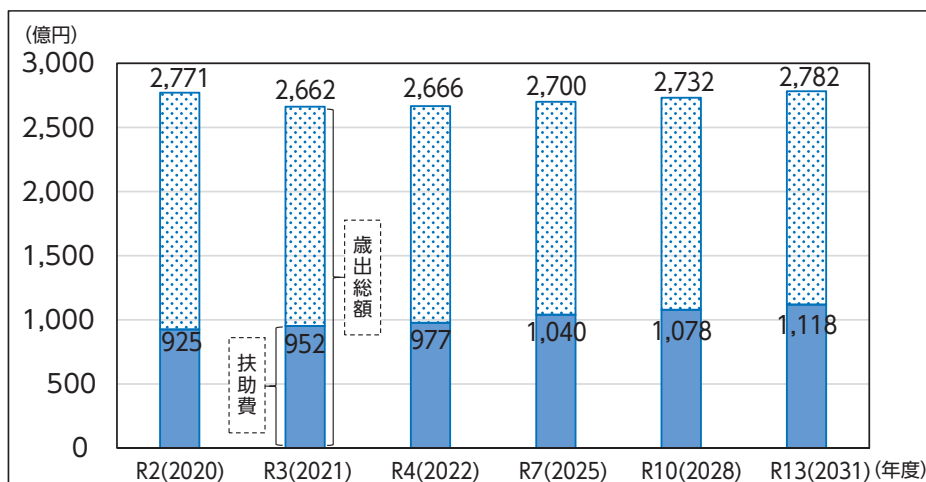
本市の人口は今後も減少し、高齢化が進行する見込みです。



※令和2年までは国勢調査（不詳補完値により算出）。令和7年以降は「鹿児島市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」における推計値。

#### ② 本市の一般会計歳出総額と扶助費の将来推計

扶助費（生活保護費、子育て支援等の福祉や医療に係る費用）は今後も増加する見込みです。

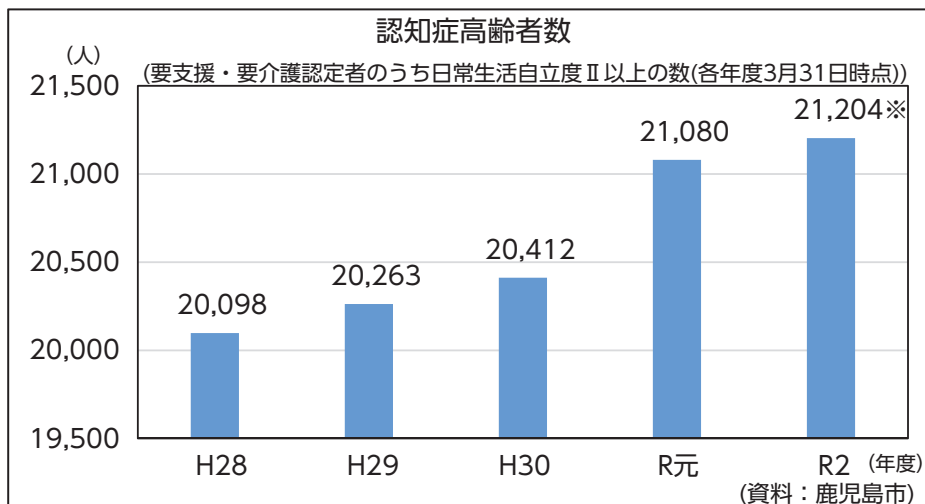
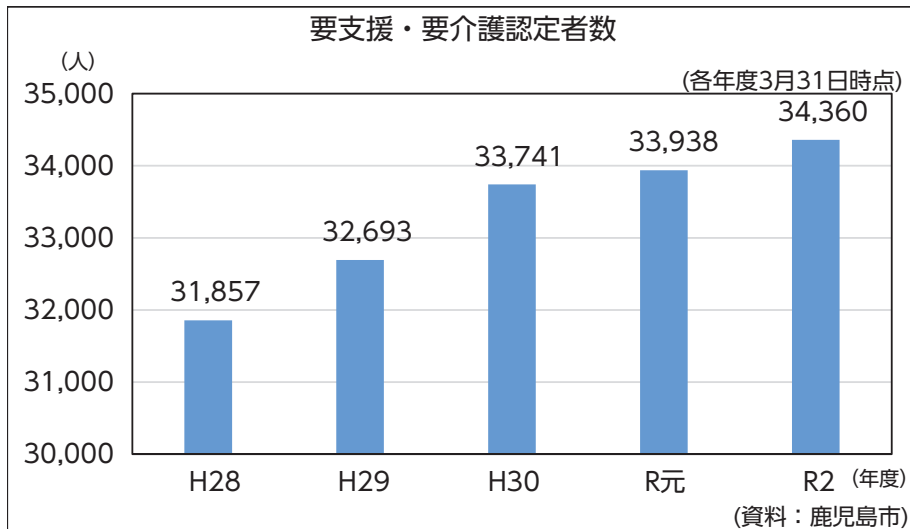


※令和2・3年度は当初予算ベース。令和4年度以降は、中長期の経済財政に関する試算や現行の地方財政制度等を基に算出した推計値。

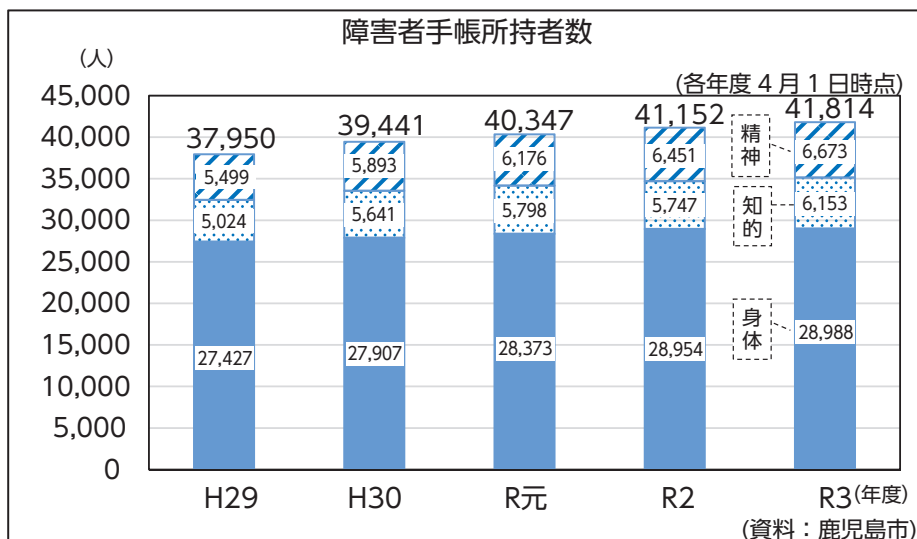
③ 地域福祉に関する主な統計

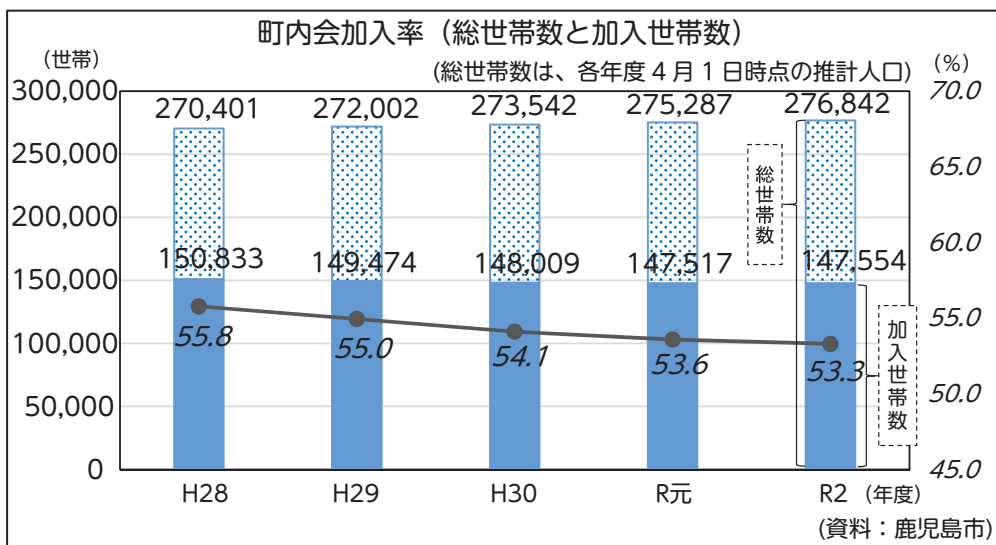
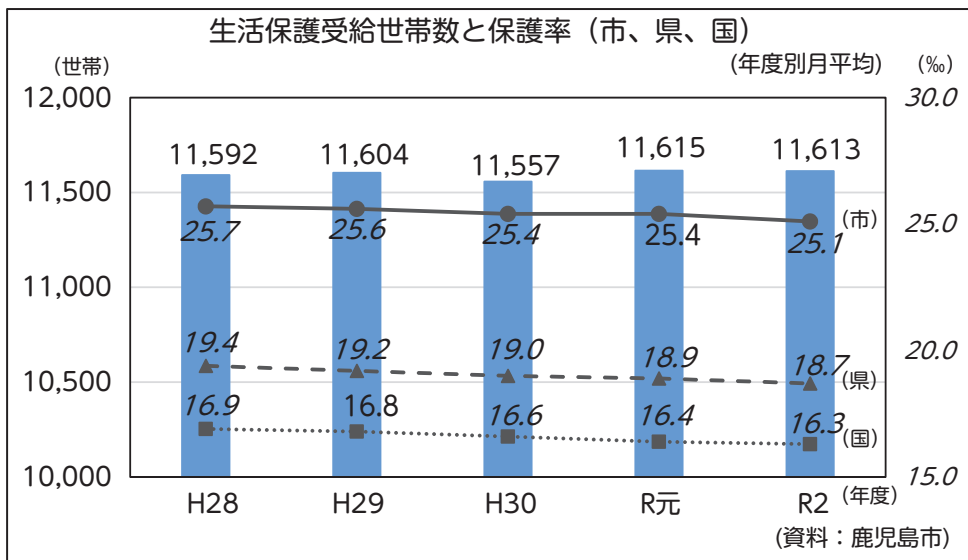
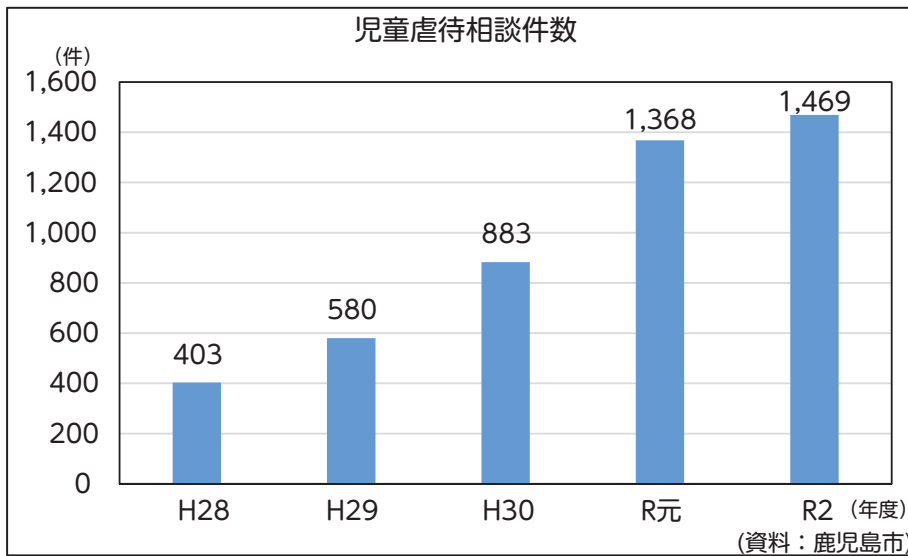
本市の要支援・要介護認定者数や認知症高齢者数、障害者手帳所持者数、児童虐待相談件数は増加傾向にあるほか、生活保護受給世帯数は横ばいに推移しているが、保護率は国や県よりも高くなっています。

また、町内会加入率は減少傾向にあります。



\*新型コロナウイルス感染症にかかる要介護認定の臨時的取り扱いにより、有効期間の合算を行った者は含まない。







## (2) 第4期計画における取組

本市は、「第4期鹿児島市地域福祉計画（計画期間：平成29（2017）年度～令和3（2021）年度）」において、「みんなであわせ みんながしあわせ 支えあうまち かごしま」という目標を掲げ、3つの基本理念「地域住民の自立と福祉サービスの充実による地域の福祉力の向上」、「人と人がつながり温もりに満ちた地域社会づくり」、「地域で築く協働と連携のまちづくり」に基づき、4つの基本目標を設定し、各種施策に取り組んできました。

### 【基本目標Ⅰ】福祉サービスの充実と利用促進

誰もが住み慣れたまちで、安心して健やかに幸せな生活を送るために、地域の身近なところで、一人ひとりに対し総合的かつ速やかに福祉サービスを提供できるような仕組みと、それを十分に生かすことができる環境の整備に取り組ましました。

#### <主な取組>

- ・地域包括支援センターにおける相談支援の充実  
事業所数：17箇所（平成28年度）⇒20箇所（令和2年度）
- ・障害者基幹相談支援センターにおける相談支援の充実  
開所日：週5日（平成28年度）⇒週6日（令和3年度）
- ・児童クラブの増設  
設置数：117箇所（平成28年度）⇒168箇所（令和2年度）

### 【基本目標Ⅱ】地域による福祉活動の推進

地域住民が地域社会の抱える問題を自分の問題と認識し、積極的かつ主体的に課題解決に関わりながら、地域福祉の担い手として活躍できるよう、福祉活動の推進を図りました。

#### <主な取組>

- ・地域コミュニティ協議会の設立支援  
設立校区：58校区（平成28年度）⇒79校区※全小学校区（令和2年度）
- ・「認知症等見守りメイト」の養成  
登録者数（累計）：484人（平成28年度）⇒728人（令和2年度）
- ・ボランティア推進校（小・中・高）への支援  
指定校数：133校（平成28年度）⇒146校（令和2年度）

### 【基本目標Ⅲ】 地域における福祉と関連分野との連携

地域の中で、安心して健やかで幸せに生活するために、福祉の分野はもとより、生活関連分野全般にわたって連携を図りながら、生活課題を総合的に解決することができる体制を整えました。

#### <主な取組>

- ・ 自主防災組織の育成促進  
組織数：607団体（平成28年度）⇒632団体（令和2年度）  
組織率：88.1%（平成28年度）⇒94.0%（令和2年度）
- ・ ひとり暮らし高齢者等安心通報システムの設置  
設置台数（累計）：1,319台（平成28年度）⇒1,420台（令和2年度）
- ・ 家庭ごみの高齢者等戸別収集（まごころ収集）  
利用世帯数：211世帯（令和元年度（開始））⇒411世帯（令和2年度）  
利用者数：237人（令和元年度（開始））⇒458人（令和2年度）

### 【基本目標Ⅳ】 地域におけるバリアフリーの推進

障害の有無や年齢などに関係なく、地域のすべての人にとって、やさしいまちにするために、行政をはじめ、生活関連分野の関係者、地域住民が協力し、支え合いながらバリアフリーのまちづくりを推進しました。

#### <主な取組>

- ・ 高齢者等住宅改造費の助成  
助成件数（累計）：3,203件（平成28年度）⇒3,774件（令和2年度）
- ・ 市道バリアフリーの推進  
整備箇所（累計）：78箇所（平成28年度）⇒616箇所（令和2年度）  
※第2期市道バリアフリー推進計画における整備箇所数
- ・ 障害者差別解消の推進  
研修会等講師派遣回数：25回（平成29年度～令和2年度）

### (3) 市民意識調査

第4期計画の取組を進める中で、市民の日々の暮らしの悩みや不安、地域住民同士の交流や助け合いなどの実態を把握するため、「地域福祉に関する市民意識調査」を実施しました。

#### ① 調査対象

鹿児島市に居住する16歳以上の3,500人

(住民基本台帳から居住地区ごとの人口割合を基に無作為に抽出)

#### ② 調査時期

令和2年9月

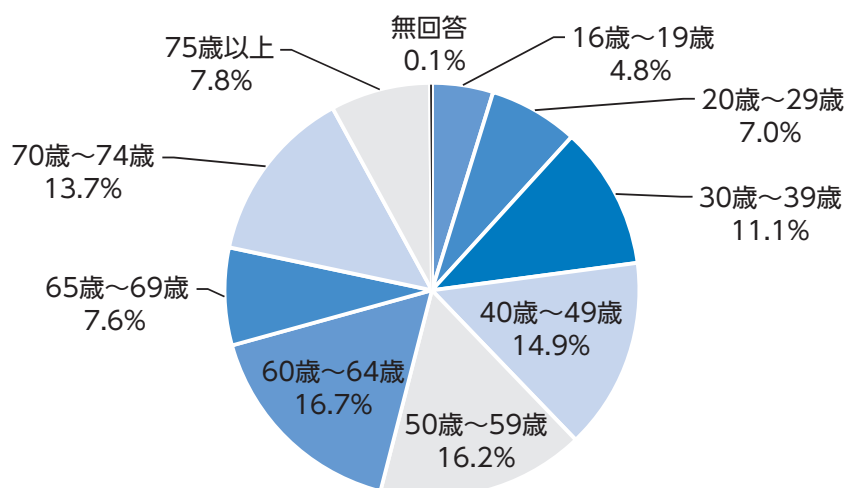
#### ③ 回答者数

2,076人(有効回答率59.3%)

居住地区	郵送数	回答者数	有効回答率
中央地区	992	539	54.3%
谷山地区	672	389	57.9%
伊敷地区	346	230	66.5%
吉野地区	346	202	58.4%
吉田地区	230	134	58.3%
桜島地区	212	125	59.0%
喜入地区	232	154	66.4%
松元地区	249	164	65.9%
郡山地区	221	130	58.8%
合 計	3,500	2,076	59.3%

※回答者数の合計には、居住地区無回答(9サンプル)が含まれる。

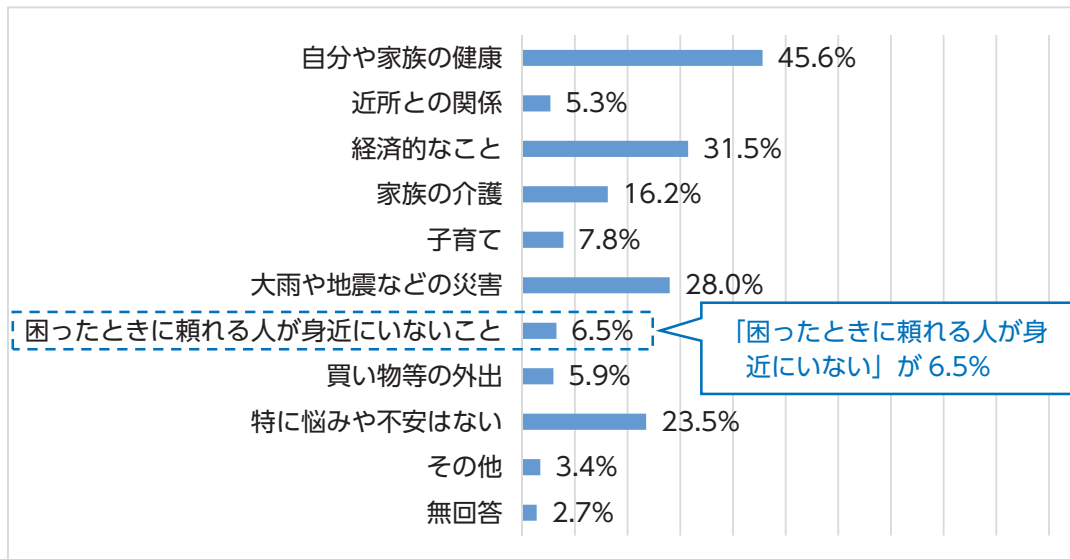
<回答者の年齢分布>



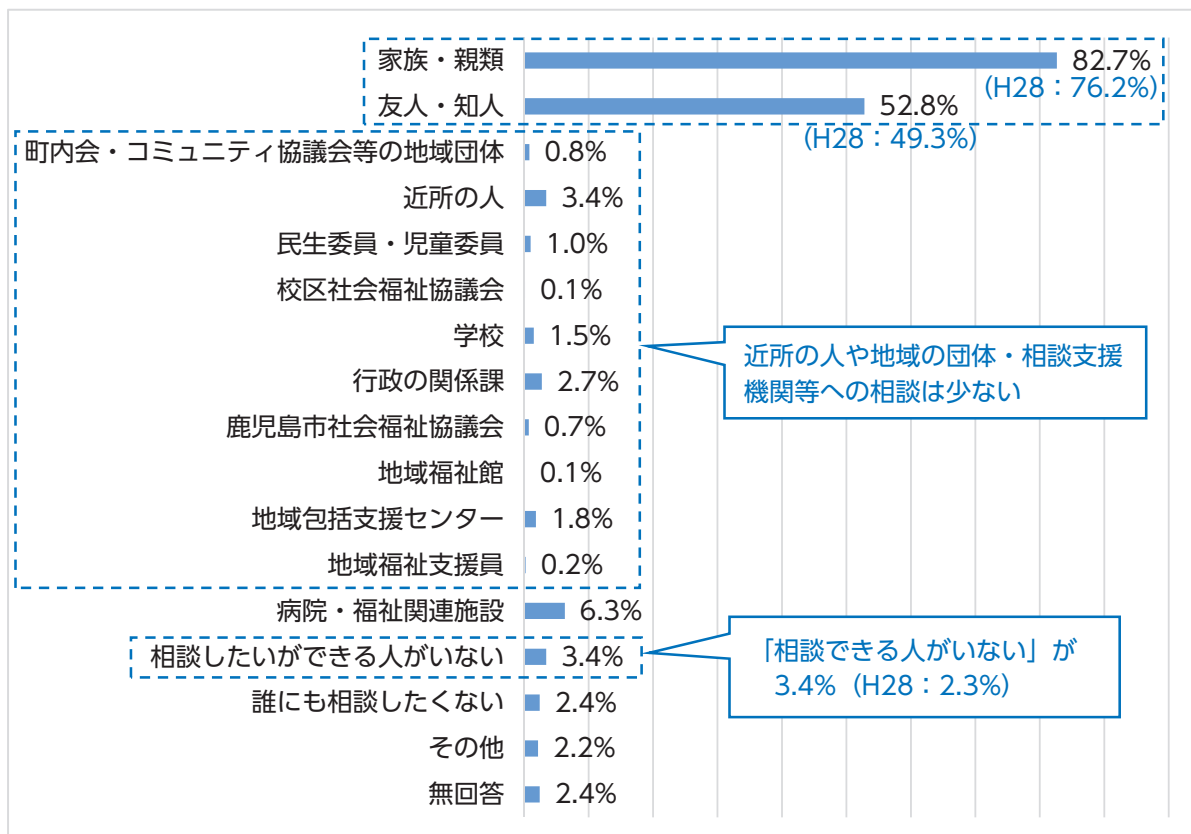
※集計結果は百分率で算出し、小数点第二位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。

④ 主な調査結果（抜粋）

■あなたは、現在、次のような悩みや不安を感じていますか。（複数選択可）

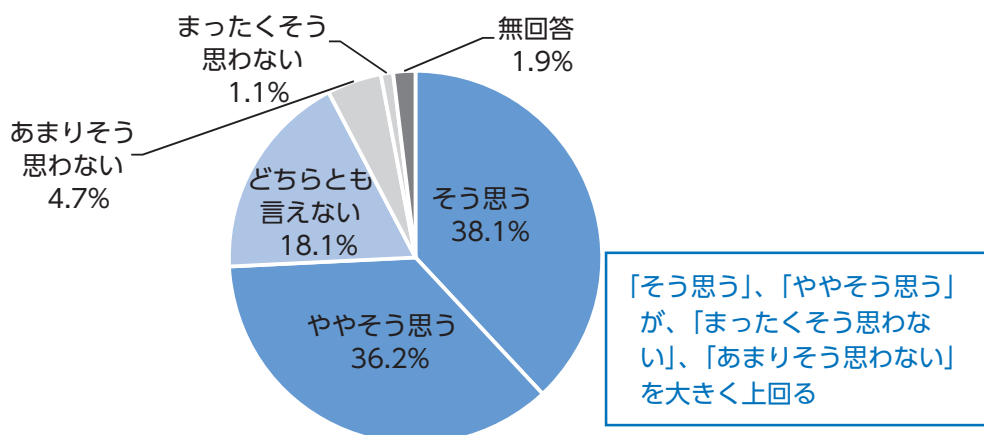


■あなたは、悩みや不安を感じたとき、誰に（どこに）相談することが多いですか。（複数選択可）

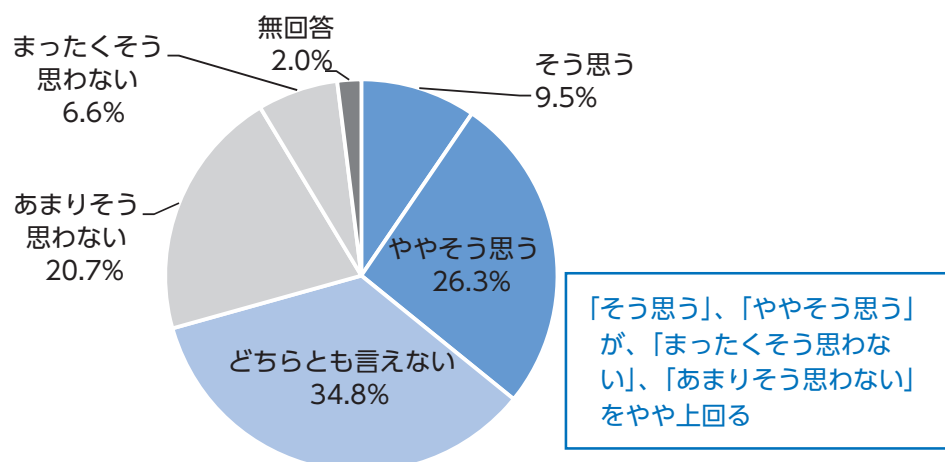


■あなたは、地域住民同士の交流や助け合いについて、どのようにお考えですか。

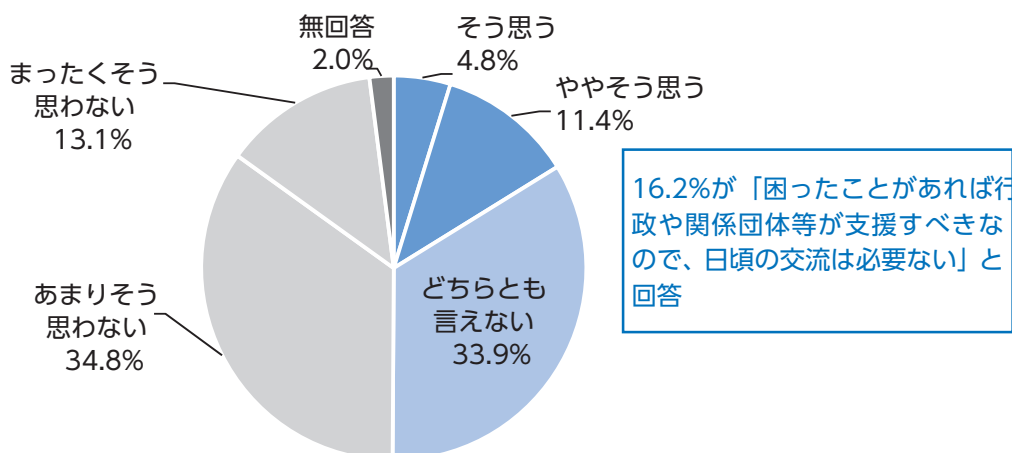
- ・地域で助け合うことは大切であり、そのためにも日頃の交流が必要



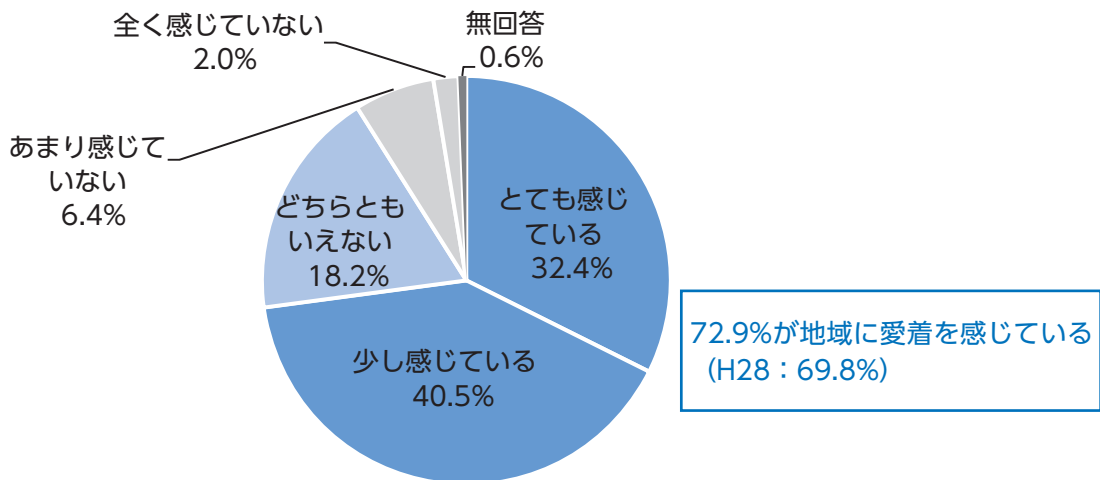
- ・困ったことがあれば地域で助け合うべきだと思うが、日頃の交流はしたくない



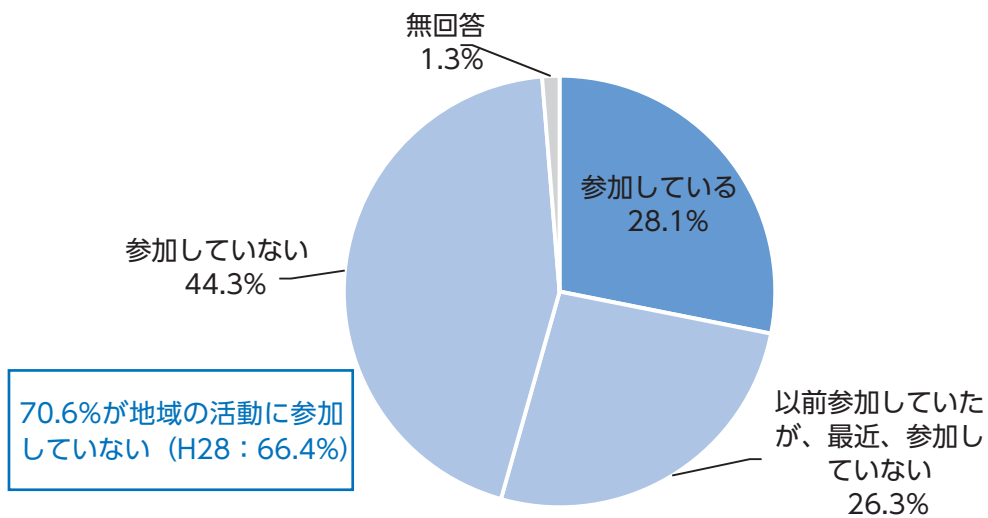
- ・困ったことがあれば行政や関係団体等が支援すべきなので、日頃の交流は必要ない



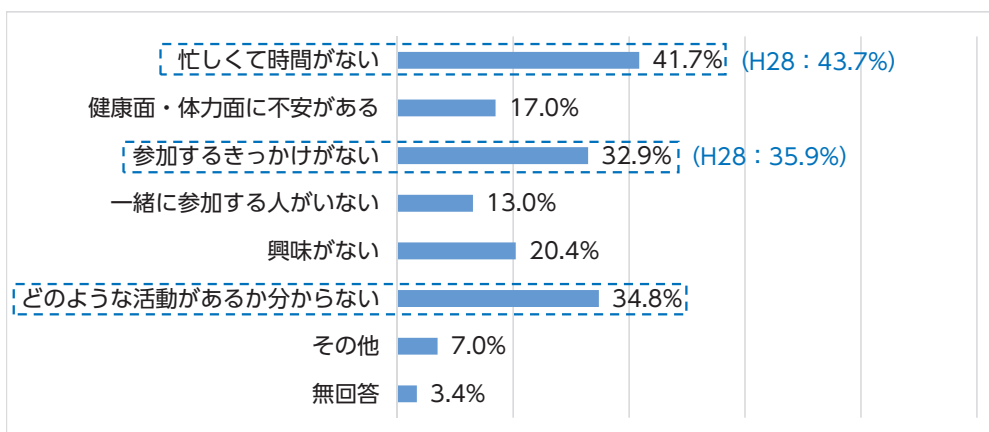
■あなたは、お住まいの地域に愛着を感じていますか。



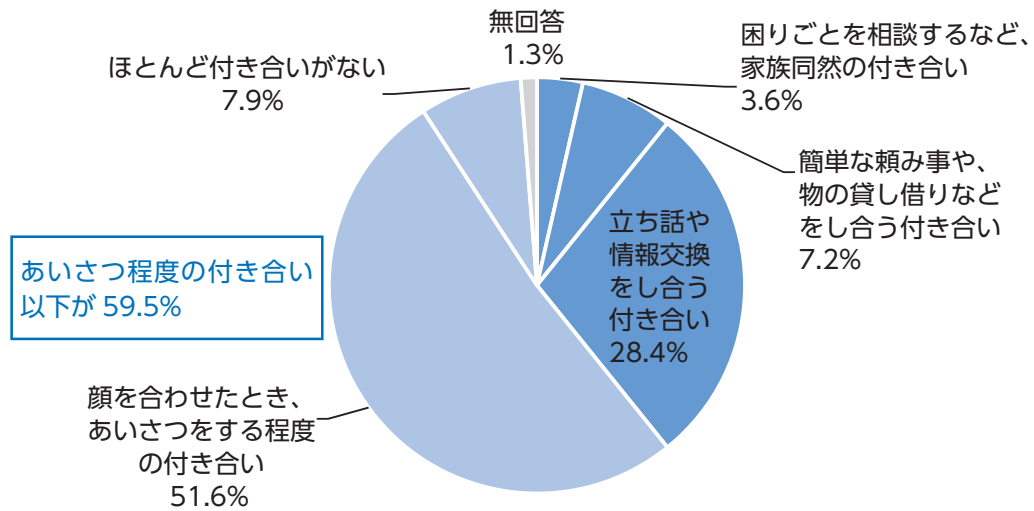
■あなたは、地域の活動に参加していますか。



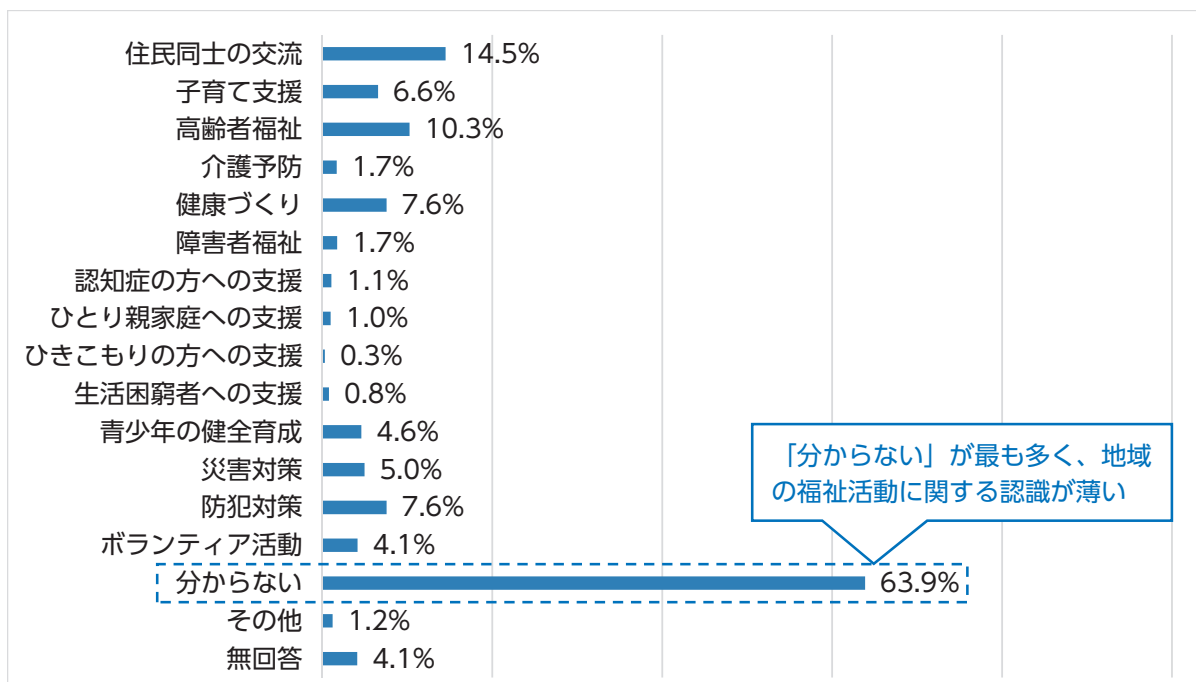
■「地域の活動に参加していない」と答えられた方にお聞きします。それはなぜですか。(複数選択可)



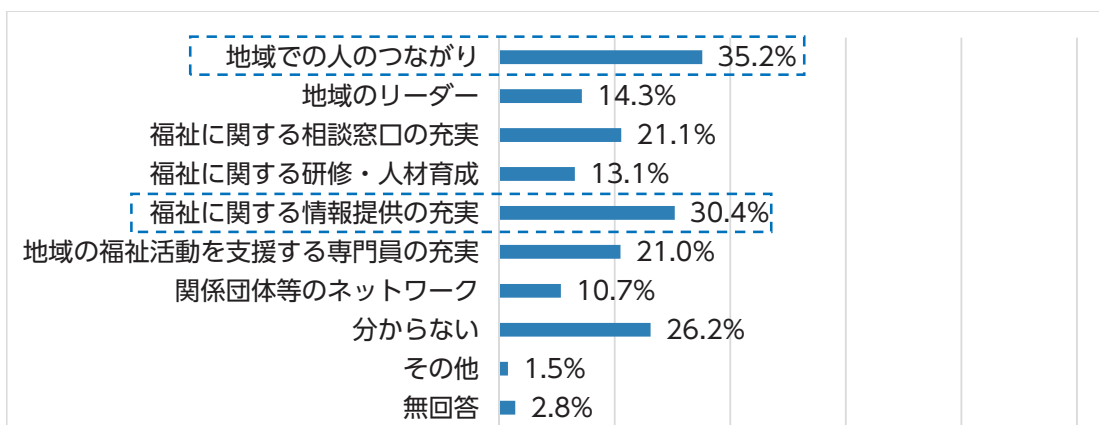
■あなたとご近所との日頃のお付き合いはどの程度ですか。



■あなたの地域で充実している福祉活動は何ですか。(複数選択可)



■あなたの地域の福祉活動について、今後、充実していくためには、何が必要だと思いますか。(複数選択可)



## (4) その他のアンケート調査結果

## ① 民生委員・児童委員へのアンケート調査結果

## ア 調査対象

民生委員・児童委員（定数1,067人）

## イ 調査時期

令和2年9月～10月

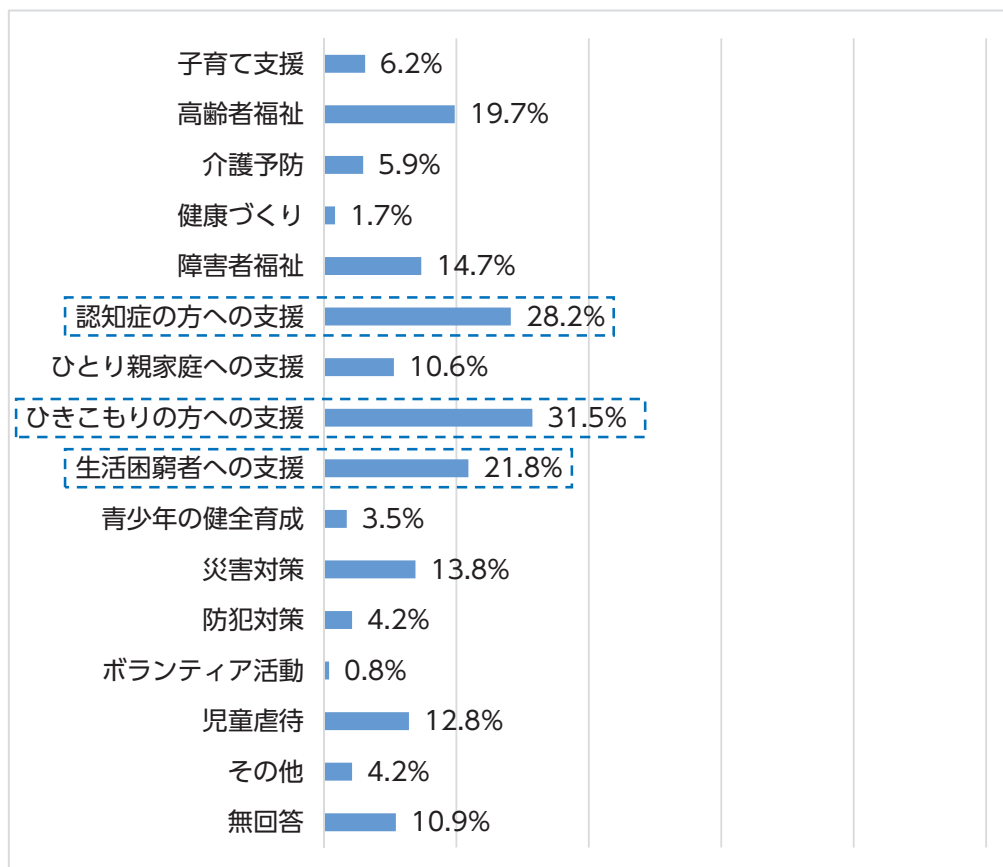
## ウ 回答者数

1,013人

## エ 主な調査結果（抜粋）

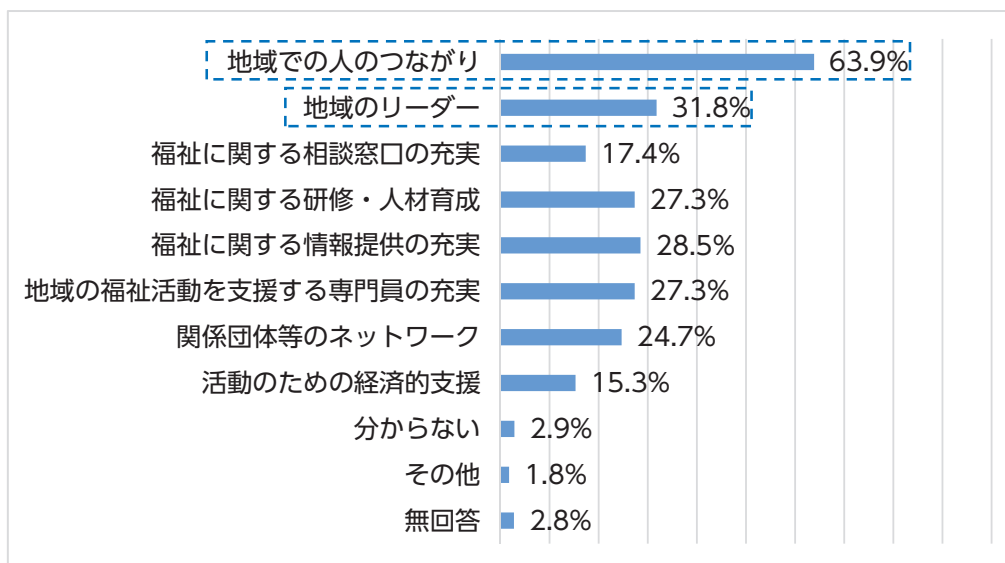
民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々であり、児童委員を兼ねています。

■あなたが地域の方から受ける福祉に関する相談で、解決するのが難しいものは何ですか。  
（複数選択可）

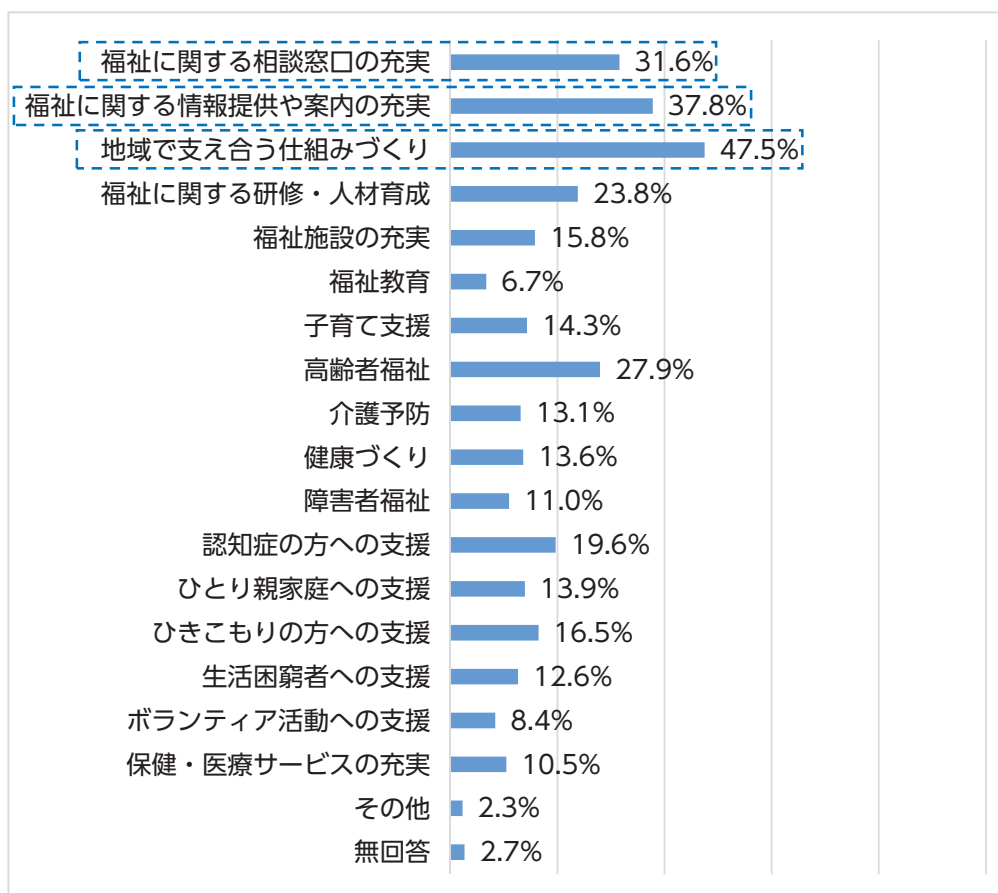




■あなたが担当している地域の福祉活動について、今後、充実していくためには、何が必要だと思いますか。(複数選択可)



■あなたは、鹿児島市の福祉施策について、今後、何に力を入れるべきとお考えですか。(複数選択可)

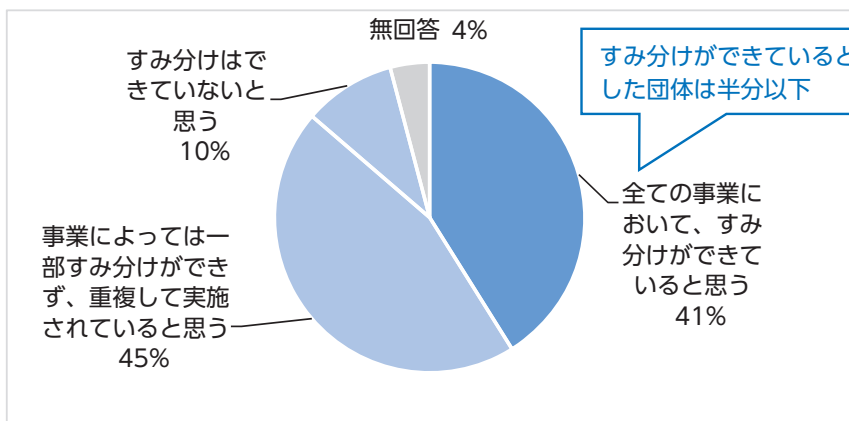


② 校区社会福祉協議会へのアンケート調査結果（市社会福祉協議会実施）

- ア 調査対象  
校区社会福祉協議会（73団体）
- イ 調査時期  
令和2年11月
- ウ 回答数  
73団体
- エ 主な調査結果（抜粋）

校区社会福祉協議会は、概ね小学校区単位で組織され、町内会や地区民生委員児童委員協議会、PTA、あいご会などで構成し、さまざまな福祉活動に取り組んでいます。

■校区社会福祉協議会が取り組んでいる事業又は活動は、地域コミュニティ協議会の事業等とすみ分けができていますか。

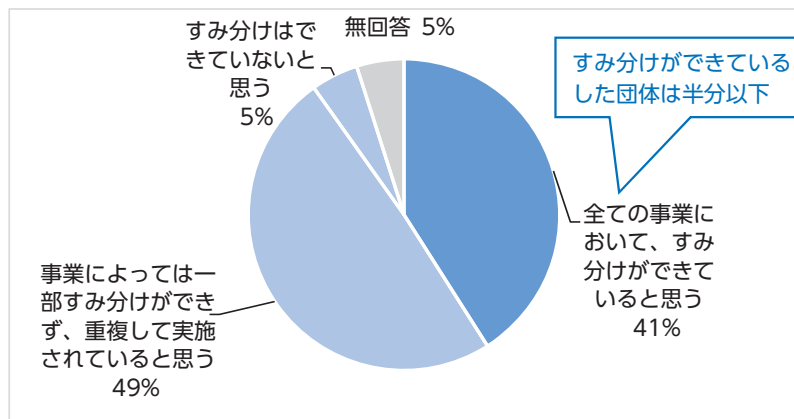


③ 地域コミュニティ協議会へのアンケート調査結果（市社会福祉協議会実施）

- ア 調査対象  
地域コミュニティ協議会（79団体）
- イ 調査時期  
令和2年11月
- ウ 回答数  
61団体
- エ 主な調査結果（抜粋）

地域コミュニティ協議会は、小学校区単位で組織され、町内会やNPO、事業所、医療機関、福祉施設など幅広い団体で構成し、地域課題の解決や地域資源の活用など地域主体のまちづくりに連携・協力して取り組んでいます。

■地域コミュニティ協議会が取り組んでいる事業又は活動は、校区社会福祉協議会の事業等とすみ分けができていますか。



### 3 今後の課題

#### (1) 地域福祉を支える担い手の減少

人口減少や少子高齢化の進行、人々の価値観やライフスタイルが多様化する中、地域福祉を支える担い手が減少してきています。

今後、地域住民が主役の支え合う地域づくりを推進していくためには、地域の福祉活動を支える担い手の育成や幅広い世代の地域住民が気軽に地域の福祉活動に参加できるような環境づくりを進める必要があります。

#### (2) 地域の関係団体のさらなる連携強化

本市では、校区社会福祉協議会のほか、地域コミュニティ協議会や町内会、地区民生委員児童委員協議会、高齢者クラブ、ボランティア団体、NPO法人等の各種団体が、地域においてさまざまな福祉活動を行っています。

今後、地域の福祉活動をより効果的に展開していくためには、地域の関係団体が緊密に連携を図っていく必要があります。

#### (3) 複雑化・複合化した課題への対応

個人や世帯を取り巻く環境の変化により、地域住民が抱える生きづらさやリスクが複雑化・複合化してきているほか、制度の狭間の課題への対応も求められてきています。

今後、このような課題を早期に発見し、適切に支援していくためには、地域福祉ネットワークのさらなる推進を図るほか、関係機関等の円滑な連携が必要です。

#### (4) 福祉に関する情報提供の充実

地域の関係団体が行っているさまざまな福祉活動や各種福祉サービスに関する情報が、地域住民へ十分に行き届いていません。

今後、年齢や家族構成、障害の有無等に関わらず、誰もが必要な情報を得ることができるよう取組を進める必要があります。

#### (5) 感染症リスクへの対応

新型コロナウイルス感染症の拡大により、外出の自粛など、地域のさまざまな活動に大きな影響がありました。

このような中、人とのつながりや地域の支え合いの重要性は、ますます高まっており、今後は、感染症予防のための「新しい生活様式」を踏まえながら、地域の福祉活動の推進を図っていく必要があります。

# 第3章

## 計画の基本的な考え方

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

本市は、これまで、地域住民がお互いに支え合い、生涯にわたって住み慣れた地域で健やかに暮らし続けられるまちづくりを進めてきました。

今後、「地域共生社会」の実現に向けて、本市の地域福祉を一層推進していくためには、地域住民や地域の関係団体、関係機関、行政などの「みんな」がつながり、お互いに支え合いながら、市民一人ひとりが、生きがいを持って自分らしく生活できる地域づくりを進めていくことが必要です。

このようなことを踏まえ、本計画の基本理念を次のとおり定めることとします。

**みんながつながり・支え合う  
生きがいあふれる福祉のまち かがしま**

### 2 基本目標

基本理念の実現に向けて、次のとおり3つの基本目標を掲げ、本計画の推進を図っていきます。

#### 【基本目標Ⅰ】 地域住民が主役の福祉活動の推進

地域福祉を支える担い手の確保に努めるとともに、ボランティア活動や住民同士の幅広い交流の推進、福祉活動の情報提供の充実を図るなど、地域の関係団体が緊密に連携しながら、地域住民が主役の福祉活動を推進していきます。

#### 【基本目標Ⅱ】 相談しやすい体制づくりと福祉サービスの充実

地域の関係団体や関係機関と連携を図りながら、包括的な支援体制の推進を図るほか、多様な福祉サービスの利用促進や情報提供のさらなる充実を図るとともに、孤立させない取組を行うなど、相談しやすい体制づくりと福祉サービスの充実に取り組めます。

#### 【基本目標Ⅲ】 お互いを尊重し合う誰もが暮らしやすい地域づくり

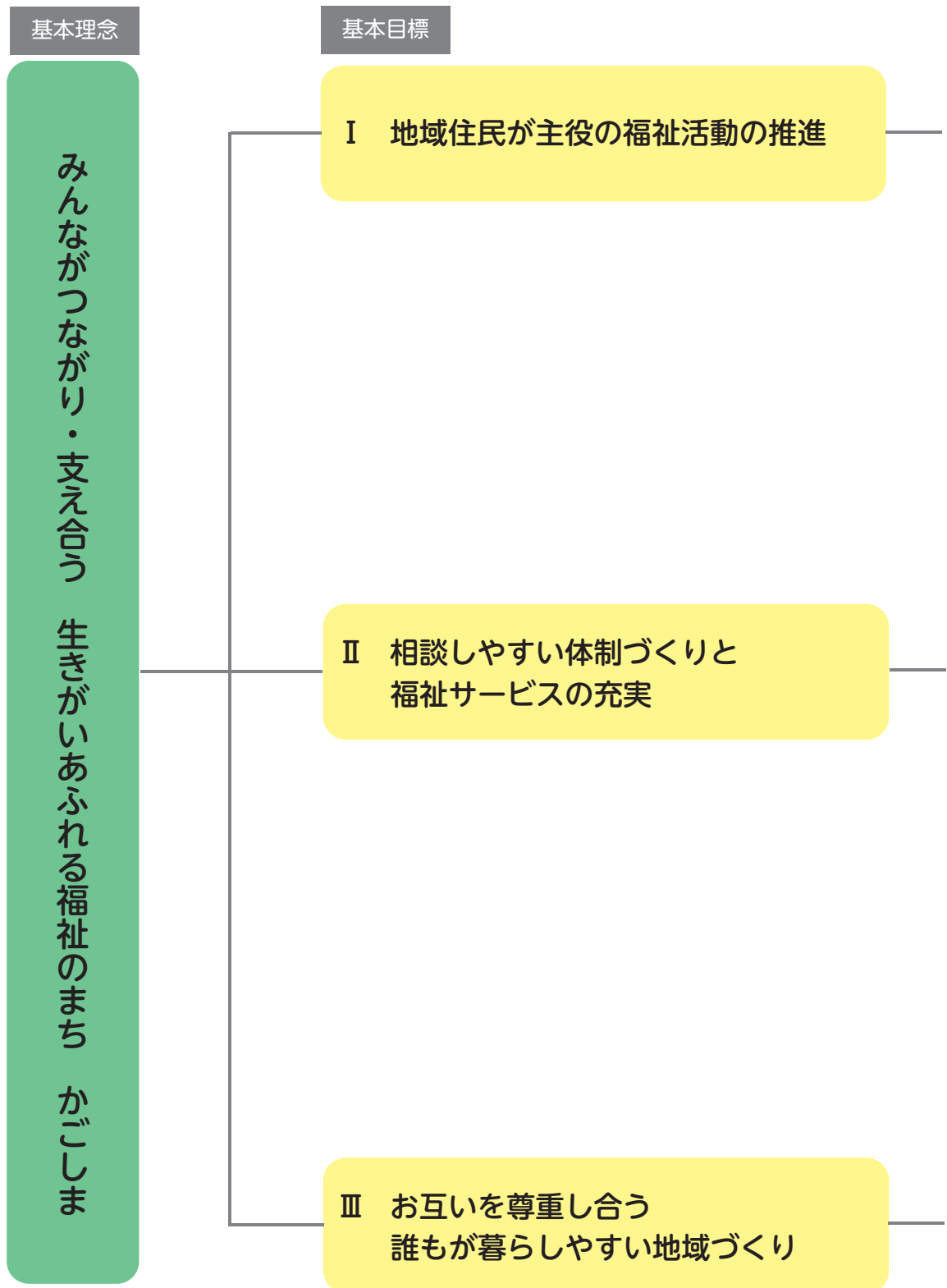
一人ひとりの人権や多様性を尊重し、差別や虐待、暴力の防止に取り組むとともに、誰もが暮らしやすい生活環境を整備するなど、お互いを尊重し合う誰もが暮らしやすい地域づくりを推進していきます。

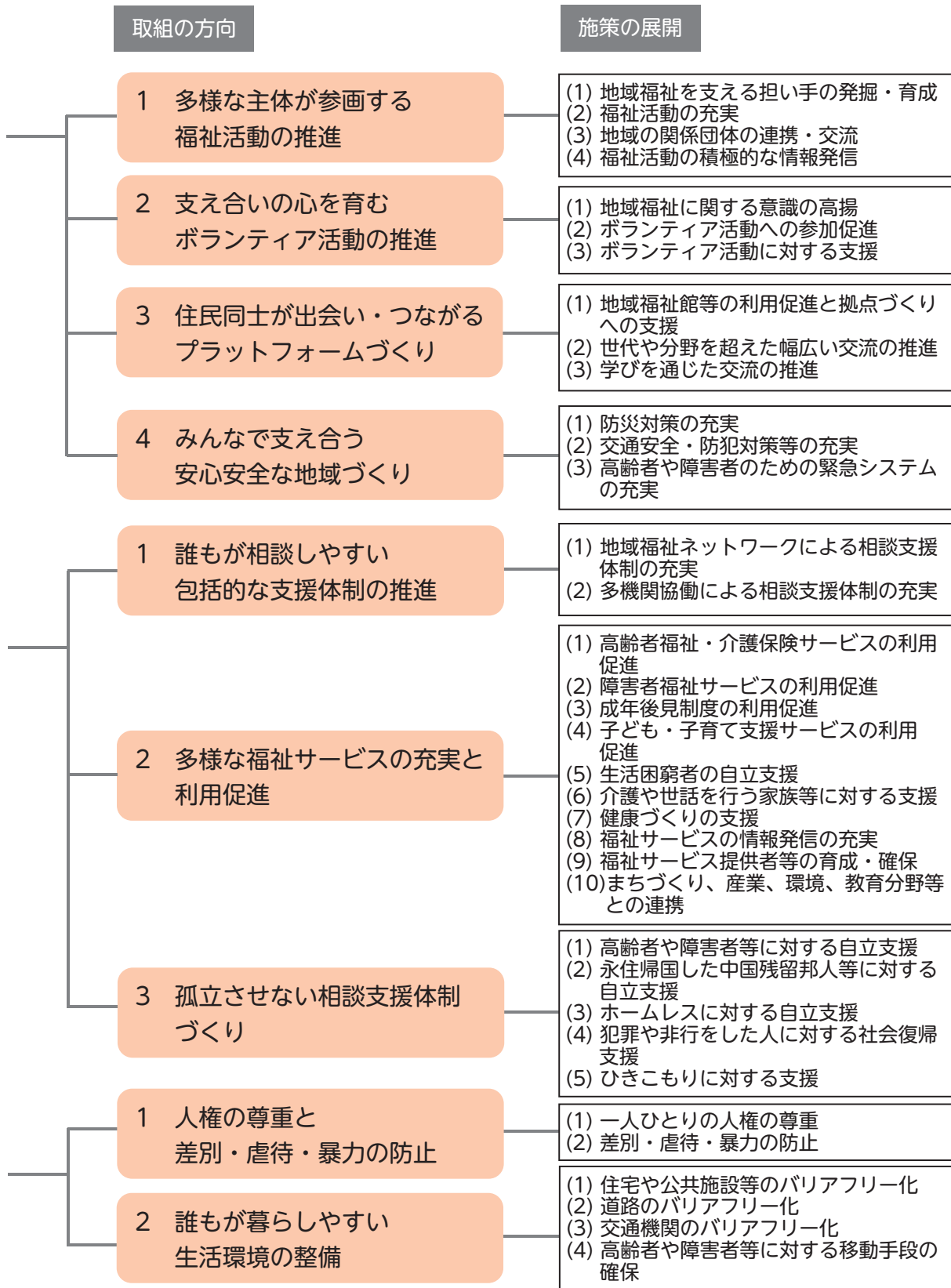
# 第4章

## 施策の展開

## 第4章 施策の展開

### 1 計画の体系







## 2 施策の展開

### 【基本目標 I】 地域住民が主役の福祉活動の推進

地域福祉を支える担い手の確保に努めるとともに、ボランティア活動や住民同士の幅広い交流の推進、福祉活動の情報提供の充実を図るなど、地域の関係団体が緊密に連携しながら、地域住民が主役の福祉活動を推進していきます。

#### 取組の方向1 多様な主体が参画する福祉活動の推進

##### ○現状や課題

- ・ 校区社会福祉協議会や地域コミュニティ協議会等の地域の関係団体においては、地域福祉を支える担い手の高齢化や固定化などの課題を抱えています。
- ・ 人と人とのつながりが希薄化する中、隣近所同士の助け合い（近助）や地域での支え合いなど「共助」の重要性が高まっており、地域の福祉活動のさらなる充実を図っていく必要があります。
- ・ 地域の福祉活動を効果的に展開していくためには、校区社会福祉協議会や地域コミュニティ協議会などの地域の関係団体が緊密に連携を図りながら、福祉活動を推進していく必要があります。
- ・ 地域では、さまざまな福祉活動が行われていますが、地域住民に十分に認知されていない状況にあります。

##### ○今後の方向性

多様な主体が参画する福祉活動を推進していくため、地域福祉を支える担い手の発掘・育成に努めるほか、福祉活動のさらなる充実や地域の関係団体の連携・交流の促進を図るとともに、福祉活動の積極的な情報発信に努めます。

#### <施策の展開>

##### (1) 地域福祉を支える担い手の発掘・育成

地域住民が主役の福祉活動を推進していくため、地域の関係団体は、地域住民に対して、福祉活動を積極的に情報発信し、幅広く気軽に参加できる福祉活動を展開することで、地域福祉を支える担い手の発掘に取り組むとともに、地域福祉館や市社会福祉協議会支部（以下「地域福祉館等」という。）や地域福祉支援員は、その活動を支援します。

また、介護や障害、子育てなどに関する養成講座の開催等を通じて、地域福祉を支える担い手の発掘・育成に努めます。

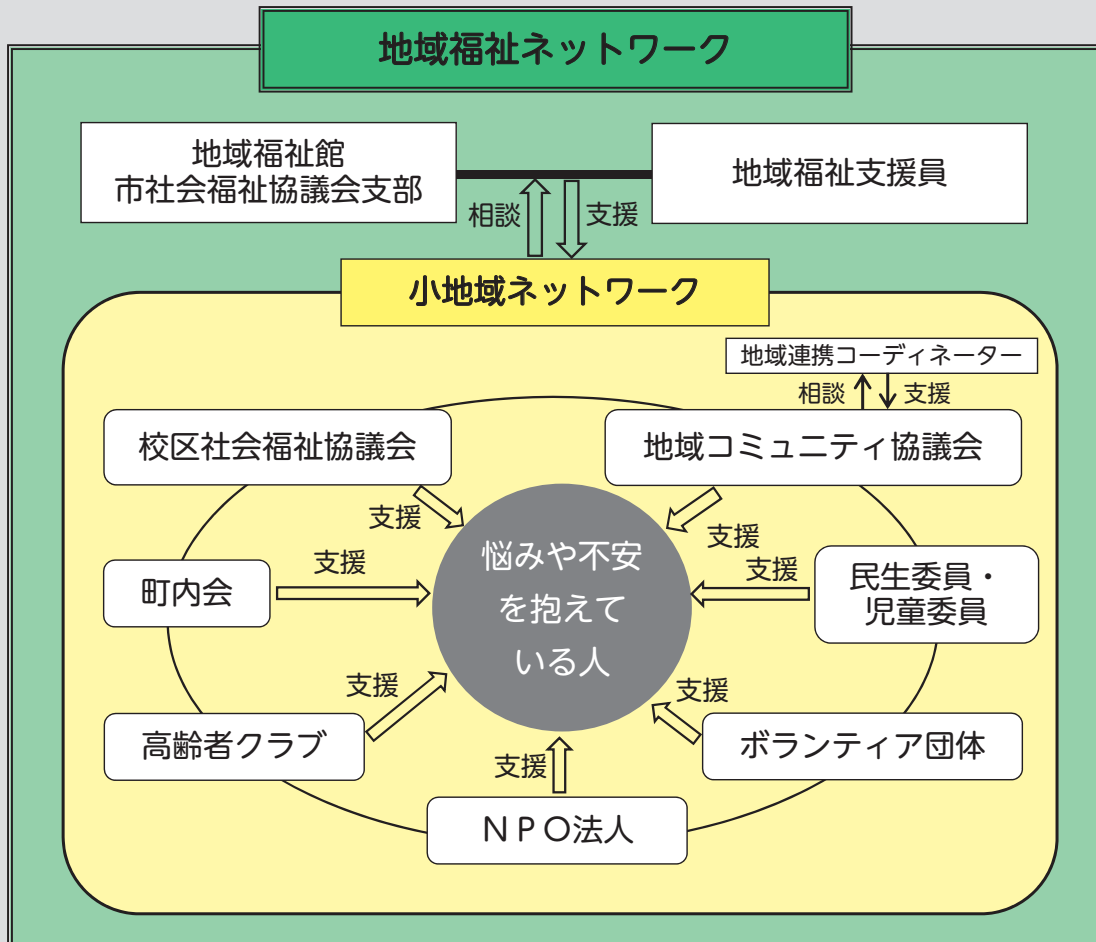
##### (2) 福祉活動の充実

支え合う地域づくりを推進するため、校区社会福祉協議会や地域コミュニティ協議会、民生委員・児童委員、町内会、高齢者クラブ、市民活動団体などの活動を支援する

とともに、地域福祉館等や地域福祉支援員は、これらの活動に対して、助言や情報提供等を行い、小地域ネットワークにおける福祉活動の充実を図ります。

また、地域住民にとって最も身近なコミュニティ組織である町内会への加入を促進します。

■地域福祉ネットワーク及び小地域ネットワークのイメージ図



・小地域ネットワーク

校区社会福祉協議会や地域コミュニティ協議会、町内会、民生委員・児童委員等が連携を図りながら、日常生活圏域において、さまざまな福祉活動を行うほか、悩みや不安を抱えている人に対して支援を行う仕組み。

・地域福祉ネットワーク

地域福祉館等や地域福祉支援員が、小地域ネットワークにおける福祉活動の充実を図るため、福祉活動に対する助言や情報提供、地域の団体の連携促進や交流の場の提供、福祉に関する相談への対応などの支援を行う仕組み。

(3) 地域の関係団体の連携・交流

地域の福祉活動を効果的に展開していくため、校区社会福祉協議会や地域コミュニティ協議会など地域の関係団体は、お互いに連携を図りながら活動し、地域福祉館等や

地域福祉支援員、地域連携コーディネーターは、その活動に対して、助言や情報提供を行うなど、地域の関係団体の連携・交流を促進します。

#### (4) 福祉活動の積極的な情報発信

地域の福祉活動に関する情報を、より多くの地域住民に行き届けるため、回覧板や掲示板、校区社協だより、福祉館だよりのほか、ホームページやSNSなど各種広報媒体を効果的に活用し、積極的な情報発信に努めます。

### 取組の方向2 支え合いの心を育むボランティア活動の推進

#### ○現状や課題

- ・地域での支え合いの重要性が高まる中、より多くの人に地域福祉に関心を持ってもらう必要があります。
- ・ボランティア活動への参加意向はあっても、実際の参加には結びついていない状況もあります。
- ・地域において支援を必要とする方が増加する中、ボランティア活動を担う人材の発掘・育成のほか、ボランティア活動団体への支援に努める必要があります。

#### ○今後の方向性

支え合いの心を育むボランティア活動を推進していくため、イベントや福祉活動などを通じて、地域福祉に関する意識の高揚を図るほか、ボランティア活動への参加促進を図るとともに、ボランティアのコーディネートを行うなど、ボランティア活動への支援に努めます。

### <施策の展開>

#### (1) 地域福祉に関する意識の高揚

多くの人に地域福祉に関心を持ってもらうため、市社会福祉協議会と「わくわく福祉交流フェア」を共催するほか、小地域ネットワーク活動の活性化など、さまざまな機会を通じて、地域福祉に関する意識の高揚を図ります。

#### (2) ボランティア活動への参加促進

社会貢献活動や福祉活動に関する意識高揚を図るため、ボランティアやサポーター養成講座を開催するほか、ボランティア活動への理解促進や入門講座等の開催、活動の担い手となる個人・団体の登録の推進などに取り組むボランティアセンターへの支援を通じて、ボランティア活動への参加を促進します。

### (3) ボランティア活動に対する支援

ボランティア活動の活性化を図るため、活動への助言やボランティアコーディネーター、ボランティア団体間の交流促進、児童生徒や高齢者の活動促進などに取り組むボランティアセンターを支援します。

また、地域福祉館等や地域福祉支援員は、地域の関係団体に対して、ボランティア活動に関する助言や情報提供を行うなど、ボランティア活動を支援します。

## 取組の方向3 住民同士が出会い・つながるプラットフォームづくり

### ○現状や課題

- ・地域の福祉活動を推進していくためには、身近な地域に活動拠点が必要であるため、地域福祉館等のさらなる利用促進に努めるほか、地域主体による拠点づくりを支援していく必要があります。
- ・人口減少や少子高齢化の進行、人と人とのつながりが希薄化する中、身近な地域において、住民同士が交流する場の創出に努める必要があります。

### ○今後の方向性

住民同士が出会い・つながるプラットフォームづくりに向けて、地域福祉の推進拠点である地域福祉館等のほか、さまざまな公共施設の利用促進を図るとともに、地域の拠点づくりの支援に努めます。

また、年齢や障害の有無などに関わらず、世代や分野を超えた幅広い交流を推進するほか、生涯学習の機会の提供など、学びを通じた交流を推進します。

## <施策の展開>

### (1) 地域福祉館等の利用促進と拠点づくりへの支援

地域の福祉活動を推進していくため、拠点となる地域福祉館等において、各種交流や福祉活動、小地域ネットワーク活動及びボランティア活動を支援するとともに、福祉に関する相談や情報提供等を行うほか、情報発信に努めるなど、地域福祉館等の利用促進を図ります。

また、住民同士の各種交流や福祉活動の拠点として、地域公民館や校区公民館、学校、福祉施設、公園などの利用促進を図るほか、町内会の集会所の建築費を助成するなど、地域の拠点づくりの支援に努めます。

### (2) 世代や分野を超えた幅広い交流の推進

住民同士がつながり、お互いに支え合いながら暮らしていけるよう、高齢者同士の交流や高齢者と子どもとの交流、スポーツを通じた障害者交流を促進するほか、すこやか子育て交流館などにおいて、親子が気軽に集い、相互に交流する場を提供するとともに、

地域の子育てサロンを支援するなど、世代や分野を超えた幅広い交流を推進します。

### (3) 学びを通じた交流の推進

住民同士が学ぶ喜びや生きがいを持ち、仲間をつくり、毎日楽しく過ごせるよう、生涯学習プラザや地域公民館で各種講座を実施し、生涯学習の機会を提供するなど、学び場の充実に努めます。

また、校区社会学級（家庭教育学級・父親セミナー・成人学級・女性学級）において、さまざまな課題について学習し、その成果をまちづくりに生かすなど、学びを通じた交流を推進します。

## 取組の方向4 みんなで支え合う安心安全な地域づくり

### ○現状や課題

- ・大雨や台風、地震、火山噴火など、さまざまな危機事象が全国各地で発生している中、「自らの命は自ら守る」、「地域住民で助け合う」といった防災意識の高揚を図るほか、地域の防災対策の充実に努めます。
- ・交通事故などの不慮の事故が身近な地域で発生しているほか、声掛けやつきまとい事案など、子どもが犯罪にあう危険が増加しています。
- ・高齢者や障害者が被害者となる特殊詐欺や消費者トラブルのさらなる増加が懸念されています。また、ひとり暮らしの高齢者や障害者が安心して暮らせる環境づくりが必要です。

### ○今後の方向性

みんなで支え合う安心安全な地域づくりに向けて、防災意識の高揚を図るほか、避難行動要支援者を支援するなど、地域の防災対策の充実に努めます。

また、地域住民を交通事故や犯罪、消費者トラブルなどから守るため、交通安全・防犯対策等の充実に努めるほか、高齢者や障害者が安心して暮らせるよう、緊急システムの充実に努めます。

## <施策の展開>

### (1) 防災対策の充実

災害に強い地域づくりに向けて、防災意識の高揚を図るほか、災害時に避難の手助けが必要な避難行動要支援者の名簿及び個別避難計画を作成し、支援に必要な情報を避難支援等関係者と共有するとともに、地域の関係団体が行う見守り活動や支え合いマップ作成の支援、自主防災組織が行う防災訓練等の活動促進など、地域の防災対策の充実に努めます。

## (2) 交通安全・防犯対策等の充実

高齢者や障害者、子どもなどを、交通事故や犯罪、消費者トラブルなどから守り、安心安全で暮らしやすい地域づくりを進めるため、防犯パトロールや見守り活動への支援のほか、消費者啓発を推進するなど、地域の関係団体や関係機関が連携を図りながら、地域の交通安全・防犯対策等の充実に努めます。

## (3) 高齢者や障害者のための緊急システムの充実

在宅のひとり暮らしの高齢者や障害者等が安心して暮らしていけるよう、家庭内での急病や事故などの緊急時に対応する安心通報システムの設置や福祉電話の貸与など、緊急システムの充実に努めます。

## 【基本目標Ⅱ】 相談しやすい体制づくりと福祉サービスの充実

地域の関係団体や関係機関と連携を図りながら、包括的な支援体制の推進を図るほか、多様な福祉サービスの利用促進や情報提供のさらなる充実を図るとともに、孤立させない取組を行うなど、相談しやすい体制づくりと福祉サービスの充実に取り組めます。

### 取組の方向1 誰もが相談しやすい包括的な支援体制の推進

#### ○現状や課題

- ・悩みや不安を感じたときに、近所の人や地域の関係団体に相談する方は少なく、一方で、困ったときに頼れる人が身近にいない方が少なくありません。
- ・個人や世帯を取り巻く環境の変化により、地域住民が抱える生きづらさやリスクが複雑化・複合化してきているほか、制度の狭間の課題への対応も求められてきています。

#### ○今後の方向性

誰もが相談しやすい包括的な支援体制を推進していくため、悩みや不安を抱えている人を孤立させずに、適切な支援に結びつけることができるよう、地域福祉ネットワークによる相談支援体制の充実に努めるとともに、関係機関の連携を強化し、総合的な相談支援体制の充実を図ります。

### <施策の展開>

#### (1) 地域福祉ネットワークによる相談支援体制の充実

誰もが気軽に相談しやすい体制づくりに向けて、地域の関係団体は、お互いに連携を図りながら、悩みや不安を抱えている地域住民を把握し、相談支援機関へつなぐなどの支援に努めることとし、地域福祉館等や地域福祉支援員は、関係団体に対して、助言や情報提供を行うなど、地域福祉ネットワークによる相談支援体制の充実に努めます。

#### (2) 多機関協働による相談支援体制の充実

8050問題やダブルケア、社会的孤立など、地域住民が抱える複雑化・複合化した支援ニーズに対応していくため、包括的に相談を受け止める体制の充実に努めるとともに、高齢・介護や障害、子ども、生活困窮など各福祉分野の相談支援機関の連携強化を図ります。

また、さまざまな支援ニーズにきめ細やかに対応していくため、福祉のほか、住宅、就労、消費生活、教育、人権などとも連携した総合的な相談支援体制づくりに努めます。

## 取組の方向2 多様な福祉サービスの充実と利用促進

### ○現状や課題

- ・高齢化の進行や核家族化の進展などにより、地域住民のニーズが多様化してきている中、各種福祉サービスの充実を図る必要があるほか、介護や世話をを行う家族等に対する支援も求められてきています。
- ・運動不足などにより、生活習慣に課題のある人が増えているほか、ストレスなどにより、こころに悩みを抱えている人が増えています。
- ・支援を必要としている人に、必要な福祉サービスの情報が行き届くよう、情報発信の充実を図る必要があります。
- ・各種福祉サービスのさらなる充実を図るため、福祉サービス提供者等の育成・確保に努める必要があります。
- ・地域住民の多様化するニーズに適切に対応していくためには、福祉の領域だけではなく、さまざまな分野との連携が必要です。

### ○今後の方向性

多様な福祉サービスの充実と利用促進を図るため、高齢・介護や障害、子ども、生活困窮など、多様な福祉サービスの充実を図るほか、介護や世話をを行う家族等に対する支援に努めます。

また、地域住民の体とこころの健康づくりを支援するほか、福祉サービスの情報発信の充実や福祉サービス提供者等の育成・確保に努めます。

さらに、地域住民の多様化するニーズに適切に対応できるよう、まちづくりや産業、環境、教育分野等と連携を図りながら、さまざまな取組を推進します。

## <施策の展開>

### (1) 高齢者福祉・介護保険サービスの利用促進

高齢者が生きがいを持って自分らしく健やかに暮らせる地域づくりに向けて、高齢者クラブやお達者クラブの活動支援のほか、地域包括支援センターや高齢者福祉センターにおける相談支援、敬老パスの交付、認知症サポーター及び認知症等見守りメイトの養成など、高齢者の生きがいづくりや社会参画の促進、安心・快適な暮らしの確保、認知症対策の推進、介護予防・地域支援体制及び介護サービスの充実に取り組みます。

### (2) 障害者福祉サービスの利用促進

障害者が生きがいを持って自分らしく健やかに暮らせる地域づくりに向けて、障害者基幹相談支援センターにおける相談支援のほか、友愛パスの交付、居宅介護や外出支援、児童発達支援や放課後等デイサービスの実施など、障害者の自立と社会参加の促進のほか、障害福祉サービス・療育等の充実、障害者を支える社会環境づくりの推進に取り組みます。



### (3) 成年後見制度の利用促進

認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分になった人が安心して暮らせる地域づくりに向けて、「成年後見制度利用促進計画」（第5章）に基づき、成年後見制度の利用促進を図ります。

### (4) 子ども・子育て支援サービスの利用促進

子育てに希望あふれる地域づくりに向けて、子育てサロンなど地域の子育て活動を推進するとともに、子育て支援ネットワークの充実やすこやか子育て交流館・親子つどいの広場の利用促進を図るなど、地域の子育て力の向上に取り組みます。

また、保育の受け皿確保や児童クラブの整備など、仕事と子育ての両立に向けた環境づくりのほか、子ども食堂への支援など、子どもの貧困対策や居場所づくりとともに、子ども自身の権利を尊重し、未来を応援する条例の制定に取り組みます。

### (5) 生活困窮者の自立支援

生活困窮者が地域で自立した生活ができるよう、生活・就労支援センターかごしまにおいて、生活相談や就労に関する相談にワンストップで対応するほか、住居確保給付金の支給や就労準備支援、生活困窮世帯の子どもの学習支援を行うなど、生活困窮者の自立を支援します。

### (6) 介護や世話をを行う家族等に対する支援

在宅での介護を必要とする高齢者や障害者の家族等の負担軽減を図るため、訪問介護や居宅介護、心をつなぐ訪問給食などによる支援のほか、地域包括支援センターにおける相談支援、家族介護講習会・交流会を行うなど、介護や世話をを行う家族等に対する支援に努めます。

また、福祉や教育等が連携し、ヤングケアラーへの相談支援などに努めます。

### (7) 健康づくりの支援

誰もが健康に暮らせる地域づくりに向けて、食育推進支援員の派遣のほか、健康づくりイベントや健康教室の開催、健康増進施設やスポーツ施設の利用促進、メンタルヘルス対策など、体とこころの健康づくりを支援します。

### (8) 福祉サービスの情報発信の充実

多様な福祉サービスや福祉に関連する情報を、市民一人ひとりにタイムリーでわかりやすく提供するため、各種冊子・リーフレットをはじめ、広報紙「市民のひろば」やホームページ、SNSなどを効果的に活用して情報発信に努めるとともに、手話通訳のほか、点字や音声による情報提供を行うなど、福祉サービスの情報発信の充実に努めます。

### (9) 福祉サービス提供者等の育成・確保

地域住民の多様化するニーズに適切に対応できるよう、福祉施設の従事者や地域で活動している民生委員・児童委員等の資質向上を図ります。

また、潜在的な人材の活用を促進するとともに、手話奉仕員や手話通訳者、要約筆記者等を養成するなど、福祉サービス提供者等の育成・確保に努めます。

### (10) まちづくり、産業、環境、教育分野等との連携

地域住民の多様化するニーズに適切に対応し、地域住民一人ひとりが生きがいを持って暮らせる地域づくりに向けて、住宅団地の活性化に向けた取組を促進するほか、住宅確保要配慮者への支援、商店街等の活性化支援や地域の美化活動への支援、地域とともにある学校づくりなど、まちづくり、産業、環境、教育分野等と連携した取組を推進します。

## 取組の方向3 孤立させない相談支援体制づくり

### ○現状や課題

- ・地域のつながりが希薄化する中、高齢者や障害者、ひとり親家庭などは、地域で孤立しやすい状況におかれています。
- ・退職や人間関係などを理由にひきこもり状態となった方やその家族を、地域で孤立させずに、必要な支援を提供していく必要があります。

### ○今後の方向性

孤立させない相談支援体制づくりを推進し、高齢者や障害者、ひとり親家庭など、地域で孤立しやすい方々の自立と社会参加の促進を図ります。

また、ひきこもり状態となった方やその家族に対して、必要な支援を提供できるよう、関係機関等と連携を図りながら、相談支援体制の充実に努めます。

## <施策の展開>

### (1) 高齢者や障害者等に対する自立支援

高齢者や障害者、ひとり親家庭などが地域で孤立せずに、安心して暮らせるよう、民生委員・児童委員による見守り活動や愛のふれあい会食、心をつなぐともしびグループ活動などを通じて、孤立しやすい高齢者や障害者等の把握に努めるほか、各種相談支援や福祉サービスの提供、就労支援を行うなど、自立支援に努めます。

### (2) 永住帰国した中国残留邦人等に対する自立支援

永住帰国した中国残留邦人等が地域で孤立せずに、安心して暮らせるよう、支援・相談員を配置し、ニーズに応じた助言を行うなど、自立支援に努めます。

### (3) ホームレスに対する自立支援

ホームレスが健康で文化的な生活を送ることができるよう、関係団体等と連携を図りながら、巡回相談や検診を実施し、必要に応じて、生活保護の申請や施設への入所に関する援助を行うなど、自立支援に努めます。

### (4) 犯罪や非行をした人に対する社会復帰支援

犯罪や非行をした人の中には、安定した仕事や住居がないことなどから、社会復帰に向けた支援を十分に受けられずに、地域で孤立し、犯罪を繰り返してしまう人も少なくありません。

再犯を防止し、誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めるため、「再犯防止推進計画」(第6章)に基づき、犯罪や非行をした人の社会復帰に関する施策の推進を図ります。

### (5) ひきこもりに対する支援

ひきこもり状態となった方やその家族に対して、必要な支援を提供できるよう、生活・就労支援センターかごしまにおいて、生活相談や就労に関する相談にワンストップで対応するほか、精神保健福祉相談員による相談支援を行うなど、関係機関等と連携を図りながら、ひきこもりに対する支援の充実に努めます。

## 【基本目標Ⅲ】 お互いを尊重し合う誰もが暮らしやすい地域づくり

一人ひとりの人権や多様性を尊重し、差別や虐待、暴力の防止に取り組むとともに、誰もが暮らしやすい生活環境を整備するなど、お互いを尊重し合う誰もが暮らしやすい地域づくりを推進していきます。

### 取組の方向1 人権の尊重と差別・虐待・暴力の防止

#### ○現状や課題

- ・社会情勢の変化に伴い、人権問題は多様化しています。
- ・グローバル化による外国人住民の増加に伴い、国籍等に関わりなく、誰もが暮らしやすい地域づくりに取り組む必要があります。
- ・障害者への差別や虐待、子どもや高齢者への虐待、女性への暴力が依然として存在しています。

#### ○今後の方向性

地域で暮らすすべての人が、性別、年齢、国籍等に関わりなく、一人ひとりの人権や多様性を尊重し合う地域づくりを推進します。

また、障害を理由とする差別の解消と虐待の防止のほか、児童や高齢者の虐待防止、男女共同参画の推進及び配偶者等からの暴力の防止に努めます。

### <施策の展開>

#### (1) 一人ひとりの人権の尊重

さまざまな人権問題に対して正しい理解や認識を深めるため、学校や家庭・地域社会など、あらゆる場や機会を捉え、人権教育や人権啓発を推進し、性別や年齢、国籍等に関わりなく、一人ひとりの人権や多様性を尊重し合う地域づくりに努めます。

#### (2) 差別・虐待・暴力の防止

障害を理由とする差別の解消と虐待の防止に向けて、障害に関する正しい理解の促進を図るとともに、障害者基幹相談支援センター（障害者虐待防止センター）において、相談支援の充実などに努めます。

子どもや高齢者への虐待を防止するため、警察など関係機関で構成されたネットワークを活用し、発生予防から早期発見、支援等に至るまで、切れ目のない総合的な支援を実施するとともに、児童相談所の設置に向けた取組など体制強化を図ります。

男女共同参画の推進を図るほか、DVの予防啓発や配偶者暴力相談支援センターを拠点にDV被害者支援を行い、配偶者等からの暴力の予防と根絶に努めます。

## 取組の方向2 誰もが暮らしやすい生活環境の整備

### ○現状や課題

- ・高齢者や障害者などの自立と社会参加の促進を図るためには、建築物や交通機関、生活環境のバリアフリー化のほか、移動手段の確保が必要です。

### ○今後の方向性

誰もが暮らしやすい生活環境づくりに向けて、住宅や公共施設等のほか、道路、交通機関のバリアフリー化を進めるとともに、高齢者や障害者等に対する移動手段の確保に努めます。

### <施策の展開>

#### (1) 住宅や公共施設等のバリアフリー化

高齢者や障害者の自立と社会参加の促進を図るため、住宅や集会所のバリアフリー化を支援するほか、公共施設等のバリアフリー化を進めるとともに、サービス付き高齢者向け住宅の供給を促進します。

#### (2) 道路のバリアフリー化

子どもや障害者、高齢者を含めすべての人が安全かつ快適に移動ができるよう、歩道のバリアフリー化を進めるほか、道路や歩道における放置自転車等による通行障害の解消に努めます。

#### (3) 交通機関のバリアフリー化

子どもや障害者、高齢者を含めすべての人が安全かつ快適に移動ができるよう、市電・市バス、桜島フェリーにおいて、超低床電車やノンステップバスの運行、バリアフリー船の運航を行うほか、旅客施設等のバリアフリー化に努めます。

また、民間の交通事業者とも連携を図りながら、バリアフリーに配慮した車両の導入等に努めます。

#### (4) 高齢者や障害者等に対する移動手段の確保

地域住民の買物や通院など日常生活における交通手段を確保するため、公共交通不便地域においてコミュニティバス等を運行します。

また、敬老パスや友愛パスの交付のほか、福祉有償運送の利用促進など、高齢者や障害者の移動手段の確保に努めます。

# 第5章

## 成年後見制度利用促進計画

## 第5章 成年後見制度利用促進計画

### 1 計画策定の趣旨

成年後見制度とは、認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分になった人の生活や権利を守り、地域で自分らしく安心して暮らせるように支援する制度で、本人の判断能力が不十分になって保護の必要性が生じた場合に、家庭裁判所に申立てをして、後見人などを選任してもらう「法定後見制度」と、本人がまだ判断能力のあるうちに、あらかじめ任意後見契約を締結し、判断能力が不十分になったときの任意後見人を決めておく「任意後見制度」があります。

国は、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成28（2016）年5月に成年後見制度の利用の促進に関する法律を施行し、平成29（2017）年3月に成年後見制度利用促進基本計画を策定しました。

同法第14条第1項において、市町村は、国の計画を勘案して、成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めることとされていることから、本章を同法に基づく計画として位置づけ、関係機関等と連携を図りながら、成年後見制度の利用促進を図ることとします。

### 2 本市の現状

本市の高齢化率は28.3%（令和2年国勢調査）となっており、今後も高齢化の進行が見込まれるほか、認知症高齢者や知的・精神の障害者手帳所持者も増加傾向にあります。

本市では、成年後見制度の市長による審判の申立や後見人等への報酬助成を行っているほか、平成30（2018）年10月には、成年後見センターを設置し、関係機関等と連携を図りながら、成年後見制度に関する相談、制度の利用支援、広報啓発に取り組んでいます。

なお、鹿児島家庭裁判所管内における令和2年中の申立件数は377件、利用者数は3,236人となっており、類型別で見ると後見が最も多くなっています。

鹿児島家庭裁判所管内における成年後見制度申立件数の推移

(単位：件)

類 型	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
後 見	317	293	320	315	267
保 佐	61	58	72	70	77
補 助	12	16	16	21	23
任意後見	2	4	1	5	10
合 計	392	371	409	411	377

(提供：鹿児島家庭裁判所)

## 鹿児島家庭裁判所管内における成年後見制度利用者数の推移

(単位：人)

類型	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
後見	2,476	2,533	2,597	2,643	2,627
保佐	350	387	422	466	497
補助	64	75	78	91	96
任意後見	22	22	18	15	16
合計	2,912	3,017	3,115	3,215	3,236

(提供：鹿児島家庭裁判所)

※各年12月末時点

## 本市における成年後見制度市長申立や後見人等への報酬助成の状況

(単位：件)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
市長申立	44	26	27	26	27
報酬助成	35	55	77	109	127

## 成年後見センターの概要

## 1 目的

認知症や知的・精神障害等により成年後見人等による支援が必要な人を適切に成年後見制度の利用につなげるための支援を行い、これらの方々が地域で安心して暮らせるよう成年後見制度の利用促進を図ります。

## 2 開所日時

月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで  
(休日及び12月29日～1月3日を除く)

## 3 主な業務内容 【 】内は令和2年度実績

## (1) 成年後見制度に関する相談及び利用支援

## ① 相談員による相談【相談件数：690件】

センターの相談員が、成年後見制度の説明や利用手続きの助言など制度に関する相談に電話・面談・訪問で応じます。

## ② 専門職による相談【相談件数：33件】

法律的な知識や判断が必要な成年後見制度に関する相談について、弁護士又は司法書士が面談で応じます。

## ③ 専門ケース会議【開催回数：5回】

総合的な専門的知見が必要な事案について、市や専門職団体等を構成メンバーとする会議で、成年後見制度の必要性や適切な支援内容を検討し、相談者に助言を行います。

## (2) 成年後見制度に関する広報及び啓発

## ① 講演会、講座等の開催【参加者数：講演会117人／1回・講座59人／2回】

## ② 地域での研修会等に講師として相談員を派遣【参加者数：369人／17回】

## ③ 病院や介護施設等への訪問による周知広報【訪問件数：154件】

## ④ パンフレット等の作成



### 3 課題

国の成年後見制度利用促進基本計画を踏まえた本市の課題を整理しました。

#### (1) 成年後見制度の地域連携ネットワークの構築等

市民の権利や利益が守られるためには、成年後見制度の適切な利用が必要となります。そのため、制度の利用が必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげるために、本人に身近な福祉・医療・地域の関係者が必要な対応を行う体制を構築するとともに、福祉・法律の専門職団体が専門的助言・相談対応等の支援に加わる仕組みを整備する必要があります。

また、認知症高齢者等の増加傾向により、成年後見人等の需要が増すことが見込まれ、後見人等の担い手の確保が必要となります。

#### (2) 利用者がメリットを実感できる制度運用

成年後見制度において、後見人等による財産管理の側面のみを重視するのではなく、本人の意思をできるだけ丁寧にくみ取って、その生活を守り権利を擁護していく意思決定支援・身上保護の側面も重視し、利用者がメリットを実感できる制度・運用としていく必要があります。

#### (3) 制度理解と不正防止の仕組み

現状の成年後見制度において、社会生活上で大きな支障が生じていない場合や、又は生じている場合であっても、制度の周知が進んでいないために、利用に至らないといった実情があります。

そのため、制度の広報及び周知を図り、制度の利用が必要な人に利用してもらえる環境づくりが必要となります。

また、利用者が安心かつ安全に利用できるように、家庭裁判所の監督はもちろんのこと、本人に身近な親族や福祉・医療・地域の関係者が連携して支援を行う必要があります。

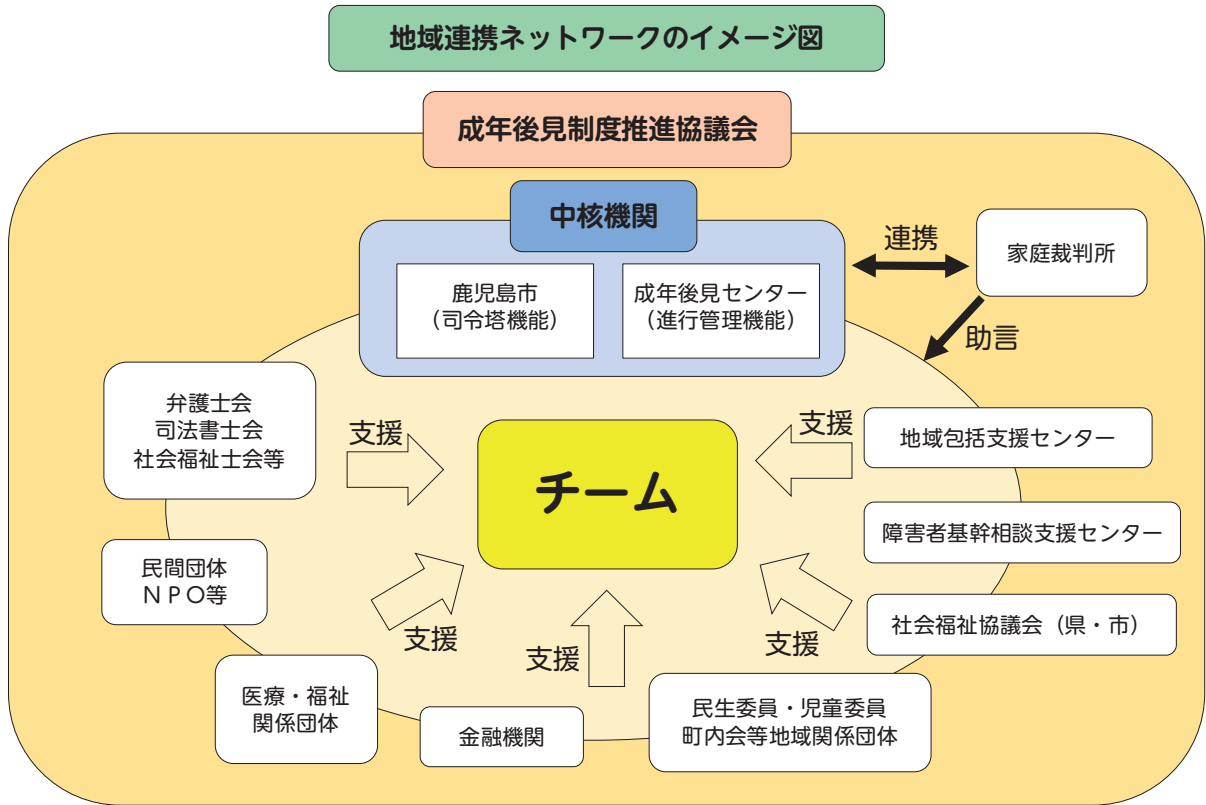
### 4 主な取組

#### (1) 成年後見制度の地域連携ネットワークの構築等

##### ① 地域連携ネットワークの構築

制度の利用が必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげるために、福祉・医療・地域のさまざまな団体等の既存のネットワークに、金融機関や司法関係団体等を加えた地域連携の仕組みを構築します。

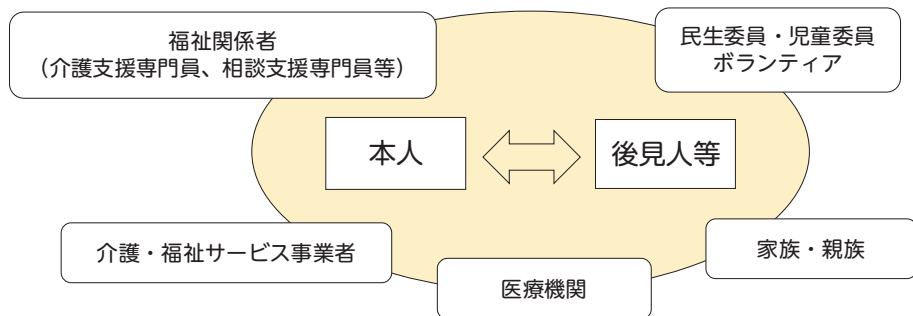
また、本人の状況に応じて、本人に身近な親族や福祉・医療・地域の関係者と後見人等が協力して日常的に本人を見守ることで、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な対応を行う体制をつくり、福祉・法律の専門職団体や関係機関等が専門的助言・相談対応等の支援に加わる仕組みを整備します。



チームとは…  
本人に身近な関係者と後見人等が  
一緒になって、日常的に本人を見  
守り、本人の意思や状況を継続的  
に把握し必要な支援を行う体制

**チームのイメージ図**

※協議会を構成する構成団体より必要に応じてチーム支援に加わる。



## ② 体制の整備

### ア 中核機関の設置・運営

中核機関は、地域連携ネットワークが、広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能、後見人支援機能を効果的に果たすための司令塔として事務局を担います。

本市では、政策的な判断・対応を行う市と、支援の実践・連携を担う成年後見センターを中核機関と位置づけます。

地域連携ネットワーク及び中核機関が果たす4つの機能

	機能を果たすために整備を図る主な取組
広 報 機 能	①成年後見制度にかかる講演会、講座等の開催 ②研修会等に講師として相談員を派遣
相 談 機 能	①相談員や専門職による相談支援 ②適切な制度利用に繋げる関係機関へのつなぎ
成年後見制度 利用促進機能	①本人の特性を踏まえた後見人等の選任支援（受任調整） ②市民後見人の育成 ③地域連携ネットワークの「チーム」、「協議会」運営の司令塔
後見人支援機能	後見人支援について、必要に応じて関係機関への連絡・協議

※成年後見センターにおいて、広報機能、相談機能については既に整備済みで、成年後見制度利用促進機能、後見人支援機能については、今後、段階的・計画的に整備します。

### イ 鹿児島市成年後見制度推進協議会の運営

協議会は、法律・福祉の専門職団体や関係機関等で構成されています。

事務局は中核機関が担い、団体間の連携強化を図るとともに、中核機関の取り組み等に関する協議や成年後見制度の利用促進に関する協議、チームへの支援等を通じて把握した課題の情報共有や必要な支援策の検討等を行います。

## ③ 「チーム」による対応

「チーム」とは、本人に身近な関係者と後見人等と一緒にあって、日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な支援を行う体制です。

後見等開始前は、本人に身近な親族や福祉・医療・地域の関係者が「チーム」で見守りを行い、後見等開始後は、法的な権限を有する後見人等が「チーム」に加わり、日常的な関わりを通して本人の意思や状況をできる限り継続的に把握し、意思を尊重した財産の管理や身上の保護を行えるようにします。

また、後見人等が安心して適切に業務に取り組めるよう、中核機関を中心とする地域連携ネットワークを活用した相談しやすい環境づくりに努めます。

## ④ 市民後見人の育成及び担い手の確保

市民後見人とは、弁護士や司法書士などの資格は持たないものの、社会貢献への意欲や倫理観が高い一般市民の中で、成年後見に関する一定の知識・態度を身に付けた

第三者後見人等の候補者を指します。

今後、認知症高齢者等の増加傾向により、制度の利用が必要な人の増加が見込まれることから、専門職後見人の不足に対処するため、県や家庭裁判所と連携を図りながら、市民後見人の育成等について検討します。

## (2) メリットを実感できる制度運用

### ① 支援が必要な人の早期発見と把握・早期対応

本人に身近な親族、福祉・医療・地域の関係者や地域連携ネットワークにより、支援が必要な人を早期に発見し、本人の意思や状況を継続的に把握することで、制度利用につなげるよう支援を行います。

### ② 本人の意思決定支援及び身上保護と財産管理

後見人等が利用者に対し、財産管理の側面のみではなく、できる限り丁寧に本人の意思をくみ取り、権利を擁護していく意思決定支援・身上保護も重視していくために、「チーム」による支援体制の構築を図ります。

また、中核機関が本人を取り巻く支援の状況等を家庭裁判所に的確に伝え、本人の特性を十分に踏まえた後見人等が選任されるようにするための検討を行います。

### ③ 成年後見制度と他のサービスとの連携

適切な後見類型等の選択など、必要な制度利用につなげるとともに、法定後見制度だけでなく任意後見制度の周知も行い、本人の意思を反映しながら、それぞれの状況に応じた制度の利用を進めます。

また、県社会福祉協議会で行われている「福祉サービス利用支援事業（日常生活自立支援事業）」と連携し、対象者の状況に応じて、スムーズに成年後見制度への移行を図ります。

### ④ 成年後見制度利用支援

#### ア 市長による審判の申立（市長申立）

判断能力が十分でない人が後見人等を必要な状況であるにも関わらず、本人や親族等による申立てを行うことが難しい場合に、市長が家庭裁判所に後見人等の選任の申立てを行うことで、制度の利用につなげます。

#### イ 後見人等への報酬助成

成年後見制度を利用している人で、親族以外の第三者に対する報酬の支払いが難しい場合に、本市が報酬助成を行うことで、安心して制度を利用できるように支援します。

### (3) 制度理解と不正防止の仕組み

#### ① 制度の理解と利用促進

医療・介護・福祉サービスの専門職や事業所等へ、制度の利用が必要な人に対して支援が行われるよう制度の周知や普及啓発に努めます。

また、市民や事業所等を対象として、講演会や講座を開催するほか、研修会等へ相談員の派遣を行うなど、制度の理解と利用促進を図ります。

#### ② 不正防止につながる仕組み

成年後見制度が利用者にとって、安心かつ安全な制度となるためには、監督機能の充実・強化が必要になります。

家庭裁判所の監督はもちろんのこと、地域連携ネットワークにおける「チーム」での対応や支援を行うことで、不正の未然防止や早期発見につながります。

# 第6章

## 再犯防止推進計画

## 第6章 再犯防止推進計画

### 1 計画策定の趣旨

犯罪や非行をした人の中には、安定した仕事や住居がないことなどから、社会復帰に向けた支援を十分に受けられずに、地域で孤立し、犯罪を繰り返してしまう人も少なくありません。

再犯を防止し、誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めるためには、犯罪や非行をした人を孤立させずに、社会復帰を支援していくことが必要です。

国は、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的として、平成28（2016）年に再犯の防止等の推進に関する法律を施行し、平成29（2017）年12月に再犯防止推進計画を策定しました。

同法第8条第1項において、都道府県及び市町村は、国の計画を勘案して、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画を定めるよう努めることとされており、県は、平成31（2019）年3月に鹿児島県再犯防止推進計画を策定しました。

本章を同法に基づく計画として位置づけ、県再犯防止推進計画に基づいて、関係機関等と連携を図りながら、犯罪や非行をした人の社会復帰に関する施策の推進を図ることとします。

なお、再犯防止推進計画の対象者は、同法第2条第1項で定める犯罪をした者等とします。

#### 再犯の防止等の推進に関する法律（抜粋）

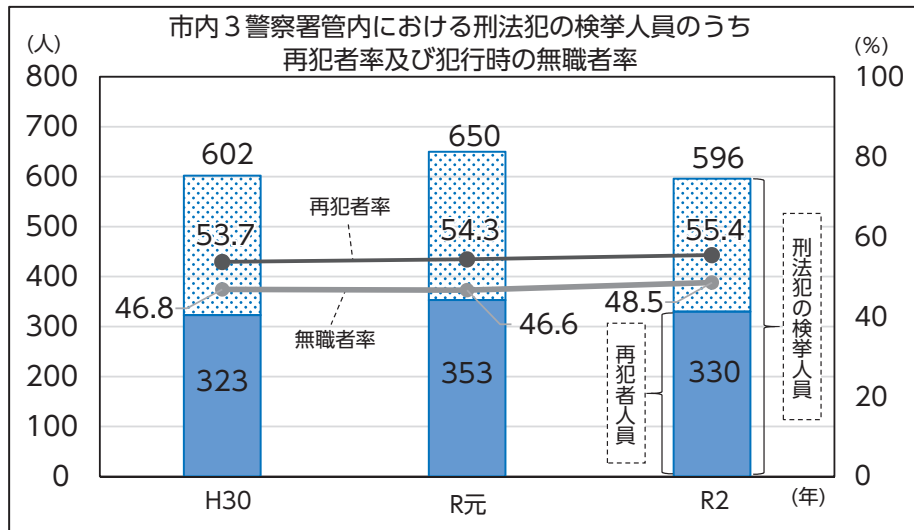
（定義）

第2条 この法律において「犯罪をした者等」とは、犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。以下同じ。）若しくは非行少年であった者をいう。

### 2 本市の現状

市内3警察署管内における刑法犯の検挙人員（少年を除く。）は、概ね600人で推移しており、そのうち再犯者率は5割を超える状況が続いています。

また、刑法犯の犯行時の無職者の割合も5割近くで推移しています。



(法務省矯正局提供データを基に鹿児島市作成)  
 ※市内3警察署(中央・西・南)管内における合計であり、本市域分とは一致しない。  
 ※刑法犯の検挙人員は少年を除いた人数で、無職者率は学生・生徒等を除いた割合。

### 3 課題

国及び県の再犯防止推進計画を踏まえた本市の課題は次のとおりです。

- (1) 国・県・民間団体等との連携強化
- (2) 就労・住居の確保
- (3) 保健医療・福祉サービスの利用の促進
- (4) 非行の防止と、学習支援等の実施
- (5) 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進

#### 国の再犯防止推進計画(抜粋)

##### ■重点課題

- 1 就労・住居の確保等
- 2 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- 3 学校等と連携した修学支援の実施等
- 4 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等
- 5 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等
- 6 地方公共団体との連携強化等
- 7 関係機関の人的・物的体制の整備等

#### 鹿児島県再犯防止推進計画(抜粋)

##### ■重点課題

- 1 国・民間団体等との連携強化
- 2 就労・住居の確保
- 3 保健医療・福祉サービスの利用の促進
- 4 非行の防止と、矯正施設等と連携した修学支援の実施
- 5 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進



## 4 主な取組

### (1) 国・県・民間団体等との連携強化

鹿児島保護観察所や鹿児島地方検察庁、法務少年支援センターかごしま（鹿児島少年鑑別所）、県のほか、鹿児島保護区保護司会等と定期的に情報交換・情報共有を行うなど、国・県・民間団体等との連携を強化します。

### (2) 就労・住居の確保のための取組

保護観察対象者等に対する就労支援のほか、住居確保給付金の支給や市営住宅の提供、建設工事等競争入札参加者の格付や総合評価落札方式による一般競争入札の採点における鹿児島県協力雇用主等に対する優遇措置など、就労・住居を確保するための取組を推進します。

### (3) 保健医療・福祉サービスの利用の促進のための取組

支援を必要とする人に対して、高齢者福祉や障害者福祉、生活困窮者の自立支援等の保健医療・福祉サービスを適切に提供していくため、相談支援や情報提供のさらなる充実を図ります。

### (4) 非行の防止と、学習支援等の実施のための取組

民生委員・児童委員による相談・見守り活動や青少年育成委員による街頭声かけ活動、社会教育指導員による電話相談を行うなど、児童生徒の非行の未然防止や不登校児童生徒の中で希望する家庭に学習支援員の派遣をするなどの取組を推進します。

### (5) 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進のための取組

鹿児島保護区保護司会が行う保護観察活動の研究や犯罪予防活動の促進及び更生保護事業の普及宣伝を支援するほか、“社会を明るくする運動”への参加を通じて、再犯防止に関する理解促進を図るなど、民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進のための取組を推進します。

## ■犯罪や非行をした人の社会復帰を支える主な関係機関等

関係機関等	概要
保護観察所	犯罪をした人又は非行のある少年が、社会の中で更生するように、保護観察官及び保護司による指導と支援を行っている。
地方検察庁	起訴を猶予された人、罰金・科料になった人、裁判において刑の全部の執行を猶予された人等で、福祉的支援が必要な人について、関係機関と連絡調整を図り、適切な支援につないでいる。
法務少年支援センター (少年鑑別所)	非行・犯罪に関する問題や、思春期の子どもたちの行動理解等に関する知識やノウハウを活用し、本人や家族などからの相談に応じているほか、青少年の健全育成に携わる関係機関と連携を図りながら、地域における非行・犯罪の防止に関する活動や健全育成に関する活動の支援を行っている。
保護司／保護司会	犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティアで、それぞれに配属された保護区において保護司会に加入し、研修、犯罪予防活動、関係機関との連絡調整、広報活動などの組織的な活動を行っている。
更生保護施設	刑務所や少年院等から釈放された人や保護観察中の人で、帰る家がない、現在の住居では更生が妨げられる等の事情から自立更生が困難な人に対し、一時的に、宿泊場所や食事の提供等を行う民間の施設。
更生保護女性会	地域社会の犯罪・非行の未然防止のための啓発活動を行うとともに、青少年の健全な育成を助け、犯罪をした人や非行のある少年の改善更生に協力することを目的とする女性によるボランティア団体。
BBS会 (Big Brothers and Sisters Movement)	さまざまな問題を抱える少年と、兄や姉のような身近な存在として接しながら、少年が自分自身で問題を解決し、健全に成長していくことを支援する青年ボランティア団体。
協力雇用主	犯罪をした人などの自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした人などを雇用する民間の事業主。
地域生活定着支援センター	高齢又は障害を有するため、福祉的な支援を必要とする矯正施設退所予定者及び退所者等に対し、保護観察所や関係機関等と連携・協働しながら、地域の中で自立した日常生活や社会生活を営むことができるように支援を行っている。



# 第7章

## 地区福祉計画

## 第7章 地区福祉計画

### 1 地区福祉計画について

#### (1) 地区の区分

本市は、多様な特性を備えた地域によって構成されていることから、行政所管区域を基本に市域を、「中央地区」、「谷山地区」、「伊敷地区」、「吉野地区」、「吉田地区」、「桜島地区」、「喜入地区」、「松元地区」、「郡山地区」の9地区に区分します。

#### (2) 計画の内容

基本理念や基本目標の実現に向けて、地区ごとの特色や課題を踏まえながら、各取組方針に基づき、地域福祉を推進していくものです。

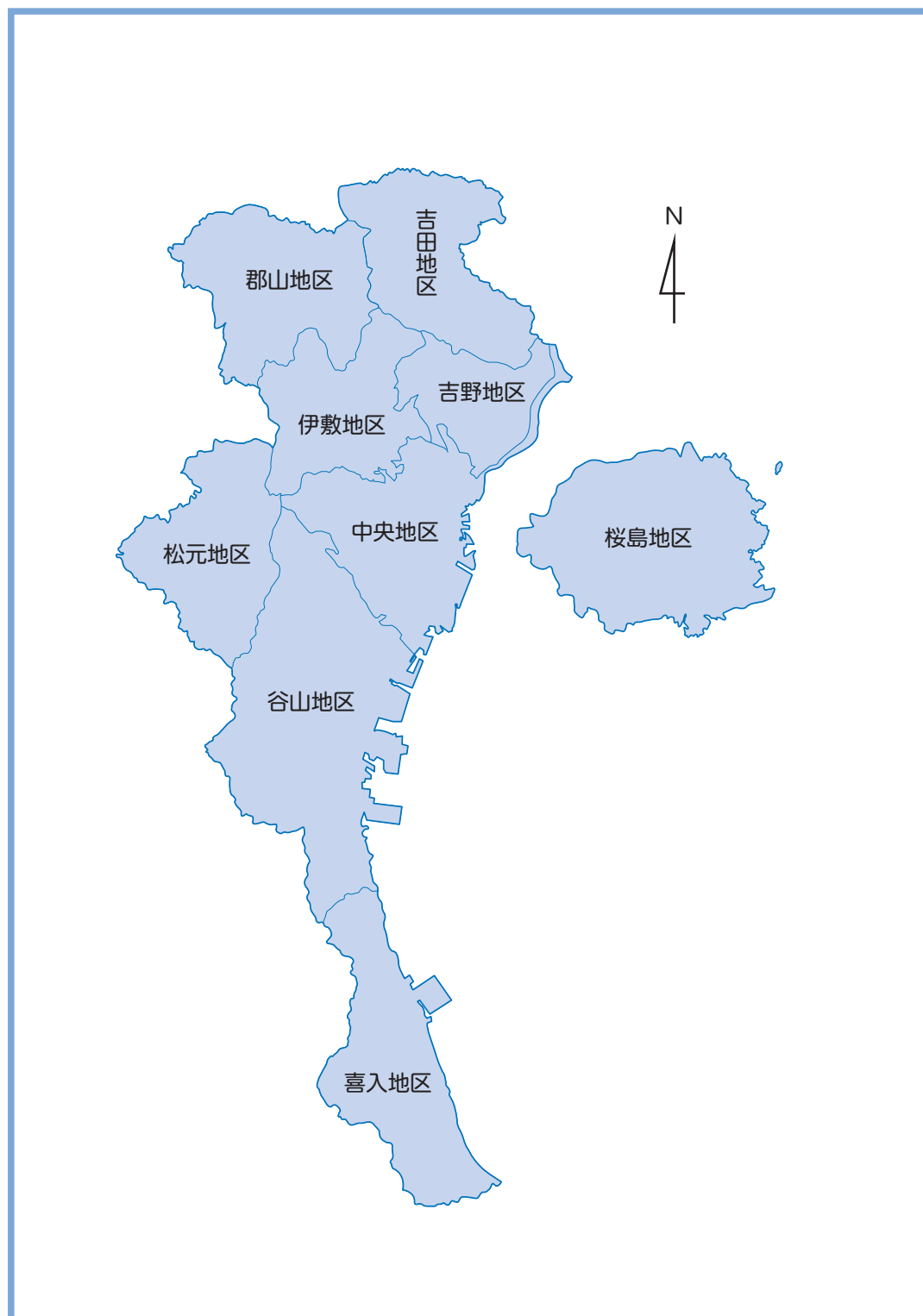
なお、計画の内容は、地区ごとに設置された地区福祉推進会議において検討が行われたもので、地区ごとに特色ある表現で記載しています。

#### (3) 地区福祉計画の取組の推進にあたって

地区福祉計画の取組を進めるにあたっては、校区社会福祉協議会や地域コミュニティ協議会、町内会、地区民生委員児童委員協議会、高齢者クラブ、ボランティア団体、NPO法人など、地域の関係団体が緊密に連携を図りながら、地域が一体となって取り組むことが重要です。

また、地域福祉館等や地域福祉支援員は、地域の関係団体に対して、福祉活動に関する助言や情報提供を行うなど、地区福祉計画の取組を一層推進します。

<地区の区分>



## &lt;地区の内訳&gt;

【 】は総合計画における地区の区分

地区	町丁目
中央	【中央地区】 名山町、平之町、東千石町、西千石町、中町、金生町、照国町、泉町、住吉町、堀江町、大黒町、呉服町、新町、船津町、城南町、松原町、南林寺町、甲突町、錦江町、新屋敷町、樋之口町、山之口町、千日町、加治屋町、中央町、上之園町、上荒田町
	【上町地区】 坂元町、西坂元町、東坂元1～4丁目、清水町、祇園之洲町、鼓川町、池之上町、稻荷町、春日町、柳町、浜町、上竜尾町、下竜尾町、冷水町、長田町、大竜町、上本町、小川町、本港新町、易居町、山下町、城山町、玉里団地1～3丁目、若葉町、吉野町の一部（磯、花倉、三船、竜ヶ水及び平松）
	【鴨池地区】 高麗町、荒田1～2丁目、与次郎1～2丁目、下荒田1～4丁目、天保山町、鴨池新町、鴨池1～2丁目、唐湊3～4丁目、郡元町、郡元1～3丁目、南郡元町、東郡元町、真砂町、真砂本町、三和町、南新町、日之出町、紫原1～6丁目、西紫原町、桜ヶ丘7～8丁目、宇宿1～9丁目、中央港新町、新栄町、向陽2丁目
	【城西地区】 城山1～2丁目、新照院町、草牟田町、草牟田1～2丁目、玉里町、永吉1～3丁目、明和1～5丁目、原良町、原良1～7丁目、薬師1～2丁目、城西1～3丁目、鷹師1～2丁目、常盤町、常盤1～2丁目、西田1～3丁目
	【武・田上地区】 武1～3丁目、唐湊1～2丁目、紫原7丁目、向陽1丁目、広木1～3丁目、田上町、田上1～8丁目、田上台1～4丁目、西別府町、武岡1～6丁目、西陵1～8丁目、小野町の一部（西之谷）
谷山	【谷山北部地区】 五ヶ別府町、星ヶ峯1～6丁目、皇徳寺台1～5丁目、山田町、中山町、中山1～2丁目、自由ヶ丘1～2丁目、桜ヶ丘1～6丁目、小原町、魚見町、東谷山1～7丁目、清和1～2丁目、希望ヶ丘町、小松原1～2丁目、東開町
	【谷山地区】 西谷山1～4丁目、清和3～4丁目、上福元町、谷山中央1～8丁目、下福元町、慈眼寺町、和田1～3丁目、平川町、卸本町、南栄1～6丁目、七ッ島1～2丁目、谷山港1～3丁目、錦江台1～3丁目、坂之上1～8丁目、光山1～2丁目
伊敷	伊敷町、伊敷1～8丁目、伊敷台1～7丁目、西伊敷1～7丁目、千年1～2丁目、花野光ヶ丘1～2丁目、下伊敷町、下伊敷1～3丁目、小野町（西之谷を除く。）、小野1～4丁目、犬迫町、小山田町、皆与志町
吉野	岡之原町、緑ヶ丘町、川上町、下田町、吉野町（磯、花倉、三船、竜ヶ水及び平松を除く。）、吉野1～2丁目、大明丘1～3丁目
吉田	西佐多町、東佐多町、本城町、本名町、宮之浦町、牟礼岡1～3丁目
桜島	桜島赤水町、桜島赤生原町、桜島小池町、桜島西道町、桜島白浜町、桜島武町、桜島藤野町、桜島二俣町、桜島松浦町、桜島横山町、新島町、野尻町、持木町、東桜島町、古里町、有村町、黒神町、高免町
喜入	喜入瀬々串町、喜入中名町、喜入生見町、喜入前之浜町、喜入町、喜入一倉町
松元	石谷町、入佐町、上谷口町、直木町、春山町、福山町、松陽台町、四元町、平田町
郡山	花尾町、有屋田町、川田町、郡山町、郡山岳町、西俣町、東俣町、油須木町

## ＜地区の人口・世帯数・高齢化率＞

地区	人口（人）			世帯数（世帯）			高齢化率（％）		
	H29年度	R3年度	増減	H29年度	R3年度	増減	H29年度	R3年度	増減
中央	291,362	288,872	▲ 2,490	151,442	154,556	3,114	25.2	27.1	1.9
谷山	161,879	162,147	268	71,815	74,560	2,745	21.5	24.5	3.0
伊敷	52,014	49,667	▲ 2,347	24,241	23,910	▲ 331	29.7	33.2	3.5
吉野	49,023	50,620	1,597	21,988	23,246	1,258	28.4	29.4	1.0
吉田	10,791	10,132	▲ 659	5,116	5,197	81	31.7	38.0	6.3
桜島	4,469	3,863	▲ 606	2,426	2,243	▲ 183	45.9	50.1	4.2
喜入	11,497	10,850	▲ 647	5,376	5,317	▲ 59	34.6	38.6	4.0
松元	16,277	17,258	981	6,466	6,981	515	21.8	22.8	1.0
郡山	7,479	7,002	▲ 477	3,582	3,519	▲ 63	35.9	40.5	4.6
市全体	604,791	600,411	▲ 4,380	292,452	299,529	7,077	25.3	27.7	2.4

※各年度4月1日時点の住民基本台帳人口



## ＜地区の取組方針一覧＞

地区	取 組 方 針
中央	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 地域福祉を支える担い手の確保と支え合う地域づくり</li> <li>② 高齢者の生きがいづくりとひとり暮らし高齢者や認知症高齢者に対する支援</li> <li>③ 子育て支援の充実と児童虐待防止</li> <li>④ 障害者への支援の充実</li> <li>⑤ 安心安全な地域づくり</li> <li>⑥ ひきこもりや生活困窮者への支援</li> </ul>
谷山	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 世帯の状況に応じた子育て支援やサポート環境の構築</li> <li>② 地域住民の交流促進や情報共有の強化</li> <li>③ 福祉活動に携わる人材の掘り起こしと活動の支援</li> <li>④ 安心して暮らせる地域づくりのための協力体制の構築</li> <li>⑤ 障害者を支える人材の確保とネットワークの構築</li> <li>⑥ 高齢者を見守る体制づくりや社会参加の促進</li> </ul>
伊敷	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 地域住民同士の交流促進と地域のつながりの強化</li> <li>② 地域の課題や情報の共有と福祉関連情報の発信</li> <li>③ 支援を必要とする住民を関係団体や地域全体で支える体制づくり</li> <li>④ ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者等への支援</li> <li>⑤ 福祉活動を推進する人材の確保と育成</li> <li>⑥ 安心安全な地域づくり</li> </ul>
吉野	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 地域活動への理解と担い手の育成</li> <li>② 連携した相談対応とわかりやすい支援情報の提供</li> <li>③ 安心安全な地域づくり</li> <li>④ 子育て支援の充実と児童虐待防止</li> <li>⑤ 高齢者の生きがいづくりと介護予防</li> <li>⑥ 障害者等への支援と交流促進</li> </ul>
吉田	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 地域福祉を支える担い手の確保と支え合う地域づくり</li> <li>② 高齢者の生きがいづくりや認知症等に対する支援</li> <li>③ 子育て支援の充実</li> <li>④ ひきこもりや生活困窮者への支援</li> <li>⑤ 安心安全な地域づくり</li> <li>⑥ 効果的な情報発信</li> </ul>
桜島	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 安心安全な地域づくり</li> <li>② 福祉活動に携わる人材確保と地域や世代間の交流を通じて共に助け合う心の醸成</li> <li>③ 見守り体制の充実による高齢者等の孤立を防ぐための環境づくり</li> <li>④ 子育て支援の充実と児童虐待防止</li> <li>⑤ ひきこもりや生活困窮者等への支援</li> <li>⑥ 施設の有効活用と福祉情報の提供</li> </ul>

地区	取 組 方 針
喜入	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 地域のつながりの強化</li> <li>② 高齢者や障害者に対する見守り活動の推進</li> <li>③ 健康づくりや元気づくりの推進</li> <li>④ 安心安全な地域づくり</li> <li>⑤ 子育て支援と子どもの安全な環境づくり</li> <li>⑥ 既存施設の有効活用</li> </ul>
松元	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 地域内交流と世代間交流の促進による担い手の掘り起こしや育成</li> <li>② 福祉に関する情報発信の充実</li> <li>③ 安心安全な地域づくり</li> <li>④ 高齢者や障害者の生活支援や健康づくり</li> <li>⑤ 子育て支援の充実</li> <li>⑥ ひきこもりや生活困窮者等への支援</li> </ul>
郡山	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 援助の必要な世帯の把握と支援</li> <li>② 子育て支援の充実</li> <li>③ 女性の意見を福祉活動に取り込む体制づくり</li> <li>④ 福祉活動を行う人材の掘り起こしと育成</li> <li>⑤ 地域住民への効率的な福祉情報の発信</li> <li>⑥ 支援体制の連携と情報提供</li> </ul>

※計画の内容は、地区ごとに設置された地区福祉推進会議において検討が行われたもので、地区ごとに特色ある表現で記載しています。

## 中央地区

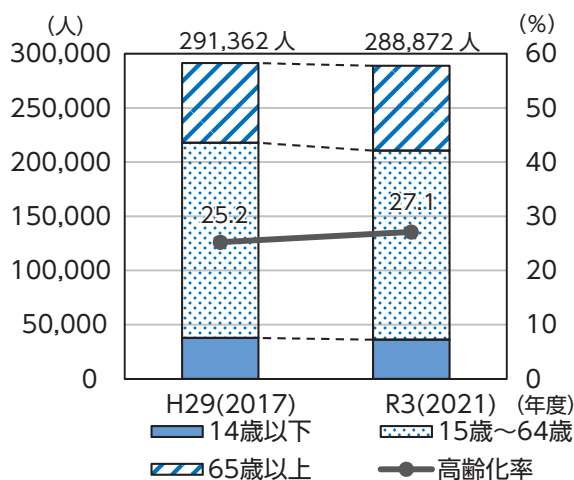
### (1) 特色

本市の中央部に位置し、人口と世帯数が9地区の中で最も多い地区です。

人口は28万9千人で減少傾向にあり、高齢化率は27.1%で、市全体をやや下回っています。

原良団地や玉里団地などにおいて、同世代が一斉に入居したことや子世代が転出したことにより高齢化が進むなど、活力の低下が懸念されています。

#### ■中央地区の人口・高齢化率の推移



※各年度4月1日時点の住民基本台帳人口

#### ■中央地区福祉推進会議での主な意見等

- ・中央地区は、色々な組織や団体がある地区で、マンションも多く、情報提供が難しい。
- ・民生委員は、認知度はあっても活動内容までは知られていない。
- ・校区社会福祉協議会の認知度が低い。
- ・災害が多くなっている中、地域の人と顔見知りになることが大事だ。
- ・地域での高齢者の把握が難しくなってきている。

#### ■中央地区におけるアンケート調査結果 (令和2年度調査から抜粋)

- ・今後、充実していく必要がある福祉活動
  - 【市 民】 高齢者福祉(14.8%)、災害対策(14.8%)、防犯対策(12.4%)
  - 【民生委員】 住民同士の交流(32.9%)、災害対策(27.8%)、ひきこもりの方への支援(26.0%)
- ・福祉活動充実のために必要なこと
  - 【市 民】 福祉に関する情報提供の充実(34.1%)、地域での人のつながり(29.7%)、福祉に関する相談窓口の充実(20.0%)
  - 【民生委員】 地域での人のつながり(60.7%)、地域のリーダー (31.9%)、福祉に関する情報提供の充実(27.8%)

### (2) 主な課題

- ① 地域福祉を支える担い手の減少と地域のつながりの希薄化
- ② 進行する高齢化への対応
- ③ 育児不安の増大や子育ての孤立化
- ④ 障害者が安心・快適に暮らせる地域づくり
- ⑤ 災害・事故・犯罪への対応
- ⑥ ひきこもりや生活困窮者への対応

### (3) 取組方針と主な取組（◆は主な取組）

- ① 地域福祉を支える担い手の確保と支え合う地域づくり
  - ◆ 町内会への加入促進による人材の発掘
  - ◆ ホームページやSNSを活用した情報発信
  - ◆ 地域の関係団体の各種交流の推進
  - ◆ 世代や分野を超えた幅広い交流の推進
  - ◆ 地域福祉館の利用促進による地域福祉ネットワークの充実
  - ◆ 民生委員・児童委員との連携強化
  - ◆ 市社会福祉協議会と連携したボランティア活動の推進
- ② 高齢者の生きがいづくりとひとり暮らし高齢者や認知症高齢者に対する支援
  - ◆ 高齢者の健康づくりの推進
  - ◆ 生涯学習や各種イベント等へ的高齢者の参加促進と高齢者クラブへの加入促進
  - ◆ 地域包括支援センターと連携した高齢者への各種支援
  - ◆ 介護講習会への参加促進と介護する家族への支援
  - ◆ ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者の把握や日常的な見守り活動
  - ◆ 認知症に関する正しい理解の促進
- ③ 子育て支援の充実と児童虐待防止
  - ◆ 子育てサロンや育児サークル活動の活性化
  - ◆ 各種イベント等への子育て世帯の参加促進
  - ◆ 子育て支援施設と連携した子育て世帯への各種支援
  - ◆ 地域の関係団体と学校等が連携した相談支援体制の充実
  - ◆ ひとり親家庭の把握や日常的な見守り活動
  - ◆ 児童虐待防止に向けた地域での見守り活動
- ④ 障害者への支援の充実
  - ◆ 障害に関する正しい理解の促進
  - ◆ 障害者の把握や日常的な見守り活動
  - ◆ 障害者福祉施設との交流促進
  - ◆ 各種イベント等への障害者の参加促進
  - ◆ 集会施設等のバリアフリー化の推進
- ⑤ 安心安全な地域づくり
  - ◆ 地域の危険箇所の情報共有
  - ◆ 防災訓練への参加促進
  - ◆ 災害時の避難行動要支援者への支援
  - ◆ 防犯パトロールや登下校時の見守り活動の推進
  - ◆ 高齢者を特殊詐欺や悪質商法から守るための活動の推進
- ⑥ ひきこもりや生活困窮者への支援
  - ◆ ひきこもりに関する理解の促進
  - ◆ ひきこもりの日常的な見守り活動と家族への支援
  - ◆ 生活困窮者の日常的な見守り活動

## 谷山地区

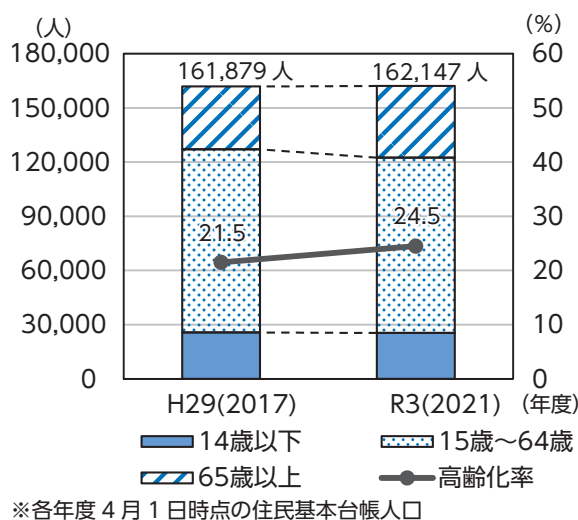
### (1) 特色

本市の南部に位置し、人口と世帯数が中央地区に次いで多い地区です。

人口は16万2千人で、ほぼ横ばいで推移しており、高齢化率は24.5%で、松元地区に次いで低くなっています。

桜ヶ丘団地や皇徳寺ニュータウンなどにおいて、同世代が一斉に入居したことや子世代が転出したことにより高齢化が進むなど、活力の低下が懸念されている一方、子育て世代の流入等により、保育需要が高まっている地域もあります。

#### ■谷山地区の人口・高齢化率の推移



#### ■谷山地区福祉推進会議での主な意見等

- ・谷山地区は子育て世帯が多い地区であり、子育て支援体制の構築は重要である。
- ・若い方たちは町内会に入らず、子育てサロンに参加する人も限られている。
- ・若い時に市営住宅の上の階に入居した人たちが、現在、高齢者となり、ゴミ出しや病院に行きにくくなっている。
- ・親の年金で生活している50代の無職の子への支援が難しい。

#### ■谷山地区におけるアンケート調査結果（令和2年度調査から抜粋）

- ・今後、充実していく必要がある福祉活動
  - 【市 民】 高齢者福祉(17.0%)、災害対策(16.7%)、子育て支援(13.9%)
  - 【民生委員】 住民同士の交流(41.4%)、災害対策(28.2%)、ひきこもりの方への支援(25.1%)
- ・福祉活動充実のために必要なこと
  - 【市 民】 地域での人のつながり(33.9%)、福祉に関する情報提供の充実(30.6%)、地域の福祉活動を支援する専門員の充実(21.3%)
  - 【民生委員】 地域での人のつながり(70.9%)、福祉に関する情報提供の充実(33.0%)、地域のリーダー (31.3%)

### (2) 主な課題

- ① 親子で育ち合う環境づくりと子育て支援の充実
- ② 地域で助け合える絆の構築
- ③ 地域福祉を支える人材の確保・育成
- ④ 誰もが安心安全に暮らせる地域づくり
- ⑤ 障害者のよりよい地域生活のための支援の充実
- ⑥ 地域における高齢者の生活支援と見守り体制の確立

### (3) 取組方針と主な取組（◆は主な取組）

#### ① 世帯の状況に応じた子育て支援やサポート環境の構築

- ◆ 子育て世代の情報交換の機会づくり
- ◆ 子育て支援施設での育児相談や勉強会等の情報発信
- ◆ 共働き家庭やひとり親家庭への支援の充実
- ◆ 子育て支援ネットワークの構築と推進
- ◆ 子育て経験者や専門的な知識を持った人材との交流による意識向上

#### ② 地域住民の交流促進や情報共有の強化

- ◆ 地域での交流や助け合い活動による絆づくり
- ◆ 地域ふれあい交流助成事業等を活用した世代間交流の推進
- ◆ 広報紙等を活用した転入者や未加入者の町内会への加入促進
- ◆ 地域の関係団体の交流や情報共有
- ◆ ひきこもりや生活困窮者の把握や日常的な見守り活動

#### ③ 福祉活動に携わる人材の掘り起こしと活動の支援

- ◆ あらゆる世代が福祉活動に参加しやすい環境づくり
- ◆ 町内会等への加入促進による人材の発掘
- ◆ 広報紙やSNS等を活用したボランティア活動や研修会等の情報発信
- ◆ 地域で活動しているグループや協働団体の支援
- ◆ 民生委員・児童委員活動の支援

#### ④ 安心して暮らせる地域づくりのための協力体制の構築

- ◆ 高齢者等の支援が必要な方の把握と支援体制づくり
- ◆ 地域生活課題の早期発見と対応強化
- ◆ 見守りネットワークの連携体制の充実
- ◆ 地域の危険箇所の把握と情報の周知
- ◆ 自主防災・防犯組織の活動の推進

#### ⑤ 障害者を支える人材の確保とネットワークの構築

- ◆ 障害への理解の促進と支援する人材の確保
- ◆ 生活支援のニーズ把握と支援体制づくり
- ◆ 地域での自立生活の支援の推進
- ◆ 見守り活動等による地域で支え合える関係づくり
- ◆ 各種イベント等への障害者の参加促進

#### ⑥ 高齢者を見守る体制づくりや社会参加の促進

- ◆ 高齢者支援の多様な担い手の育成と確保
- ◆ 地域の関係団体間の見守りネットワークの充実と情報共有
- ◆ 介護講習会や介護相談の充実と家族への支援
- ◆ 高齢者クラブ等への加入や各種イベント等への参加促進
- ◆ 地域包括ケアシステムの構築と推進
- ◆ 認知症に関する正しい理解の促進

# 伊敷地区

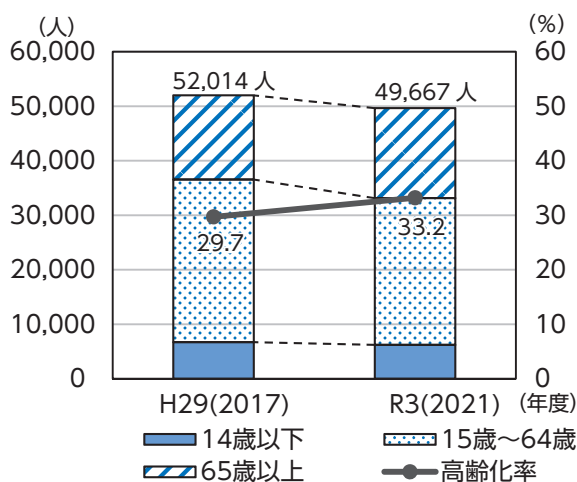
## (1) 特色

本市の北西部、甲突川の中流域に位置し、幹線道路沿道や甲突川沿岸の限られた平地と丘陵部の住宅団地、山間部の農村集落で構成されています。

人口は5万人で減少傾向にあり、高齢化率は33.2%で増加傾向にあり、市全体より高くなっています。

伊敷団地や千年団地などにおいて、同世代が一斉に入居したことや子世代が転出したことにより高齢化が進むなど、活力の低下が懸念されています。

### ■伊敷地区の人口・高齢化率の推移



※各年度4月1日時点の住民基本台帳人口

### ■伊敷地区福祉推進会議での主な意見等

- ・校区社会福祉協議会と地域コミュニティ協議会が、もっと連携しながら活動していかなければいけない。
- ・40～50歳代の現役世代の人達に、福祉に関心を持って参加してもらう機会を作れば、そこから後継者が育っていくのではないかな。
- ・地域の人達への朝晩の挨拶や声掛けも、地域福祉だと思う。

### ■伊敷地区におけるアンケート調査結果（令和2年度調査から抜粋）

- ・今後、充実していく必要がある福祉活動
  - 【市民】 高齢者福祉(16.1%)、住民同士の交流(14.3%)、災害対策(14.3%)
  - 【民生委員】 住民同士の交流(32.3%)、災害対策(28.0%)、認知症の方への支援(25.8%)
- ・福祉活動充実のために必要なこと
  - 【市民】 地域での人のつながり(36.5%)、福祉に関する情報提供の充実(30.4%)、福祉に関する相談窓口の充実(23.5%)
  - 【民生委員】 地域での人のつながり(67.7%)、地域のリーダー(31.2%)、地域の福祉活動を支援する専門員の充実(25.8%)

## (2) 主な課題

- ① 地域コミュニティの更なる連携強化
- ② 福祉に関する情報提供の充実
- ③ 支援を必要とする住民への支援体制の強化
- ④ 高齢者への支援の強化
- ⑤ 地域を支える人材の高齢化と後継者不足
- ⑥ 高齢者・障害者・子どもが安心して暮らせる環境づくり

### (3) 取組方針と主な取組（◆は主な取組）

- ① 地域住民同士の交流促進と地域のつながりの強化
  - ◆ 関係団体と町内会の連携による魅力ある町内会活動の情報発信と町内会への加入促進
  - ◆ 校区運動会や文化祭等の地域のイベントへの参加促進
  - ◆ 敬老会や町内会のグラウンドゴルフ大会等への子どもたちの参加促進
  - ◆ 保育所等と高齢者クラブ等との交流促進
  - ◆ 児童を含めた地域のボランティア活動への参加促進
  - ◆ 地域コミュニティ協議会と校区社会福祉協議会が連携した福祉活動への参加促進
  - ◆ 子育てサロンへの参加促進
- ② 地域の課題や情報の共有と福祉関連情報の発信
  - ◆ 地区内の危険箇所の把握と地域住民への情報提供
  - ◆ 福祉マップの作成と活用
  - ◆ 関係団体の福祉に関する活動の地区住民への効果的な情報提供
  - ◆ ホームページやSNSを活用した情報発信
- ③ 支援を必要とする住民を関係団体や地域全体で支える体制づくり
  - ◆ 高齢者や障害者の把握調査や訪問活動
  - ◆ 災害時の避難行動要支援者の支援体制づくり
  - ◆ 緊急連絡先カード等の普及促進
  - ◆ 支え合いマップ等による見守りに関するネットワーク体制づくり
  - ◆ ひとり親家庭の相談支援体制の充実
  - ◆ 児童虐待防止に向けた地域での見守り活動
- ④ ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者等への支援
  - ◆ 認知症への正しい理解の促進と支援体制の充実
  - ◆ 声掛け等の見守り活動の推進
  - ◆ 介護講習会への参加促進
  - ◆ 高齢者クラブやお達者クラブ等への参加促進
  - ◆ 保健センターとの連携による健康づくりの推進
- ⑤ 福祉活動を推進する人材の確保と育成
  - ◆ 町内会への加入促進と人材の掘り起こしや育成
  - ◆ 福祉活動を担う次世代への働きかけと地域住民が参加しやすい環境づくり
  - ◆ 市社会福祉協議会と連携したボランティア活動の推進
  - ◆ 地域内の関係団体の交流促進
- ⑥ 安心安全な地域づくり
  - ◆ 登下校の児童の見守り活動への参加
  - ◆ 防犯パトロール等への参加促進
  - ◆ あいさつ運動の推進による地域全体での子どもの見守り
  - ◆ 特殊詐欺や悪徳商法から高齢者等を守るための情報提供
  - ◆ 防災に関する訓練や講習会への参加促進
  - ◆ 避難行動要支援者への避難支援



# 吉野地区

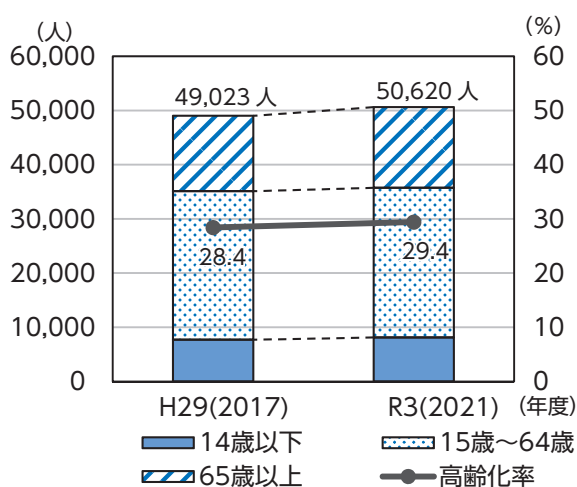
## (1) 特色

本市の北部、稲荷川の上流域に位置し、吉野や岡之原の台地、河川沿岸の平坦地から構成され、土地区画整理が進んでいる区域を中心に良好な生活環境が形成されつつあります。

人口は5万人で増加傾向にあり、高齢化率は29.4%で、市全体をやや上回っています。

大明ヶ丘団地や緑ヶ丘団地などにおいて、同世代が一斉に入居したことや子世代が転出したことにより高齢化が進むなど、活力の低下が懸念されています。

### ■吉野地区の人口・高齢化率の推移



※各年度4月1日時点の住民基本台帳人口

### ■吉野地区福祉推進会議での主な意見等

- ・子どもの頃から地域の活動に興味を持つことで、親と子どもと一緒に活動に参加することが期待できる。
- ・町内会の加入率が低下していることが問題であり、特に、転入してきた世帯の加入率が低い。
- ・認知症には地域の理解が大切である。
- ・障害者や難病の方を支える家族や兄弟姉妹などへの支援も検討していく必要がある。

### ■吉野地区におけるアンケート調査結果 (令和2年度調査から抜粋)

- ・今後、充実していく必要がある福祉活動
  - 【市 民】 高齢者福祉(14.4%)、災害対策(12.9%)、住民同士の交流(12.4%)
  - 【民生委員】 住民同士の交流(32.8%)、認知症の方への支援(31.3%)、災害対策(23.4%)
- ・福祉活動充実のために必要なこと
  - 【市 民】 福祉に関する情報提供の充実(30.7%)、地域での人のつながり(29.2%)、地域の福祉活動を支援する専門員の充実(18.8%)
  - 【民生委員】 地域での人のつながり(57.8%)、地域の福祉活動を支援する専門員の充実(39.1%)、福祉に関する情報提供の充実(35.9%)

## (2) 主な課題

- ① 地域福祉を支える担い手の減少と地域活動の衰退
- ② 相談の多様化と行き届かない支援情報
- ③ 災害、事故、犯罪、感染症への対応
- ④ 子どもを取り巻く環境の変化と子育てへの不安の解消
- ⑤ 高齢者の介護と認知症高齢者への対応
- ⑥ 障害者等が抱える悩みとニーズの把握

### (3) 取組方針と主な取組（◆は主な取組）

- ① 地域活動への理解と担い手の育成
  - ◆ 地域住民への地域活動の情報発信
  - ◆ 町内会への加入促進による人材の発掘
  - ◆ 地域活動への参加促進
  - ◆ 子どもと一緒に参加できる地域活動の充実
  - ◆ 地域の関係団体の連携強化
- ② 連携した相談対応とわかりやすい支援情報の提供
  - ◆ 多様な相談に対応できる体制づくり
  - ◆ 地域住民のさまざまな悩みを受け止める相談支援
  - ◆ 民生委員・児童委員と連携した支援
  - ◆ 支援情報の集約と提供方法の充実
  - ◆ ホームページやSNSを活用した情報発信
- ③ 安心安全な地域づくり
  - ◆ 地域の危険箇所の把握と見守り活動の推進
  - ◆ 災害時の避難行動要支援者への支援と福祉施設との連携
  - ◆ 災害等に関する正しい情報の共有
  - ◆ 交通安全意識の向上と防災訓練や防犯活動への参加促進
  - ◆ 感染症予防策の徹底
- ④ 子育て支援の充実と児童虐待防止
  - ◆ 子育てに関する相談体制の充実
  - ◆ 子育て支援施設等を活用した交流の促進
  - ◆ ひとり親家庭への支援の充実
  - ◆ 支援が必要な世帯の把握と地域の関係団体が連携した見守り活動
  - ◆ 児童虐待の早期発見と早期対応
- ⑤ 高齢者の生きがいづくりと介護予防
  - ◆ 高齢者の地域活動やイベントへの参加促進
  - ◆ 高齢者福祉センター等の利用促進
  - ◆ 高齢者が地域で孤立しないための見守り活動
  - ◆ 介護等に関する相談体制の充実
  - ◆ 認知症に関する正しい理解の促進
- ⑥ 障害者等への支援と交流促進
  - ◆ 支援が必要な障害者等の把握と見守り活動の推進
  - ◆ 障害者等に関する相談体制の充実
  - ◆ 障害者等を支える家族への支援の充実
  - ◆ 障害者等の地域活動やイベントへの参加促進
  - ◆ 障害に関する正しい理解の促進

# 吉田地区

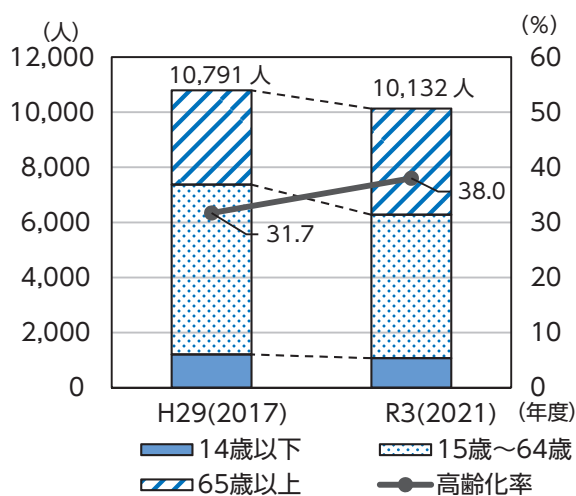
## (1) 特色

本市の北部に位置し、河川沿岸や幹線道路沿道の平坦地と丘陵部の住宅団地、森林と山間部の農村集落で構成されている、緑豊かな自然環境に恵まれた田園地域です。

人口は1万人で減少傾向にあり、高齢化率は38.0%で、伸び率が9地区で最も大きくなっています。

牟礼岡団地などにおいて、同世代が一斉に入居したことや子世代が転出したことにより高齢化が進むなど、活力の低下が懸念されています。

### ■吉田地区の人口・高齢化率の推移



### ■吉田地区福祉推進会議での主な意見等

- ・地域のリーダーとなる人材の確保が重要である。
- ・地域の活動に参加しやすいような雰囲気を作っていくことが重要である。
- ・校区社会福祉協議会が見守り活動等を行っているが、地域住民に情報が行き届いていない。
- ・ひきこもりへの対応は、本人が支援を受け入れないこともあり、対応が難しい。

### ■吉田地区におけるアンケート調査結果（令和2年度調査から抜粋）

- ・今後、充実していく必要がある福祉活動
  - 【市民】 高齢者福祉(21.6%)、災害対策(17.2%)、住民同士の交流(14.2%)
  - 【民生委員】 認知症の方への支援(28.6%)、災害対策(28.6%)、住民同士の交流(23.8%)
- ・福祉活動充実のために必要なこと
  - 【市民】 地域での人のつながり(35.8%)、福祉に関する情報提供の充実(28.4%)、地域の福祉活動を支援する専門員の充実(24.6%)
  - 【民生委員】 地域での人のつながり(66.7%)、地域のリーダー(42.9%)、福祉に関する研修・人材育成(42.9%)

## (2) 主な課題

- ① 地域福祉を支える担い手の減少と地域のつながりの希薄化
- ② 進行する高齢化への対応
- ③ 育児不安の増大や子育ての孤立化
- ④ ひきこもりや生活困窮者への対応
- ⑤ 災害、事故、犯罪への対応
- ⑥ 福祉情報の充実

### (3) 取組方針と主な取組（◆は主な取組）

- ① 地域福祉を支える担い手の確保と支え合う地域づくり
  - ◆ 町内会への加入促進による人材の発掘
  - ◆ 地域住民が親睦を深め共に支え合う環境づくりの推進
  - ◆ あらゆる世代が参加できる交流の場の充実
  - ◆ 地域住民が気軽に交流できるイベントの開催
  - ◆ ボランティア活動への参加促進
  - ◆ 福祉活動の推進拠点としての吉田福祉センターの利用促進
- ② 高齢者の生きがいづくりや認知症等に対する支援
  - ◆ 高齢者クラブやお達者クラブ等への参加促進
  - ◆ 高齢者いきいきポイント制度の活用によるボランティア活動への参加促進
  - ◆ 認知症に関する正しい理解の促進
  - ◆ ひとり暮らし高齢者の見守り活動の実施
  - ◆ 介護に関する講座等への参加促進
- ③ 子育て支援の充実
  - ◆ 子育て世代の相互交流が図られる場の提供
  - ◆ 子育てサロンへの参加促進
  - ◆ 育児相談や子育てサロン等を活用した情報提供の充実
  - ◆ ひとり親家庭の見守り活動の推進
- ④ ひきこもりや生活困窮者への支援
  - ◆ ひきこもりや生活困窮者を見守り活動の実施
  - ◆ ひきこもりや生活困窮者に関する相談支援機関の情報提供の充実
  - ◆ ひきこもりや生活困窮者に関する地域の関係団体の連携の促進
- ⑤ 安心安全な地域づくり
  - ◆ 避難行動要支援者の状況把握と災害時の避難支援
  - ◆ 地区内の危険箇所の把握と情報発信
  - ◆ 関係機関と連携した防犯活動や交通安全運動の推進
  - ◆ あいさつ運動による子どもの見守り活動の推進
  - ◆ 高齢者や子どもを事故や犯罪から守る取組の推進
- ⑥ 効果的な情報発信
  - ◆ 校区社会福祉協議会や地域コミュニティ協議会等の活動内容の情報提供
  - ◆ 校区社協だより等の福祉活動に関する広報紙の充実
  - ◆ イベントカレンダーの発行
  - ◆ 福祉マップの作成
  - ◆ ホームページやSNS等を活用した情報発信

## 桜島地区

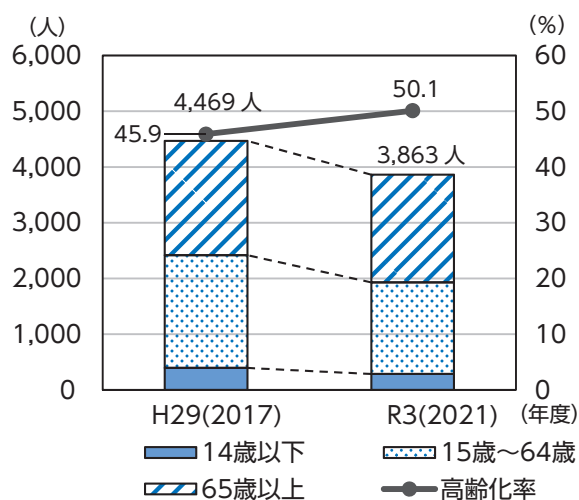
### (1) 特色

錦江湾に浮かぶ活火山の桜島にあり、地域内のほとんどが溶岩原、森林及び原野で、住宅地は海岸線に沿って帯状に続いているほか、桜島独自の貴重な自然環境や景観資源を有する観光地となっています。

人口は4千人で9地区の中で最も少なく、減少傾向にあり、高齢化率は50.1%で、9地区の中で最も高く、増加傾向にあります。

桜島の火山活動が継続する中、防災対策のさらなる充実が必要な地域です。

#### ■桜島地区の人口・高齢化率の推移



#### ■桜島地区福祉推進会議での主な意見等

- ・地域の行事に積極的に参加する方が少ないため、異世代間の交流や高齢者のイベントに若い世代が参加できる取組が必要である。
- ・増加してきている一人暮らしの高齢者に対して、しっかりと福祉を行き届けなければならない。
- ・いきいきサロン等への男性の参加促進を図る必要がある。

#### ■桜島地区におけるアンケート調査結果（令和2年度調査から抜粋）

- ・今後、充実していく必要がある福祉活動
  - 【市民】災害対策(24.8%)、高齢者福祉(24.0%)、住民同士の交流(21.6%)
  - 【民生委員】住民同士の交流(24.0%)、認知症の方への支援(24.0%)、ひきこもりの方への支援(24.0%)
- ・福祉活動充実のために必要なこと
  - 【市民】地域での人のつながり(44.0%)、地域のリーダー(28.8%)、地域の福祉活動を支援する専門員の充実(24.8%)
  - 【民生委員】地域での人のつながり(60.0%)、福祉に関する研修・人材育成(28.0%)、福祉に関する情報提供の充実(20.0%)

### (2) 主な課題

- ① 災害、事故、犯罪への対応
- ② 福祉活動に携わる人材の不足と地域交流・世代間交流の充実
- ③ 見守りが必要な高齢者等への対応
- ④ 育児不安の増大や子育て生活の孤立化への対応
- ⑤ 生活困窮者等への対応
- ⑥ 福祉資源の活用と福祉の情報提供の充実

### (3) 取組方針と主な取組（◆は主な取組）

#### ① 安心安全な地域づくり

- ◆ 防災・防犯に対する意識の高揚
- ◆ 防災訓練の充実強化
- ◆ 避難行動要支援者の避難体制の確立
- ◆ 地区内の危険箇所の把握と情報共有
- ◆ 防犯パトロールや登下校時の見守り活動の推進

#### ② 福祉活動に携わる人材確保と地域や世代間の交流を通じて共に助け合う心の醸成

- ◆ 地域の関係団体間の連携と情報交換の推進
- ◆ お達者クラブやいきいきサロン等を支援するボランティア人材の育成
- ◆ ボランティア活動を行う人材の発掘と活動への参加促進
- ◆ 校区の運動会や文化祭等による地域住民相互の交流の推進
- ◆ ふれあい行事等による世代間交流の推進
- ◆ 町内会への加入促進による人材の発掘

#### ③ 見守り体制の充実による高齢者等の孤立を防ぐための環境づくり

- ◆ 高齢者や障害者の把握や日常的な見守り活動
- ◆ 高齢者クラブやお達者クラブ等への参加促進
- ◆ 高齢者や障害者に関する相談支援体制の充実
- ◆ 高齢者の健康づくりの推進
- ◆ 移動困難な高齢者や障害者への支援に向けた取組
- ◆ 福祉サービスの周知と利用促進
- ◆ 認知症に関する正しい理解の促進

#### ④ 子育て支援の充実と児童虐待防止

- ◆ 子育てサロン等の周知と参加促進
- ◆ 各種イベントへの子育て世帯の参加促進
- ◆ 民生委員・児童委員による相談支援体制の充実
- ◆ ひとり親家庭の把握や日常的な見守り活動
- ◆ 児童虐待防止に向けた地域での見守り活動

#### ⑤ ひきこもりや生活困窮者等への支援

- ◆ ひきこもりや生活困窮者等の把握や日常的な見守り活動
- ◆ ひきこもりや生活困窮者等に関する相談支援機関等の情報提供

#### ⑥ 施設の有効活用と福祉情報の提供

- ◆ 地域公民館や高齢者福祉センターの活用促進
- ◆ 市社会福祉協議会桜島支部の活用促進
- ◆ 町内会の回覧板や掲示板等を活用した情報発信
- ◆ 校区社会福祉協議会による福祉活動の広報
- ◆ ホームページやSNSを活用した情報発信

## 喜入地区

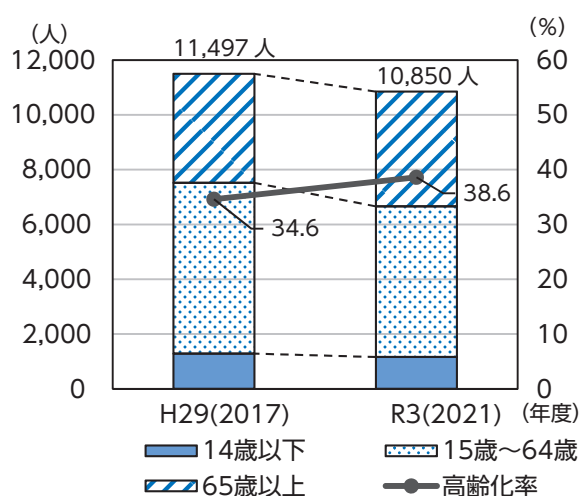
### (1) 特色

本市の南部に位置し、約8割を占める山地と錦江湾に沿った平坦地で構成されています。

人口は1万1千人で減少傾向にあり、高齢化率は38.6%で、市全体を大きく上回り、増加傾向にあります。

地区内では、北中部に比べて南部の過疎化・高齢化が進んでいます。

#### ■喜入地区の人口・高齢化率の推移



#### ■喜入地区福祉推進会議での主な意見等

- ・町内会加入率が、年々減少傾向にあるので、今後も加入促進に努めなければならない。
- ・高齢化が進んでおり、地域の関係団体との連携も難しくなっている。
- ・地域福祉の担い手確保に力を入れる必要がある。

#### ■喜入地区におけるアンケート調査結果（令和2年度調査から抜粋）

- ・今後、充実していく必要がある福祉活動
  - 【市 民】 高齢者福祉(22.7%)、災害対策(20.8%)、住民同士の交流(16.9%)
  - 【民生委員】 災害対策(36.4%)、健康づくり(30.3%)、ひきこもりの方への支援(24.2%)
- ・福祉活動充実のために必要なこと
  - 【市 民】 地域での人のつながり(44.8%)、福祉に関する相談窓口の充実(27.9%)、福祉に関する情報提供の充実(26.6%)
  - 【民生委員】 地域での人のつながり(57.6%)、関係団体等のネットワーク(33.3%)、地域のリーダー (30.3%)

### (2) 主な課題

- ① 地域でのつながりの希薄化
- ② 見守り活動の充実
- ③ 健康づくりや元気づくりの充実
- ④ 災害時の支援体制の充実
- ⑤ 子育て支援の充実
- ⑥ 福祉活動の拠点の不足

### (3) 取組方針と主な取組（◆は主な取組）

- ① 地域のつながりの強化
  - ◆ 地域住民への町内会活動内容に関する情報発信
  - ◆ 校区等の行事への参加促進
  - ◆ 町内会への加入促進による人材の発掘
  - ◆ 町内会の活動のあり方のさらなる充実
- ② 高齢者や障害者に対する見守り活動の推進
  - ◆ ともしびグループ等による見守り活動の推進
  - ◆ 高齢者や障害者に対する理解の促進
  - ◆ 高齢者や障害者が必要とする支援の把握と推進
  - ◆ 認知症に関する正しい理解の促進
  - ◆ 身近なボランティア活動への参加促進
- ③ 健康づくりや元気づくりの推進
  - ◆ 高齢者クラブやお達者クラブ等への参加促進
  - ◆ 健康づくり講演会や介護講習会への参加促進
  - ◆ 認知症サポーター養成講座への参加促進
  - ◆ 健康づくり推進員や食生活改善推進員の後継者や地域活動の指導者の育成
  - ◆ 「六月灯」や「敬老会」等の伝統行事の継承
  - ◆ 元気高齢者が活躍できる場の提供
  - ◆ 地域における世代間交流の推進
- ④ 安心安全な地域づくり
  - ◆ 福祉・防災マップの作成と活用
  - ◆ 自主防災組織の充実や危険箇所のチェックの実施
  - ◆ 防災訓練や救急救命講習への参加促進
- ⑤ 子育て支援と子どもの安全な環境づくり
  - ◆ 校区社会福祉協議会の子育てサロン等の活用
  - ◆ 子育てに関する情報発信
  - ◆ 大人から率先したあいさつ運動の実施
  - ◆ スクールガードによる学校敷地内外の巡回の徹底
  - ◆ 防犯パトロール隊による登下校時の安全の確保
- ⑥ 既存施設の有効活用
  - ◆ 校区公民館や集落公民館等の既存施設を活用した福祉活動の推進
  - ◆ 集落公民館等の広場の活用



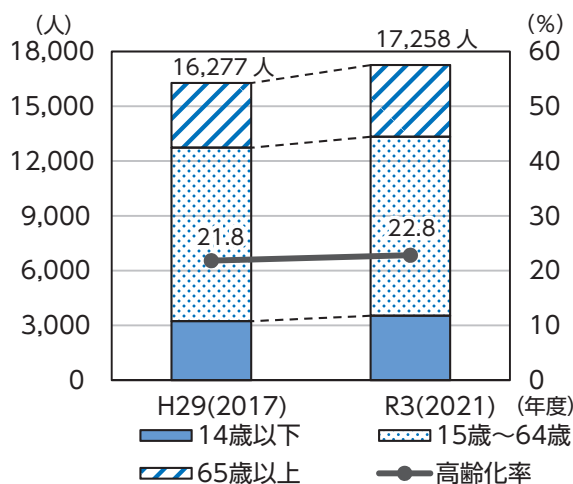
# 松元地区

## (1) 特色

本市の西部に位置し、多くの丘陵と渓谷からなり、河川沿岸や幹線道路沿道の限られた平坦地と主に山林等で構成されています。

人口は1万7千人で伸び率が9地区で最も大きく、高齢化率は22.8%で、9地区で最も低くなっています。

### ■松元地区の人口・高齢化率の推移



※各年度4月1日時点の住民基本台帳人口

### ■松元地区福祉推進会議での主な意見等

- ・町内会未加入世帯に、どのように情報を届けるかが課題である。
- ・地域の人と顔を合わせて話をすることに意義があり、話をする事で、入ってくる情報もある。
- ・時代に合った福祉活動をしていく必要があり、地域住民に見える福祉活動をしていかなければならない。
- ・高齢化が進んでいるが、子育て支援も重要である。

### ■松元地区におけるアンケート調査結果（令和2年度調査から抜粋）

- ・今後、充実していく必要がある福祉活動
  - 【市民】 災害対策(15.2%)、高齢者福祉(13.4%)、子育て支援(12.8%)
  - 【民生委員】 住民同士の交流(40.6%)、高齢者福祉(25.0%)、ひきこもりの方への支援(25.0%)
- ・福祉活動充実のために必要なこと
  - 【市民】 地域での人のつながり(36.6%)、福祉に関する情報提供の充実(25.6%)、地域の福祉活動を支援する専門員の充実(18.9%)
  - 【民生委員】 地域での人のつながり(71.9%)、地域のリーダー (56.3%)、関係団体等のネットワーク(25.0%)

## (2) 主な課題

- ① 福祉活動を支える担い手の減少
- ② 福祉に関する情報提供と情報共有
- ③ 住み慣れた地域で安心安全に暮らせる環境づくり
- ④ 高齢者や障害者への対応
- ⑤ 子育てしやすい環境づくり
- ⑥ 支援が必要な方の見守り体制づくり

### (3) 取組方針と主な取組（◆は主な取組）

- ① 地域内交流と世代間交流の促進による担い手の掘り起こしや育成
  - ◆ 関係団体各種行事の共同開催による世代間交流促進と人材発掘
  - ◆ 町内会への加入促進による人材の発掘
  - ◆ 地域行事への参加呼びかけ
  - ◆ 校区社会福祉協議会・地域コミュニティ協議会・町内会等の連携と情報共有
  - ◆ 役員交替時の研修実施や他校区との情報交換の場を創設
  - ◆ 役員の複数年就任に向けた取組
  - ◆ 地域活動に参加しやすい声掛け等環境づくりへの取組
- ② 福祉に関する情報発信の充実
  - ◆ 地域の関係団体が発行する広報紙の発行時期の整理や見直し
  - ◆ 広報紙掲載内容の見直しと情報の充実
  - ◆ 若年世代に向けたホームページやSNSを活用した情報発信
  - ◆ 各種講習会への参加促進
- ③ 安心安全な地域づくり
  - ◆ 見守りネットワークの充実と情報共有
  - ◆ 支え合いマップづくりの研修開催
  - ◆ 危険箇所点検や日常的な見守り活動
  - ◆ 各家庭の防災無線の運用支援
  - ◆ ボランティア活動への参加促進
  - ◆ 相談支援窓口を周知するための情報発信
- ④ 高齢者や障害者の生活支援や健康づくり
  - ◆ 高齢者クラブやお達者クラブ等各サロンの育成と活動活性化
  - ◆ 認知症や障害に関する正しい理解の促進
  - ◆ 校区社会福祉協議会と地域コミュニティ協議会が連携した交流事業の実施
  - ◆ ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者の把握と日常的な見守り活動
  - ◆ 障害者の把握と日常的な見守り活動
  - ◆ 公共交通機関利用困難者の把握と買い物支援体制の充実
- ⑤ 子育て支援の充実
  - ◆ 危険箇所の安全パトロールや登下校見守り活動の充実
  - ◆ 子育てサロンや育児サークル等の活動活性化
  - ◆ 地域行事への子育て世帯の参加呼びかけ
  - ◆ 子育て世帯の相談支援体制の充実
- ⑥ ひきこもりや生活困窮者等への支援
  - ◆ 民生委員・児童委員による相談支援体制の充実
  - ◆ 生活困窮者の情報把握と情報共有
  - ◆ 地域の関係団体が連携した支援が必要な方の情報共有

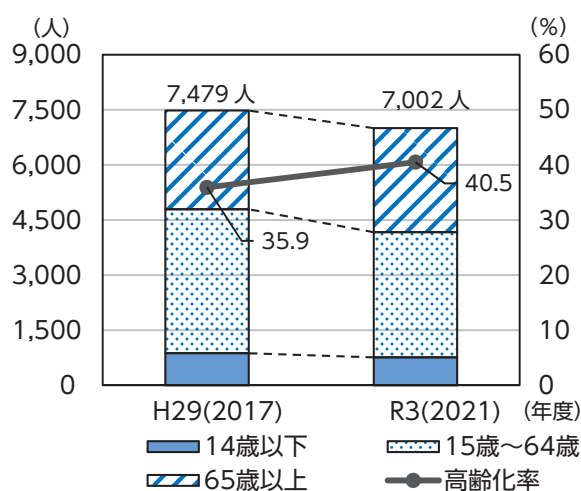
## 郡山地区

### (1) 特色

本市の北西部、甲突川の上流域に位置し、東に花尾山・三重岳、北に八重山があり、河川沿岸や幹線道路沿道の限られた平坦地と主に山地で構成されています。

人口は7千人で減少傾向にあり、高齢化率は40.5%で、桜島地区に次いで高く、増加傾向にあります。

#### ■郡山地区の人口・高齢化率の推移



※各年度4月1日時点の住民基本台帳人口

#### ■郡山地区福祉推進会議での主な意見等

- ・認知症の方が住みやすい地域づくりや、認知症の方を温かい目で見守ることのできる地域づくりができればよい。
- ・福祉活動にかかわる人材の育成と確保が急務である。
- ・女性団体が解散し、福祉活動に女性の意見が反映されにくくなるのではないか。
- ・紙媒体やホームページ等で提供される福祉情報が、自治会未加入世帯や情報弱者に届いていない。

#### ■郡山地区におけるアンケート調査結果 (令和2年度調査から抜粋)

- ・今後、充実していく必要がある福祉活動
  - 【市民】 災害対策(23.1%)、高齢者福祉(21.5%)、防犯対策(16.9%)
  - 【民生委員】 健康づくり(31.8%)、住民同士の交流(27.3%)、障害者福祉(27.3%)
- ・福祉活動充実のために必要なこと
  - 【市民】 地域での人のつながり(46.9%)、福祉に関する情報提供の充実(33.1%)、福祉に関する相談窓口の充実(25.4%)
  - 【民生委員】 地域での人のつながり(63.6%)、福祉に関する情報提供の充実(36.4%)、地域のリーダー (27.3%)

### (2) 主な課題

- ① 高齢者や障害者等への援助活動
- ② 子どもの健やかな成長を育む環境づくり
- ③ 女性の意見を福祉活動に反映する機会の減少
- ④ 福祉活動に携わる人材の確保
- ⑤ 福祉に関する情報提供の充実
- ⑥ 相談支援体制の充実

### (3) 取組方針と主な取組（◆は主な取組）

#### ① 援助の必要な世帯の把握と支援

- ◆ ひとり暮らし高齢者等安心通報システムやITを活用した見守りの推進
- ◆ 見守り活動をとおして気づく各世帯の課題把握
- ◆ 避難行動要支援者の状況把握
- ◆ 介護予防のためのふれあい活動や健康づくり事業の推進
- ◆ 認知症に関する正しい理解の促進

#### ② 子育て支援の充実

- ◆ 自治会等における防犯・防災活動の展開
- ◆ 子育てサロンにおける親への相談活動の充実
- ◆ 地区民生委員児童委員協議会による子育て通信の発行
- ◆ 地域子育て支援センターや児童センターの積極的な活用
- ◆ 校区社会福祉協議会からの新生児誕生世帯への記念品贈呈

#### ③ 女性の意見を福祉活動に取り込む体制づくり

- ◆ 女性の視点に立った福祉活動の推進
- ◆ 役員への積極的登用

#### ④ 福祉活動を行う人材の掘り起こしと育成

- ◆ 地域住民に対する福祉活動の理解促進
- ◆ 自治会における参加しやすい福祉活動の展開
- ◆ 誰もが参加しやすい組織体制の構築
- ◆ 学生や若い世代の自治会活動への参加促進
- ◆ 自治会への加入促進による人材の発掘

#### ⑤ 地域住民への効率的な福祉情報の発信

- ◆ 校区社会福祉協議会や地域コミュニティ協議会等による広報紙の発行
- ◆ 公共施設や商業施設を活用した情報発信
- ◆ ホームページやSNSを活用した情報発信
- ◆ 自治会未加入世帯への福祉情報の提供

#### ⑥ 支援体制の連携と情報提供

- ◆ 支援が必要な方々の問題発生時における地域の関係団体との連携強化
- ◆ 支援が必要な方々の情報の共有
- ◆ 複合的な問題に対する地域の関係団体の支援



# 第8章

計画の推進にあたって

## 第8章 計画の推進にあたって

### 1 目標指標

本計画の目標指標は、第六次鹿児島市総合計画との整合性を図るため、同計画における基本施策「地域共生社会の実現」の指標を用いることとします。

指 標	現 況 (令和3年度)	目 標 (令和8年度)
「福祉が充実し、お互いに支え合う暮らしやすいまちである」と感じる市民の割合	28.9%	34.0%
過去1年間に福祉活動やボランティア活動に参加したことがある市民の割合	19.3%	24.0%

## 2 計画の推進体制と進行管理

本計画を着実に推進していくため、P D C Aサイクルに基づき進行管理を行います。

### (1) 地域福祉計画推進委員会

学識経験者や社会福祉事業を経営する団体の代表者、社会福祉活動を行う団体の代表者、公募市民、行政で構成する「地域福祉計画推進委員会」において、本計画に基づく施策や事業の取組状況を把握し、本計画の進捗状況の総合的な評価を行うほか、本計画推進のための方策の検討などを行います。

### (2) 地域福祉計画地区福祉推進会議

地区の関係団体や公募市民、行政等で構成する「地域福祉計画地区福祉推進会議」において、各地区の取組状況の把握と評価を行うほか、地区福祉計画推進のための方策の検討などを行います。

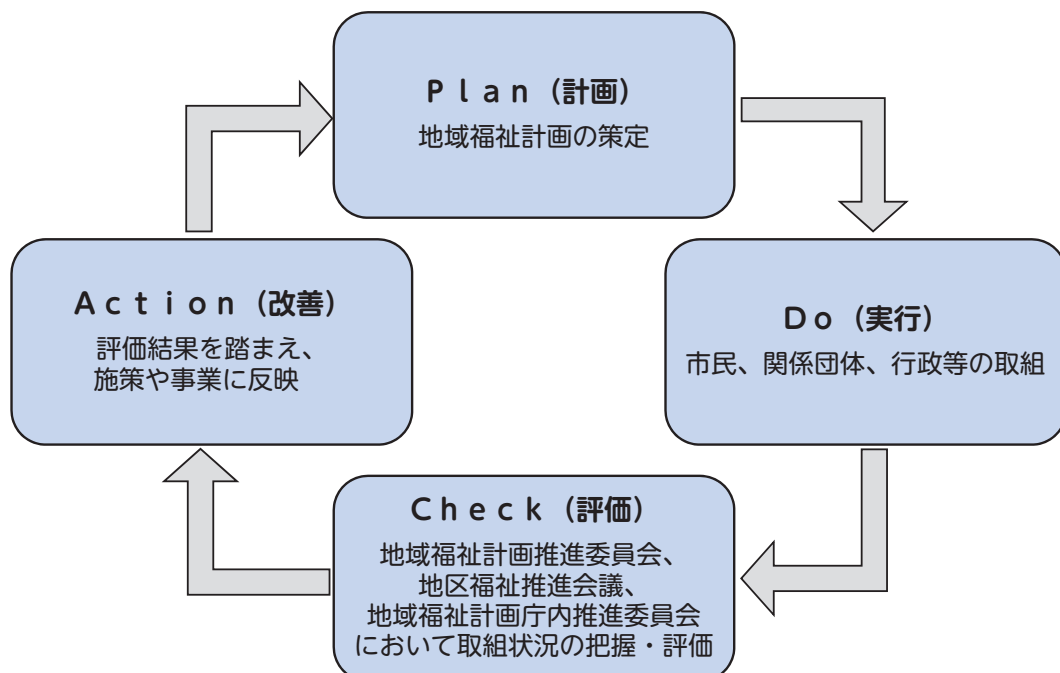
### (3) 地域福祉計画庁内推進委員会

福祉分野のほか、まちづくり、産業、防犯・防災、環境、教育等の関係部局で構成する「地域福祉計画庁内推進委員会」において、本計画に基づく事業の取組状況の把握と評価を行うほか、具体的施策や事業の検討などを行います。

### (4) その他

成年後見制度利用促進計画及び再犯防止推進計画については、別途、関係者間で取組状況を確認し、適宜、地域福祉計画推進委員会に報告します。

また、本計画と市社会福祉協議会の「第5次鹿児島市地域福祉活動計画」は、基本理念を共有していることから、両計画の進捗状況について、相互に情報共有を図りながら推進していきます。







# 資料編

## 資料編

## ●第5期鹿児島市地域福祉計画の策定経過

- ・鹿児島市地域福祉計画推進委員会

年度	回	開催日	主な内容
令和2年度	第1回	8月11日	・第5期地域福祉計画策定の趣旨等
	第2回	2月9日	・市民アンケート調査結果 ・民生委員・児童委員アンケート調査結果 ・第5期地域福祉計画の骨子案（方向性）
令和3年度	第1回	8月11日	・第5期地域福祉計画（素案）
	第2回	10月12日	・第5期地域福祉計画（素案）
	第3回	2月（書面）	・パブリックコメント手続の実施結果 ・第5期地域福祉計画（案）

- ・鹿児島市地域福祉計画地区福祉推進会議

年度	回	開催日	主な内容
令和2年度	第1回	7月14日 ～22日	・第5期地域福祉計画策定の趣旨等
	第2回	1月14日 ～22日	・市民アンケート調査結果 ・民生委員・児童委員アンケート調査結果 ・第5期福祉計画の骨子案（方向性）
令和3年度	第1回	7月9日 ～20日	・第5期地域福祉計画（素案）
	第2回	10月（書面）	・第5期地域福祉計画（素案）
	第3回	1月（書面）	・パブリックコメント手続の実施結果 ・第5期地域福祉計画（案）

- ・鹿児島市地域福祉計画庁内推進委員会

年度	回	開催日	主な内容
令和3年度	第1回	6月4日	・第5期地域福祉計画（素案）
	第2回	9月（書面）	・第5期地域福祉計画（素案）
	第3回	1月（書面）	・パブリックコメント手続の実施結果 ・第5期地域福祉計画（案）

- ・市民アンケート

実施時期：令和2年9月

対象者：16歳以上の市民3,500人（無作為抽出）

回答者数：2,076人

- ・民生委員・児童委員アンケート

実施時期：令和2年9月～10月

対象者：民生委員・児童委員（定数1,067人）

回答者数：1,013人

- ・第5期鹿児島市地域福祉計画（素案）に係るパブリックコメント手続

実施時期：令和3年12月15日（水）～令和4年1月19日（水） 36日間

意見の提出者数（件数）：25人（78件）

- 鹿児島市成年後見制度推進協議会

年度	回	開催日	主な内容
令和3年度	第1回	6月（書面）	・成年後見制度利用促進計画（素案）
	第2回	8月（持ち回り）	・成年後見制度利用促進計画（素案）
	第3回	11月24日	・成年後見制度利用促進計画（素案）
	第4回	2月（書面）	・パブリックコメント手続の実施結果 ・成年後見制度利用促進計画（案）

- 再犯防止推進計画の策定経過

令和2年度から3年度にかけて、関係機関等や庁内関係課と協議・調整を行った。

## ●鹿児島市地域福祉計画推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 鹿児島市地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）の推進に当たり、学識経験者等の意見を反映させるため、鹿児島市地域福祉計画推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地域福祉計画の進行状況の確認及び推進のための方策の検討に関すること。
- (2) 地域福祉計画の見直しに関すること。
- (3) その他地域福祉の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進委員会は、委員28人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる選任区分ごとに、当該各号に定める人数を市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 次に掲げる者で公募に応じたもの 6人以内
  - ア 市内に居住する者
  - イ 市内の事務所又は事業所に勤務する者
  - ウ 市内の学校に在学する者
- (2) 学識経験者 2人以内
- (3) 社会福祉事業経営団体の代表者 4人以内
- (4) 社会福祉活動を行う団体の代表者 12人以内
- (5) 行政の代表者 4人以内

(委員長等)

第4条 推進委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、推進委員会を代表し、会務を総理し、推進委員会の会議（以下「会議」という。）の議長を務める。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、委員長が必要に応じて招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 推進委員会の庶務は、健康福祉局福祉部地域福祉課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年2月15日から施行する。

(鹿児島市地域福祉計画市民委員会設置要綱等の廃止)

2 次に掲げる要綱は、廃止する。

- (1) 鹿児島市地域福祉計画市民委員会設置要綱（平成14年7月2日制定）
- (2) 鹿児島市地域福祉計画策定委員会設置要綱（平成14年7月12日制定）
- (3) 鹿児島市地域福祉計画地区福祉計画策定委員会設置要綱（平成14年7月12日制定）

付 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

## ●鹿児島市地域福祉計画地区福祉推進会議設置要綱

(設置)

第1条 鹿児島市地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）の地区ごとにおける推進に当たり、市民等の意見を反映させるため、次に掲げる地区ごとに当該各号に定める地域福祉計画地区福祉推進会議を設置する。

- (1) 中央地区（本市の区域のうち各支所の所管区域に属する地域以外の地域をいう。） 鹿児島市地域福祉計画中央地区福祉推進会議
- (2) 谷山地区（谷山支所の所管区域に属する地域をいう。） 鹿児島市地域福祉計画谷山地区福祉推進会議
- (3) 伊敷地区（伊敷支所の所管区域に属する地域をいう。） 鹿児島市地域福祉計画伊敷地区福祉推進会議
- (4) 吉野地区（吉野支所の所管区域に属する地域をいう。） 鹿児島市地域福祉計画吉野地区福祉推進会議
- (5) 桜島地区（桜島支所の所管区域に属する地域をいう。） 鹿児島市地域福祉計画桜島地区福祉推進会議
- (6) 吉田地区（吉田支所の所管区域に属する地域をいう。） 鹿児島市地域福祉計画吉田地区福祉推進会議
- (7) 喜入地区（喜入支所の所管区域に属する地域をいう。） 鹿児島市地域福祉計画喜入地区福祉推進会議
- (8) 松元地区（松元支所の所管区域に属する地域をいう。） 鹿児島市地域福祉計画松元地区福祉推進会議
- (9) 郡山地区（郡山支所の所管区域に属する地域をいう。） 鹿児島市地域福祉計画郡山地区福祉推進会議

(所掌事項)

第2条 前条各号に掲げる地域福祉計画地区福祉推進会議（以下「地区会議」という。）の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地区ごとにおける地域福祉計画の推進のための方策の検討に関すること。
- (2) 鹿児島市地域福祉計画地区福祉計画の策定及び見直しに関すること。
- (3) 鹿児島市地域福祉計画推進委員会への提言に関すること。
- (4) その他地域福祉の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 地区会議は、委員13人以内をもって組織する。

2 前項の委員は、次の各号に掲げる選任区分ごとに、当該各号に定める人数を市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 次の各号のいずれかに該当する者で公募に応じたもの 3人以内
  - ア 市内に居住する者
  - イ 市内の事務所又は事業所に勤務する者
  - ウ 市内の学校に在学する者
- (2) 学識経験者 1人以内
- (3) 社会福祉活動を行う団体の代表者 6人以内
- (4) 行政の代表者 3人以内

(委員長等)

第4条 地区会議に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、各地区の地区会議を代表し、会務を総理し、当該地区会議の会議（以下「会議」という。）の議長を務める。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、委員長が必要に応じて招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 次の各号に掲げる地区の地区会議の庶務は、当該各号に定める課において処理する。

- (1) 中央地区 健康福祉局福祉部地域福祉課
- (2) 谷山地区 健康福祉局谷山福祉部福祉課
- (3) 伊敷地区 健康福祉局福祉部伊敷福祉課

- (4) 吉野地区 健康福祉局福祉部吉野福祉課
- (5) 桜島地区 健康福祉局福祉部桜島保健福祉課
- (6) 吉田地区 健康福祉局福祉部吉田保健福祉課
- (7) 喜入地区 健康福祉局谷山福祉部喜入保健福祉課
- (8) 松元地区 健康福祉局福祉部松元保健福祉課
- (9) 郡山地区 健康福祉局福祉部郡山保健福祉課
- (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、地区会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成18年5月15日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

## ●鹿児島市地域福祉計画庁内推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 鹿児島市地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）に基づく地域福祉施策の推進を図り、併せて地域福祉行政を円滑に行うために、鹿児島市地域福祉計画庁内推進委員会（以下「庁内推進委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 庁内推進委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地域福祉計画に基づく各部署の具体的施策の推進に関する事。
- (2) 地域福祉施策に関する総合的な連絡調整に関する事。
- (3) その他地域福祉計画に関する事。

(組織)

第3条 庁内推進委員会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、健康福祉局福祉部長をもって充てる。
- 3 副会長は、健康福祉局すこやか長寿部長をもって充てる。
- 4 委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(会長等の職務)

第4条 会長は、庁内推進委員会を代表し、会務を総理し、庁内推進委員会の会議（以下「会議」という。）の議長を務める。

- 2 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、会長が必要に応じて招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(幹事会)

第6条 庁内推進委員会の所掌事項に関する具体的な事項について調査検討させるため、庁内推進委員会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、調査検討した結果を、庁内推進委員会に報告する。
- 3 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織する。
- 4 幹事長は、健康福祉局福祉部地域福祉課長をもって充てる。
- 5 副幹事長は、健康福祉局すこやか長寿部長長寿支援課長をもって充てる。
- 6 幹事は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 7 幹事長等の職務及び幹事会の会議については、前2条の規定を準用する。
- 8 幹事会に、必要に応じ、幹事会における調査検討に係る資料等の作成のため、関係課の職員をもって組織するワーキンググループを置くことができる。

(庶務)

第7条 庁内推進委員会及び幹事会の庶務は、健康福祉局福祉部地域福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、庁内推進委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成17年2月7日から施行する。

(鹿児島市地域福祉計画策定検討委員会設置要綱の廃止)

- 2 鹿児島市地域福祉計画策定検討委員会設置要綱（平成14年6月3日制定）は、廃止する。

付 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成18年5月18日から施行する。

付 則



この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月23日から施行する。

別表第1（第3条関係）

企画財政局企画部長

危機管理局次長

市民局市民文化部長

市民局人権政策部長

環境局環境部長

健康福祉局谷山福祉部長

健康福祉局保健部長

こども未来局次長

産業局産業振興部長

建設局都市計画部長

教育委員会事務局教育部長

別表第2（第6条関係）

企画財政局企画部政策企画課長

危機管理局危機管理課長

市民局市民文化部地域振興課長

市民局人権政策部人権推進課長

環境局環境部環境政策課長

健康福祉局谷山福祉部福祉課長

健康福祉局保健部保健政策課長

こども未来局こども政策課長

産業局産業振興部雇用推進課長

建設局都市計画部都市計画課長

教育委員会事務局教育部青少年課長

## ●鹿児島市成年後見制度推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 認知症、知的・精神障害等により判断能力が不十分な人を適切に成年後見制度の利用につなげる地域連携の仕組みを構築することを目的として、関係する機関及び団体が連携を強化し、成年後見制度の利用促進等についての意見交換、情報共有等を図るため、鹿児島市成年後見制度推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 成年後見制度の利用促進に関する事項
- (2) 成年後見制度に係る機関及び団体の連携に関する事項
- (3) 鹿児島市成年後見センターの運営に関する事項
- (4) その他成年後見制度の利用促進に関し必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、委員21人以内をもって組織し、次に掲げる団体又は機関を代表する者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 専門職団体
- (2) 相談機関
- (3) 医療・福祉関係団体
- (4) 民間・地域関係団体
- (5) 行政機関

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、他の委員の任期中に新たに委員となる者の任期は、他の委員の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会長の職務)

第5条 協議会に会長を置き、委員の互選により、これを定める。

- 2 会長は協議会を代表し、会務を総理し、協議会の会議（以下「会議」という。）の議長を務める。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が必要に応じて招集する。

- 2 会議は、会長及び委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席者の過半数をもって可決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 協議会は、協議に必要があるときは、関係者を会議に出席させて意見を求めることができる。

(報償金)

第8条 委員（行政機関の職員を除く。）が会議に出席したときは、予算の範囲内で市長が定める報償金を支払うことができる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、健康福祉局すこやか長寿部長寿支援課において処理する。

(守秘義務)

第10条 委員は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第6条第1項の規定にかかわらず、この要綱の施行の日及び新たな任期が始まる日以後最初に開かれる会議の招集については、健康福祉局すこやか長寿部長寿支援課において処理する。

## ●再犯防止に関する取組

・本市の主な取組

### (1) 国・県・民間団体等との連携強化

事業・取組	取組内容	所管課
犯罪被害者支援センター補助事業	公益社団法人かごしま犯罪被害者支援センターに負担金を交付する。	安心安全課
再犯防止推進計画に係る事務	国や県、民間団体等と横断的な連携ができるよう、定期的に情報交換や情報共有を行う。 関係機関や団体等を通じて支援を必要とする対象者に市の再犯防止に関する取組等を総合的に案内できるように、包括的な把握に努める。	地域福祉課

### (2) 就労・住居の確保のための取組

事業・取組	取組内容	所管課
鹿児島保護区保護司会との協定による就労支援	鹿児島保護区保護司会と締結している協定に基づき、保護観察に付されている者の就労を支援することにより、その再犯及び再非行の防止並びに社会復帰の促進を図る。	人事課
協力雇用主等に対する優遇措置	建設工事等競争入札参加者の格付や総合評価落札方式による一般競争入札の採点において、鹿児島県協力雇用主等に対する優遇措置を行う。	契約課
生活困窮者自立支援事業	生活困窮者に対し、相談支援、就労支援等の必要な支援を行う。 住居確保給付金を支給することで、安定した就労活動ができるようにする。	保護第一課
被保護者就労支援事業	就労支援員を設置し、就労指導等を実施することで、被保護者の自立助長を図る。	保護第一課
就職困難者等雇用促進助成事業	市内在住の就職困難者等を継続して雇用する労働者として雇い入れた市内の中小企業の事業主に対して奨励金を支給する。	雇用推進課
障害者技能向上支援事業	障害者の雇用促進につなげるため、特別支援学校の生徒を対象に技能体験教室を実施し、技能向上の機会を提供するとともに、職業技能を競い合うアビリンピックへの出場を目指す従業員を雇用している事業主に対し、技能習得に要する経費を助成する。	雇用推進課
労政広報紙発行事業	国、県、市及び関係機関の労働対策、労働福祉及び商工関係の施策の広報・啓発を図るため、「中小企業のひろば」を発行する。	雇用推進課
かごしま市しごと情報ナビ	国や県、市などさまざまな機関の仕事に関する情報をわかりやすく案内する。	雇用推進課
住宅困窮者への市営住宅の提供	保護観察対象者等を含む住宅困窮者への市営住宅の提供に努める。	住宅課

## (3) 保健医療・福祉サービスの利用の促進のための取組

事業・取組	取組内容	所管課
男女共同参画センター相談事業	主に女性が抱える様々な問題について男女共同参画の視点を持ってその相談に対応し、相談者自身が自己解決に向けて力をつけていけるように支援する。	男女共同参画推進課
高齢者福祉相談員設置事業	ひとり暮らし高齢者等安心通報システム及び高齢者福祉電話利用者等に対する安否確認や、高齢者の各種相談等を行う。	長寿支援課
地域包括支援センター運営事業	地域ケア会議等の開催による関係機関との連携を図る。地域包括支援センター職員の研修実施による資質向上等を図る。	長寿あんしん課
老人措置費	環境上及び経済的な理由により、居宅において養護を受けることが困難な原則65歳以上の高齢者について、養護老人ホームへの入所措置を行う。	長寿あんしん課
成年後見制度利用促進事業	認知症等により成年後見人等による支援が必要な人を適切に成年後見制度の利用につなげるため、成年後見センターを設置・運営し、制度の利用促進を図る。	認知症支援室
成年後見制度利用支援事業	後見等開始の審判を申し立てる人がいない認知症高齢者等のために、審判の申立てを行う。また、後見人等報酬の助成を行い、認知症高齢者等判断能力の不十分な人の支援を行う。	認知症支援室 障害福祉課 保健支援課
認知症オレンジサポーター養成事業	認知症の人や家族を支援するため、認知症サポーター及び認知症等見守りメイトを養成するとともに、認知症介護教室を実施する。	認知症支援室
認知症初期集中支援推進事業	認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を配置し、早期診断・対応に向けた支援を行う。	認知症支援室
民生委員・児童委員指導事業	担当区域での訪問活動等により、高齢者や障害がある方の福祉に関することや子育てなどの不安に関する様々な相談・支援を実施している民生委員・児童委員に研修等を行い、関係機関・団体等との連携強化を図る。	地域福祉課
民生委員・児童委員見守り活動支援事業	支援が必要な地域住民の早期発見につなげるために民生委員・児童委員の地域での見守り活動への支援を行う。	地域福祉課
見守り活動における協力協定	協力事業者・市民生委員児童委員協議会・鹿児島市の三者間で協力協定を締結し、地域での高齢者や障害者等の見守り活動の充実を図る。	地域福祉課
地域福祉推進事業 (地域福祉支援員の配置)	地域福祉支援員を配置し、校区社会福祉協議会など地域の関係団体等と連携を図りながら、地域住民の悩みや相談に対して支援を行う。	地域福祉課
ホームレス巡回相談指導事業	ホームレスの人に対し、巡回相談等を行い、必要に応じて、総合相談窓口や生活保護等の申請、救護施設への入所及び健康診断の受診等について指導を行う。	地域福祉課
生活困窮者自立支援事業【再掲】	生活困窮者に対し、相談支援、就労支援等の必要な支援を行う。	保護第一課

事業・取組	取組内容	所管課
被保護者自立促進事業	被保護者の個々の状況などに応じた方針に基づき、就労支援や健康管理支援等の必要な支援を行う。	保護第一課
鹿児島市基幹相談支援センター事業	障害者等の福祉に関する様々な問題について障害者（児）及びその家族等からの相談に応じ、情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、その他、障害者等の権利擁護のために相談支援の基幹となる相談支援センターの運営を行う。	障害福祉課
障害福祉サービス等情報公表制度	事業者から報告を受けた障害福祉サービス等情報について公表し、就労支援事業所に係る周知を行う。	障害福祉課
障害福祉サービス給付事業	障害者個々の心身の状況やサービス利用の意向、家族の状況や意向等を踏まえたサービス等利用計画案の作成等、適切なサービスの支給を行う。	障害福祉課 保健支援課
精神保健福祉推進事業	精神保健福祉相談員や嘱託の精神科医による、精神障害者や家族からの相談等に応じ、適切な助言・指導を行う。精神障害者の退院後、地域で円滑に生活ができるよう精神保健福祉相談員や嘱託の精神科医による精神障害者や家族等への相談に応じる。精神保健福祉についての講演会やイベントを通し、精神疾患についての正しい知識の普及啓発に努める。	保健支援課
婦人相談員による相談	女性の身上及び生活への相談、助言や夫等からの暴力に関する相談対応等を行う。	こども福祉課
家庭児童相談員による相談	家庭における児童養育上の諸問題に対し、関係機関等と連絡調整を図りながら、助言指導等を行う。	こども福祉課
要保護児童対策地域協議会の運営	児童虐待の早期発見と防止等に努めるため、要保護児童等への支援が円滑に機能するよう、関係機関・団体等との連携を図る。	こども家庭支援センター
子ども家庭見守り相談支援員設置事業	家庭における適正な児童養育、その他家庭児童福祉の向上を図るため、継続的な支援を行っている子どもの定期的な状況確認等を行う。	こども家庭支援センター

## (4) 非行の防止と、学習支援等の実施のための取組

事業・取組	取組内容	所管課
民生委員・児童委員による相談、見守り活動	主任児童委員が、学校や関係行政機関、地区の民生委員・児童委員と協力して、虐待や非行、育児不安など、子どもと親の抱える問題に対して相談と支援活動を実施する。	地域福祉課
生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業	家庭の事情により、家庭での学習が困難であったり学習習慣が十分に身につけていない小学5・6年生・中学生への学習・生活支援を、教員OBや大学生等の協力により実施することで、進学意欲の向上や居場所づくりを図る。	保護第一課
青少年育成委員による街頭声かけ活動	委嘱された青少年育成委員が、学校や関係機関・団体との連携のもと、本市における青少年の健全育成を図るため、街頭声かけ活動を通して、問題行動の未然防止、早期発見・指導に努める。	青少年課

事業・取組	取組内容	所管課
社会教育指導員（育成センター職員）による電話相談	育成センター職員が、青少年及び保護者等から、青少年に関する諸問題について、電話又は来所による相談に応じる。	青少年課
小・中・高等学校生徒指導主任・担当者会の開催（年3回）	いじめや非行等の問題行動や、不登校についての積極的な生徒指導の推進を図る。	青少年課
三署別中学校生徒指導担当者連絡会の開催（年3回）	三警察署（中央、西、南）の地区毎に、中学校生徒の健全育成を図ることを目的に喫緊の生徒指導上の諸問題について情報の共有を行う。	青少年課
フレンドシップ支援事業	フレンドシップ（適応指導教室）を開設し、様々な要因で登校できない児童生徒への支援を行う。また、不登校児童生徒の中で希望する家庭に学習支援員を派遣する。	青少年課

（5）民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進のための取組

事業・取組	取組内容	所管課
人権啓発活動事業	「刑を終えて出所した人」に対する差別、偏見を人権課題として捉え、市民一人ひとりが様々な人権問題について、正しい認識と理解を深め、人権尊重意識の普及高揚を図るため、啓発資料等を作成し、広く市民、企業等に広報啓発を行う。	人権推進課
鹿児島保護区保護司会に対する補助金	団体の活動を助成し、本市における犯罪の防止及び更生保護活動の活発化を図る。	地域福祉課
“社会を明るくする運動”への参加	犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動である“社会を明るくする運動”に参加し、再犯防止に関する地域での理解の促進を図る。	地域福祉課
「育成センターだより」の作成・配布	少年非行のすう勢や育成センターの活動の様子などを掲載し、毎月、学校や関係機関・団体に配布する。	青少年課
「非行防止啓発チラシ」の作成・配布	少年非行やSNS等に関する内容を記載し、年1回、夏期休業前に市内の全中学校・高等学校に配布する。	青少年課
人権教育推進事業	すべての人々の人権が、真に尊重される社会の実現をめざして、研修会や講演会の実施、啓発冊子・地域公民館だよりによる啓発、DVD、書籍の購入・活用等を通じて様々な人権問題に関する学習機会の拡充や人権問題についての正しい理解と認識を深める。	生涯学習課

## ・関係機関等の主な取組

## 【鹿児島保護観察所】

事業・取組	取組内容
薬物を始めとした、依存症を持つ保護観察対象者やその家族への支援	①処遇プログラムの実施 ②引受人・家族会 ③地域支援の在り方検討 ④薬物依存症回復支援研修会の開催
就労支援	保護観察対象者等への就労支援（ハローワークや協力雇用主、就労支援事業者機構等との連携）を行う。
高齢・障がい保護観察対象者等への援護	医療・福祉サービスが必要な保護観察対象者等への支援（医療・福祉機関との連携）を行う。
住居支援を要する保護観察等対象者への援護	住居支援が必要な保護観察対象者等への支援（居住支援法人、市営住宅担当との連携）を行う。
犯罪予防活動事業	保護区保護司会を中心する更生保護ボランティア団体と協力して、“社会を明るくする運動”や再犯防止にかかる広報啓発活動を実施する。

## 【鹿児島地方検察庁】

事業・取組	取組内容
鹿児島保護観察所との連携による支援	更生保護法に基づく更生緊急保護（勾留等により身体を拘束されていた者が起訴猶予処分等でその拘束を解かれたときに、金品の給与・貸与、宿泊場所の供与等を行う制度）の重点実施を活用して、保護観察所と連携し、生活指導や福祉サービス等に係る調整、就労支援等の社会復帰支援を行う。
公益社団法人鹿児島県社会福祉士会との連携による支援	地域において継続した福祉サービス等の支援の必要があると認められる被疑者等に対して、社会福祉士に支援方法について助言を受けたり、適切な受入施設等との調整を依頼して、福祉サービス等につなげる支援を行う。

## 【法務少年支援センターかごしま（鹿児島少年鑑別所）】

事業・取組	取組内容
地域援助	少年鑑別所法第131条に基づき、児童福祉機関、学校・教育機関などの青少年の健全育成に携わる関係機関・団体と連携を図りながら、地域における非行及び犯罪の防止に関する活動や健全育成に関する活動などを行う。

## 【鹿児島保護区保護司会】

事業・取組	取組内容
「心の相談室」事業	罪を犯した人たちの「居場所づくり」として、専門スタッフ保護司2名を配置し、毎月第4土曜日にサポートセンター内で「よろず相談」を開設。また、絵手紙づくり、しめ縄づくり、トン汁会、ぜんざい会等の四季折々の活動を展開。保護観察期間終了者も気軽に立ち寄れるよう相談コーナーを常設し、社会的孤立の回避や支援に努める。

事業・取組	取組内容
“社会を明るくする運動”等啓発事業	<p>①毎年7月を“社会を明るくする運動”（社明運動）強調月間として再犯防止広報活動の市電中吊り広報ポスターの掲示や「FMぎんが」ラジオ放送20秒CM事業を展開し、市民の意識啓発高揚に努める。</p> <p>②7支部それぞれが、年間を通じ“社明運動”や“防犯運動”の街頭キャンペーン、関係団体と連携したミニ集会等を随時に開催し、再犯防止に向けた積極的な意識啓発活動に取り組む。</p> <p>③市と連携し、「鹿児島市安心安全まちづくり大会」の開催会場や「市民生き生きスポ・レクフェスタ」のスポーツ大会競技会場で、“社明・防犯運動”の街頭キャンペーンを実施。支部毎に幸せの「黄色いノボリ旗」を掲げ、会場を訪れる人たちに「社明・防犯グッズ」を配布し、更生保護の理解・啓発の呼び掛けを行う。</p>

## 【更生保護法人草牟田寮（更生保護施設）】

事業・取組	取組内容
担任制による処遇	<p>担任制により、個別面談や集団処遇による金銭管理指導、就労支援、規則正しい生活指導、SST（SocialSkillsTraining（社会生活技術訓練））、法律相談等を実施し、再犯防止に努める。</p> <p>また、アルコールや薬物に依存傾向がある対象者に対しては、専門病院受診を支援し、プログラム受講を指導する。</p> <p>更に、精神障害を持つ対象者に対しては、専門病院受診後、自立支援医療を活用した訪問看護サービス利用の支援を行う。</p>
フォローアップ事業	<p>「繋がり」「孤立防止」「退寮後の生活相談、安否確認、行事への案内等の支援」を目的に通所・往訪・電話等により退寮生と連絡を取ることで再犯防止に努める。</p>

## 【鹿児島市更生保護女性会】

事業・取組	取組内容
“社会を明るくする運動”推進事業	<p>街頭キャンペーンや地域での更生保護活動のチラシやグッズの配布を通じて犯罪予防活動の広報を行う。</p> <p>青少年健全育成や地域連携（地域を編む）活動として子育て支援・ミニ集会活動を実施する。</p>
再犯防止推進活動	<p>更生保護施設への炊事奉仕活動を行い、入所者に「家庭のぬくもり、おふくろの味」を提供する。</p>

## 【郡山地区更生保護女性会】

事業・取組	取組内容
再犯防止推進活動	<p>「ひまわり教室」を三者連携活動として参画し、保護観察終了者、刑務所出所者等の居場所づくりの活動を行う。</p>

## 【鹿児島地区BBS会】

事業・取組	取組内容
非行防止推進活動	<p>非行少年等の理解者となって「ともだち活動」やグループワークを行い、少年たちの成長を共に支援する。</p>



事業・取組	取組内容
青少年健全育成推進活動	児童自立支援施設や児童養護施設が実施する地域行事に参加し、交流を通じて少年たちの激励、支援を行う。 保護観察所の企画する社会貢献活動に参加して、参加者との交流を通して激励、支援を行う。

## 【鹿児島県協力雇用主会】

事業・取組	取組内容
会員開拓	刑務所出所者等の雇用に協力する意思のある協力雇用主を多様な業種から開拓する。
矯正施設視察研修	矯正施設内の処遇・施策に対する協力雇用主の理解を深め、刑務所出所者等の雇用の促進を図る。
育成助成金交付	地区協力雇用主会へ助成金を交付し、地域での再犯防止及び就労支援活動を支援する。
自治体への働きかけ	協力雇用主の周知・社会的評価の向上を目指し、自治体へ入札時の優遇措置導入を働きかける。
協力雇用主の表彰	就労支援事業に協力のあった雇用主を表彰する。

## 【鹿児島県地域生活定着支援センター】

事業・取組	取組内容
地域生活定着促進事業	高齢又は障害により、福祉的な支援を必要とする犯罪をした人等に対し、保護観察所、矯正施設、留置施設、検察庁及び弁護士会といった刑事司法関係機関、地域の福祉関係機関等と連携・協働しつつ、刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束中から釈放後まで一貫した相談支援を実施することにより、その社会復帰及び地域生活への定着を支援する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・(コーディネート業務) 矯正施設退所予定者の帰住地調整支援を行う。</li> <li>・(フォローアップ業務) 矯正施設退所者を受け入れた施設等への助言等を行う。</li> <li>・(被疑者等支援業務) 被疑者、被告人の福祉サービス等の利用調整や釈放後の継続的な援助等を行う。</li> <li>・(相談支援業務) 犯罪をした人・非行のある人等への福祉サービス等についての相談支援を行う。</li> <li>・関係機関とのネットワークを形成し、ソーシャルインクルージョンの実現へ向け、積極的に周知・啓発活動を行う。</li> </ul>

## 【鹿児島県弁護士会】

事業・取組	取組内容
法律相談	各種法律相談に応えるため法律相談センターを県弁護士会館内に常設。多重債務については、特別に「多重債務者専用相談」の窓口を設ける。
福祉的支援の連携	刑事弁護手続において、釈放された後の生活に福祉的支援の必要がある被疑者・被告人に対して、社会福祉士とともに弁護活動を行い、釈放後に具体的支援を実践することによって被疑者・被告人に対する福祉的支援を行う。

## ●用語解説

## 【あ行】

## ・IT

Information Technologyの略。情報技術。

## ・SNS

Social Networking Serviceの略。個人間のコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの構築を支援するインターネットを利用したサービス。

## ・NPO

Non-Profit Organizationの略。営利を目的としない公益的な市民活動などを行う民間の組織、団体。

## 【か行】

## ・校区社会福祉協議会

概ね小学校区単位で組織され、町内会や地区民生委員児童委員協議会、PTA、あいご会などで構成し、さまざまな福祉活動に取り組んでいる。

## ・後見（成年後見制度の類型）

判断能力が欠けているのが通常の状態、重度の認知症や知的・精神障害のために日常生活を送るのが困難な人が対象となる。

## 【さ行】

## ・社会を明るくする運動

すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動。

## ・住宅確保要配慮者

低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子育て世帯など、住宅の確保に配慮を要する方。

## ・小地域ネットワーク

校区社会福祉協議会や地域コミュニティ協議会、町内会、民生委員・児童委員等が連携を図りながら、日常生活圏域において、さまざまな福祉活動を行うほか、悩みや不安を抱えている人に対して支援を行う仕組み。

## 【た行】

## ・ダブルケア

同時期に介護と育児の両方に直面すること。

## ・地域共生社会

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

## ・地域コミュニティ協議会

小学校区単位で組織され、町内会やNPO、事業所、医療機関、福祉施設など幅広い団体で構成し、地域課題の解決や地域資源の活用など地域主体のまちづくりに連携・協力して取り組んでいる。

## ・地域福祉支援員

地域福祉館と連携を図りながら、各種団体等の連携支援と小地域ネットワーク活動の活性化や地域情報の把握及び各種団体への橋渡し、団体や個人からの相談への対応、地域ボランティアの活性化などに取り組んでいる。

## ・地域福祉ネットワーク

地域福祉館等や地域福祉支援員が、小地域ネットワークにおける福祉活動の充実を図るため、福祉活動に対する助言や情報提供、地域の団体の連携促進や交流の場の提供、福祉に関する相談への対応などの支援を行う仕組み。

### ・地域連携コーディネーター

地域コミュニティプランの策定やプランに基づく活動等の支援を行い、組織間の連携・協働を進める推進役として、コミュニティビジョンの推進を図っている。

### ・地域連携ネットワーク（成年後見制度）

各地域において、現に権利擁護支援を必要としている人も含めた地域に暮らす全ての人々が、尊厳ある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするため、地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携する仕組み。

### ・DV

Domestic Violenceの略。配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振られる暴力のこと。身体的暴力だけでなく、精神的暴力（大声で怒鳴る、無視するなど）、経済的暴力（生活費を渡さないなど）、性的暴力（性的行為を強要する、避妊に協力しないなど）など多岐にわたる。

## 【は行】

### ・8050問題

80代の親とひきこもり状態にある50代の子どもが同居する世帯が抱えるさまざまな問題。

### ・避難行動要支援者

高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する方のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な方であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する方。

### ・プラットフォーム

周辺よりも高くなった水平で平らな場所。本計画では、分野・領域を超えた地域づくりの担い手が出会い、更なる展開が生まれる場。

### ・保佐（成年後見制度の類型）

判断能力が著しく不十分で、中程度の認知症や知的・精神障害のために不動産の売買など、重要な財産行為が一人でできない人が対象となる。

### ・補助（成年後見制度の類型）

判断能力が不十分で、軽度の認知症や知的・精神障害のために重要な財産行為を一人で行うには不安がある人が対象となる。

### ・ボランティアセンター

ボランティア活動における地域における拠点として、県や市町村の社会福祉協議会等に設置されたセンター。ボランティア活動の相談、あっせん、情報提供、啓発など総合的にボランティア活動を促進している。

## 【ま行】

### ・民生委員・児童委員

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々であり、子どもたちの見守りや子育て相談・支援等を行う児童委員を兼ねている。

## 【や行】

### ・ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども。

あなたとわくわく



# マグマシティ

## 鹿児島市

マグマ、それは、桜島が宿すエネルギー。  
それは、大らかであたたかく、時に熱い人々の心。  
そして、人と人とが紡ぎだす、未来への力。

ここは、みんなの思いをあわせ、  
夢へと向かっていける「マグマシティ」。

もっとつながりたくなる、夢をかなえたくなる、ここで暮らしたくなる……。  
わくわくする明日を、あなたと。



### 第5期鹿児島市地域福祉計画

発行日：令和4年6月

発行：鹿児島市

編集：鹿児島市（健康福祉局 福祉部 地域福祉課）

〒892-8677 鹿児島市山下町11番1号

TEL 099-216-1245 FAX 099-223-3413



GREEN PRINTING JFM  
P-B10284  
この印刷製品は、環境に配慮した  
資材と工場で製造されています。